

K
A
W
A
J
I
M
A

住む人に快適を

訪れる人に活力を

笑顔で人がつながるまち

かわじま



第5次川島町総合振興計画

基本構想・前期基本計画

平成23年3月
川島町

第5次川島町総合振興計画

基本構想・前期基本計画

住む人に快適を 訪れる人に活力を 笑顔で人がつながるまち かわじま

平成23年3月

川島町

誰もが安心して住み続けたいと

思えるまちを目指して



本町は、平成13年度に策定した「新・川島町総合振興計画」に基づき、総合的、計画的にまちづくりを推進してまいりました。この間、首都圏中央連絡自動車道の開通に伴い、川島インターチェンジを拠点とした郊外型大型商業施設の誘致、川島インター産業団地の建設、インターへのアクセス道路整備など産業振興施策、及び教育、福祉等の向上施策を鋭意実施してまいりました。

しかしながら、まちを取り巻く社会情勢は、少子高齢社会の到来、温暖化問題、バブル崩壊後の低迷を続ける経済状況による将来への不安など、一市町村では解決できない課題も多く、住民生活にも大きな影響があります。また、地方分権が進展する中、町民のニーズの多様化や持続的で良質なサービスの提供が求められております。このためには、さらなる行政改革の徹底と財政基盤の強化を図り、自治体としての自主性を高め、これまで以上に効率的かつ効果的な行政運営に努めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、行政運営に課せられた様々な課題に対応していくため、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とした、まちづくりの指針となる「第5次川島町総合振興計画」を策定いたしました。この計画では人口減少、高齢社会に対応するべく「定住促進」、「交流・転入促進」、「生活基盤の充実」を重点課題と位置づけ、町民の皆様とともに「誰もが安心して住み続けたいと思えるまちづくり」の実現に向け取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に対し、貴重な御意見をいただきました町民の皆様をはじめ、川島町総合振興計画まちづくり協議会委員、川島町総合振興計画審議会委員、川島町議会議員及び関係者各位に対し深く感謝申し上げます。今後も、さらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年3月

川島町長 高田康男

●町章



川島の「川シマ」を図案化したもので、町の発展と融和を象徴しています。

昭和 37 年 5 月に募集をし、昭和 37 年 6 月 5 日に審査会を行い、群馬県草津町の桜井由紀江さんの図案が採用されたものです。

●町の木…もくせい



家の庭などに植えられる常緑樹です。花は秋に咲き、よい香りを漂わせてくれる昔から親しまれている木です。

●町の花…はなしょうぶ



水田地帯である本町に多く植えられ、愛好されています。初夏には、紫・白・紫紅の大きな花をつける、繁殖力のあるアヤメ科の代表的品種です。

●町の鳥…ひばり



早春に、にぎやかにさえずりながら麦畑を空高く舞いあがるさまは、川島の春の風物詩ともいえます。ひばりは“あげひばり”といわれ、縁起のよい鳥といわれています。

川島町町民憲章

わたくしたちのかわじまは 古く成り立ちのとき以来 住民の結束により発展してきました

わたくしたちは このかわじままちをこよなく愛し 教養を高め スポーツに親しみ いっそう住みよいまちにするためここに町民憲章を定めます

- 一 かわじまを守る堤は 心のきずな
- 一 かわじまを生かす きれいで豊かな自然
- 一 かわじまを築く力は 働くこの手
- 一 かわじまの伝統受け継ぎ 創ろう文化
- 一 かわじまの宝だ 伸ばせ子供たち

昭和 59 年 11 月 3 日 川島町

川島町スポーツ都市宣言

わたしたち川島町町民はスポーツを愛し、スポーツを親しみ、スポーツを通じて、より健康の増進を図り、よって住みよいふるさとを建設するため次の目標をかかげて、ここに「スポーツ都市」を宣言いたします

- 一、町民すべてがスポーツを親しみ実践しよう。
- 一、力をあわせてスポーツのできる場と環境を確保しよう。
- 一、スポーツを通じて社会連帯感の高揚を図るため、地域にも職場にもスポーツの場と機会をつくろう。

昭和 52 年 1 月 16 日 川島町

生涯学習推進のまち宣言

わたくしたち川島町民は
生涯にわたり健康で楽しく学び合い
思いやりと心のきずなを大切にし
仲良く助け合う家庭をつくり
明るく心豊かな人生が送れる
ふるさと文化の香るまち「かわじま」の実現をめざします
町制 20 周年にあたり

「生涯学習推進のまち」とすることを宣言します

平成 4 年 11 月 3 日 川島町

【目次】

第1部 序論

第1章 総合振興計画策定にあたって	2
第2章 計画の構成と期間	3

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの基本方針	6
第1節 基本理念	6
第2節 将来像	7
第2章 将来人口	8
第3章 土地利用構想	9
第1節 土地利用の考え方	9
第2節 土地利用方針	10
第4章 施策の大綱	13
(1) 一人ひとりが安心して元気に暮らせるまちづくり【保健・医療・福祉】	13
(2) 美しい景観・自然が守られるまちづくり【自然環境・生活環境】	14
(3) 自然と調和を保ち快適に定住できるまちづくり【都市基盤・土地利用】	15
(4) 活力ある産業のまちづくり【農業・商業・工業・観光】	16
(5) 自己実現を支援する生涯学習のまちづくり【生涯学習・教育】	17
(6) 町民との協働でつくりあげる支え合いのまちづくり【自治・コミュニティ】	18
(7) 町民に開かれた計画的なまちづくり【行財政運営】	19

第3部 前期基本計画

リーディングプロジェクト	22
第1節 リーディングプロジェクトの考え方	22
第2節 プロジェクト設定と政策の視点	22
第3節 プロジェクトの内容	23
第1章 一人ひとりが安心して元気に暮らせるまちづくり	
第1節 健康づくりの推進	26
第2節 福祉社会の形成	29
第3節 児童福祉・子育て支援の充実	32
第4節 障がい者福祉の充実	35
第5節 高齢者福祉の充実	39
第6節 青少年の健全育成	42
第7節 社会保障の充実	44
第2章 美しい景観・自然が守られるまちづくり	
第1節 循環型社会の形成	48
第2節 ごみ処理の充実	51

第3節	公園・緑地の整備.....	54
第4節	河川の整備.....	57
第5節	農村集落の環境整備.....	59
第3章	自然と調和を保ち快適に定住できるまちづくり	
第1節	秩序ある土地利用.....	62
第2節	市街地の整備.....	64
第3節	住宅・住環境の整備.....	66
第4節	上水道の整備・充実.....	69
第5節	生活排水・雨水処理の充実.....	71
第6節	道路の整備.....	73
第7節	公共交通機関の充実.....	76
第4章	活力ある産業のまちづくり	
第1節	新しい産業の振興.....	80
第2節	農業振興と農地保全.....	82
第3節	商業の振興.....	86
第4節	工業の振興.....	89
第5節	観光の振興.....	91
第6節	労働環境の改善.....	93
第5章	自己実現を支援する生涯学習のまちづくり	
第1節	生涯学習まちづくりの推進.....	98
第2節	社会教育の充実.....	101
第3節	幼児・学校教育の充実.....	104
第4節	スポーツ・レクリエーションの充実.....	109
第5節	芸術・文化の振興.....	112
第6節	国際化の推進.....	115
第6章	町民との協働でつくりあげる支え合いのまちづくり	
第1節	自治・コミュニティの振興.....	118
第2節	男女共同参画社会の形成.....	121
第3節	人権の尊重.....	123
第4節	交通安全の推進.....	125
第5節	消防・防災体制の充実.....	127
第6節	消費者保護.....	130
第7章	町民に開かれた計画的なまちづくり	
第1節	情報公開の推進.....	134
第2節	行政運営の推進.....	137
第3節	財政運営の充実.....	140
第4節	電子自治体の推進.....	143
第5節	地方分権・関係市町との連携の推進.....	145

資料編

(1) 川島町総合振興計画審議会条例	148
(2) 諮問・答申	149
(3) 第5次川島町総合振興計画審議会委員名簿	151
(4) 第5次川島町総合振興計画まちづくり協議会委員名簿	152
(5) 第5次川島町総合振興計画策定経過	153

第1部 序論

第1章 総合振興計画策定にあたって

川島町では、平成 13 年度を初年度とする新・川島町総合振興計画(第 4 次総合振興計画)において、「輝く未来へ 新しい風を求めて」を将来像に掲げて、この実現に向けたまちづくりを進めてきました。こうした中、平成 20 年には首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の川島インターチェンジが開通し、新たな川島の玄関口ができたことにより、新しい風が吹き込もうとしています。

一方で、まちづくりを取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進行、高度情報通信社会の発展、地球規模での環境保全問題、新興国の台頭による産業の空洞化など、社会情勢は大きな変革の時を迎えています。さらに、国と地方自治体の対等な関係をめざした地域主権の推進や定住自立圏構想をはじめとする制度改革など、行政を取り巻く環境も大きく変わろうとしています。

このように、私たちを取り巻く社会情勢は「成長」から「成熟」へ、「量的充実」から「質的充実」へと転換しつつあります。

こうした状況を踏まえ、これまで行ってきた取り組みを活かしながらこれからの時代の流れに的確に対応していくため、第 5 次川島町総合振興計画を策定するものです。この第 5 次川島町総合振興計画は、平成 23 年度からの 10 年間の将来像及びまちづくりの指針を示すものとなります。



第2章 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3つで構成されています。

◆基本構想

基本構想は、本町の中長期的な方向を示すもので、まちづくりの目標となる将来像を描き、その実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を示すものです。

計画期間は、平成23年（2011年）度から平成32年（2020年）度までの10年計画です。

◆基本計画

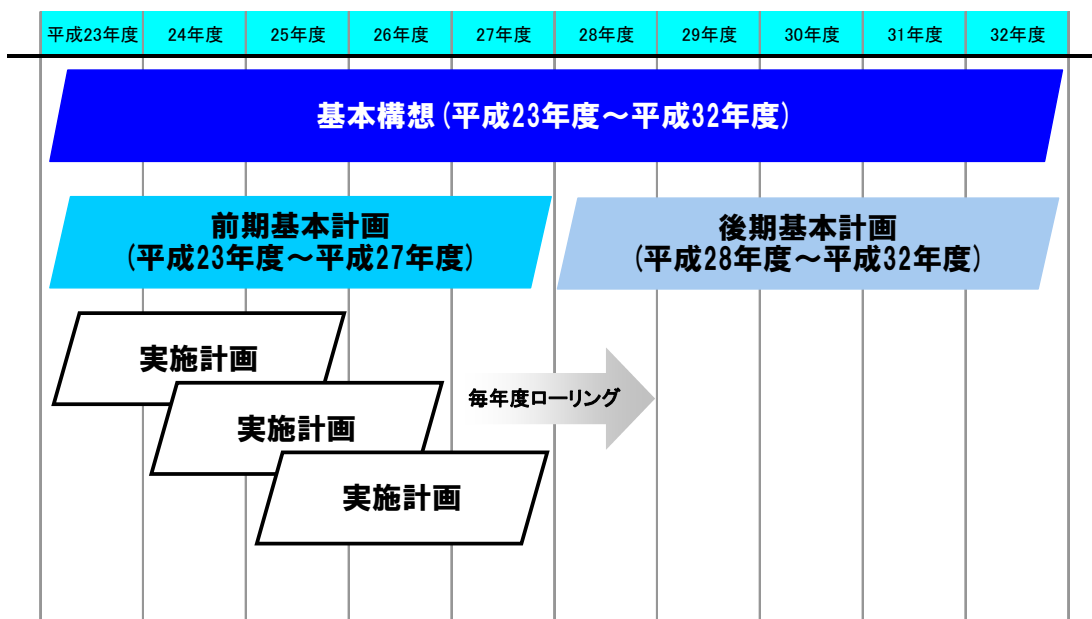
基本計画は、基本構想で描く将来像を実現するため、取り組むべき施策の具体的内容を分野ごとに明らかにするものです。また、達成目標を明らかにするために目標値を示したり、実施計画の枠組みを示すものです。

計画期間は、基本構想の10年を前期と後期の2期に分けたものとなり、前期基本計画は平成23年度（2011年）から平成27年度（2015年）、後期基本計画は平成28年度（2016年）から平成32年度（2020年）までの、それぞれ5年計画です。

◆実施計画

実施計画は、基本計画に基づく事務事業を、どのように計画的かつ具体的に推進するかを年度ごとに明らかにしたもので、組織、予算などの経営管理の指針となるものです。

計画期間は3年間として、毎年度ローリング方式*で見直しを行います。



ローリング方式…施策や事業の見直し・修正を定期的に行う方式

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの基本方針

本町の新しいまちづくりの基本理念を以下のように掲げ、今後のまちづくりのすべての分野においての基調とし、各種施策に取り組みます。

第1節 基本理念

I 人・自然・景観を大切にした魅力あふれるまちづくり

四方を川で囲まれた本町は、この恵まれた環境を活かした水田風景や親水空間が形成されています。都会に一番近い農村として、これらの自然や田園風景を保全することは本町の責務であり、また、世界的に持続可能な発展を目指すことが求められる昨今においては、自然との共生がいっそう重要な課題となることから、自然が織り成す景観を保全するとともに、その魅力を引き出すまちづくりに取り組みます。

今後、少子高齢社会のさらなる進展が予測され、医療や福祉の重要性はいっそう増すものと考えられます。子どもからお年寄りまで、誰もが安心して、住み続けたいと思えるような、人を大切にするまちづくりに取り組みます。

II まちの資源と都市近郊を活かした、人でにぎわうまちづくり

まちが発展するには、産業の発展が重要な要素となります。そして、まちの産業は豊かな水によって成り立っている「農」を抜きにしては語れません。首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジが開通したことに伴い、本町の基幹産業である農産物を川島ブランドとして広域的に普及することを目指すとともに、第二次、第三次産業も発展させ、働く人でにぎわうまちづくりに取り組みます。

また、休耕地などを有効活用するため、市民農園など観光目的による利用を展開し、都市部の人との交流を深めるなど、訪れる人が絶えないにぎわいのあるまちづくりに取り組みます。

III まちが人を育み、人がまちを育む活力と協働のまちづくり

地方分権が進められることに伴い、自立した行財政運営に取り組むことが現実味を帯びてきました。しかしながら、少子高齢化をはじめとした人口減少により、大幅な財源の縮小が予測され、自治体の経営そのものを見直す必要が生じてきました。今後はいっそう、町民がまちづくりへ参加する機会を拡大し、まちの風土が人を育み、そして人がまちを育む、行政と町民が一体となった協働のまちづくりに取り組みます。

第2節 将来像

まちづくりは、「人」がいてはじめて成り立つもので、本町においては少子高齢化や都市部への流出などにより、人口が減少する傾向にあります。このまま人口が減少し続ければ、まちづくりの担い手もいなくなり、まちの魅力も薄れ、訪れる人もいなくなる悪循環に陥ってしまいます。また、地域の中でも人口密度の低下によるコミュニティ機能の低下などが起こり、地域活動の維持もままならなくなる恐れもあります。

こうした現状を打開し、まちの魅力を高めていくためには、川島の土地に住む人が快適に感じられる暮らしの実現と、人をひきつける魅力ある産業と観光の活性化が重要になります。

このような観点を踏まえ、本町の将来像を次のように定めます。

住む人に快適を 訪れる人に活力を 笑顔で人がつながるまち かわじま

具体的には次のような将来の姿をめざします。

町内の各地域では、子どもの見守り活動や高齢者の訪問活動など、住民のボランティアによる支えあいが積極的に行われ、また、公共の福祉も充実しており、安心して快適に生活できる環境に住民の笑顔が満ちています。さらに、町に残された豊かな自然空間が住民の癒しの空間となり、住民自ら自然の保全に取り組み、その中に新しいコミュニティが形成され、人と人のふれあいにより、心に潤いを与えています。

また、市民農園や観光を目的として町外から多くの人を訪れ、市民農園で汗を流し、自分で農作物を作り収穫することの楽しさを実感しています。観光を訪れた人は残された自然や、自然を基調とした景観に魅力を感じ、自然の生命力に触れることで自らの活力も再認識し、元気になり笑顔で帰っていきます。そして、再び活力を求めて町を訪れる、そんな都心に住む人の第2の故郷としての役割を担っています。

そして、快適に過ごしている住人と都心から訪れる人の交流が盛んになり、人の活気が絶えない環境が構築されています。また、訪れる人の増加とともに、本町に転入する人が徐々に増え始め、まちづくりの新たな担い手が誕生し、まちの中に笑顔が溢れています。

第2章 将来人口

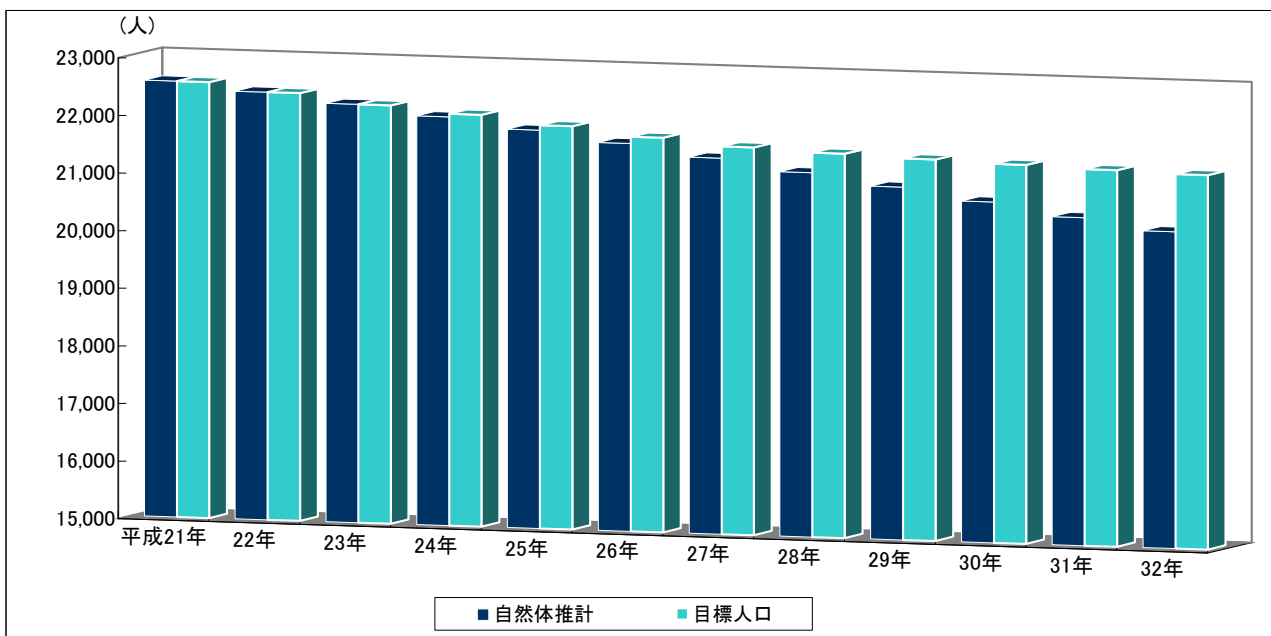
本町の総人口は、平成12年をピーク(23,732人、10月1日現在)に減少し続けています。少子高齢化を背景とした人口減少は、全国的な傾向として、本町としても避けられない時代の流れであるといえます。

こうした状況の中、これまでの傾向をもとにした平成32年の推計人口はおよそ20,500人と予測されますが、本計画による魅力あるまちづくりを進めることにより、人口流出の抑制や転入者の増加などを想定し、将来の人口をおよそ21,500人と設定します。

人口の見通し

	平成21年	平成27年	平成32年
推計人口(人)	22,567	21,530	20,500
目標人口(人)	22,567	21,730	21,500

*平成21年は住民基本台帳10月1日現在の実績値、推計人口はコーホート要因法*による



コーホート要因法…ある一定期間内に生まれた集団の時間的变化をもとに、生存率や純移動率を設定して将来人口を推計する方法

第3章 土地利用構想

第1節 土地利用の考え方

本町は、地味肥よくな土地を利用した水田農業を中心に発展してきたまちであり、また、四方を川に囲まれ、自然環境に恵まれたまちです。そのため、田園環境を基本としたまちづくりを継承していきます。

土地利用の転換、主として農村的土地利用から都市的土地利用への転換は、田園環境との調和を図りながら行うものとし、水と緑を基調としたまちづくりを推進します。

川島インターチェンジ周辺地域については、都市的土地利用に向けて秩序ある土地利用への転換を図ります。

また、既存の市街地や農村集落などにおいて、地区計画の指定などにより、きめの細かいまちづくりを推進します。

開発行為については、この土地利用構想を基本とするとともに、新たな観点に立って農業振興地域整備計画を策定し、さらに地域が自主的に策定するまちづくり計画と調和のとれた土地利用へと誘導を図ります。

土地利用区分の設定

将来の土地利用	土地利用区分
市街地ゾーン (都市的土地利用)	①住居系地域
	②物流・工業系地域
	③商業系地域
	④インター周辺関連開発地域
	⑤公園・緑地系地域
田園ゾーン (農村的土地利用)	⑥農業系地域
	⑦田園居住系地域
自然的土地利用	⑧河川
その他 (線的土地利用)	⑨道路
	⑩水路

第2節 土地利用方針

都市的土地利用

①住居系地域

既存の市街化区域の住宅地については、用途地域にあった土地利用を誘導し潤いのある住環境の形成を図ります。このため、住居系用途地域の住工混在を解消するとともに、低層住宅地としての誘導を図るため、地区計画制度などの活用により調和のある緑豊かな住宅地の形成を図ります。

計画的に整備された川島八幡住宅団地については、良好な居住環境が形成されており、その水準の維持を図ります。

市街化区域内の一団の低未利用地については、計画的に住宅地の整備を図り、良好な住環境の形成を図ります。

また、水路等の整備を併せて推進し、水と緑豊かなまちを形成するとともに、雨水排水対策の充実を図ります。

②物流・工業系地域

既存の工業地(工業専用地域)については、既に工場などの立地が図られており、それらの環境の保全・整備を推進します。

新たな物流・工業団地(区域)としては、主要道路沿線などへの整備を推進するほか、町の東部地域などにおいて物流・工業団地(区域)の整備や研究機関の誘致を推進します。

③商業系地域

大型ショッピングセンターの進出に伴い、当地域を中心に、更に商業地を拡大し、国道 254 号の沿道に商業集積を図ります。整備にあたっては、町並みとして統一感のある整備を図るとともに、快適性と利便性を併せ持った環境整備を図ります。

④インター周辺関連開発地域

交通の利便性が高い川島インターチェンジ周辺を計画的に整備し、秩序ある都市的土地利用を図ります。

⑤公園・緑地系地域

公園については、既存の公園の充実を図るとともに、町内にある川や池沼を活用した公園などの整備を図ります。平成の森公園は、コミュニティ施設や社会教育施設などと一体的な整備を図ることで、総合公園の形成を図り、町のシンボルとなる公園とします。

新たな公園・緑地としては、荒川河川敷に計画されている荒川太郎右衛門地区自然再生事業の整備を促進します。また、民間飛行場と連携を図ったレクリエーションゾーンの形成を図ります。さらに、緑地については、既存の緑地の保全に努めるとともに、新たな開発区域にも緑地の確保を図ります。

農村的土地利用

⑥農業系地域

本町の発展を支えてきた農地については、社会環境などを踏まえ、農業に必要な農地と田園環境を維持するのに必要な農地の保全を図ります。そのため、農地の集約化を図るなど大規模土地利用農業を推進するとともに、町の農業振興地域整備計画に基づき農地の保全を図ります。

また、小規模な農地の有効利用については、市民農園や観光農園などを整備し、農業体験の場とするなど、農地の新たな活用を図ります。

なお、国道 254 号沿道を中心に、農用地から都市的土地利用への転換を進めます。

⑦田園居住系地域

市街化調整区域の農村集落については、良好な景観を維持しているため、農家住宅と集落の一体的な環境の保全を図ります。また、周辺環境との調和を図った宅地化を促進します。

そのため、環境を保全しながら生活環境整備を推進するとともに、屋敷林など緑の保全のため、ガイドラインなどを検討します。また、都市計画法などに定める制度を活用し既存集落地域の活性化を図ります。

自然的土地利用

⑧河川

四方を囲む河川については、本町の貴重な自然環境であることから、国や県との連携を図りながら、河川改修を促進するとともに、親水空間などとして活用を図ります。

また、流域の水質の保全を図るため、関係市町村と連携を図りながら、町民参加による環境保全運動を推進します。

線的土地利用

⑨道路

交通量の増大に対応できるようにするため、幹線道路については国道 254 号、首都圏中央連絡自動車道を骨格として、それにつながる県道の整備・拡充を要請するとともに、川越方面と連絡する橋梁などの整備を検討します。

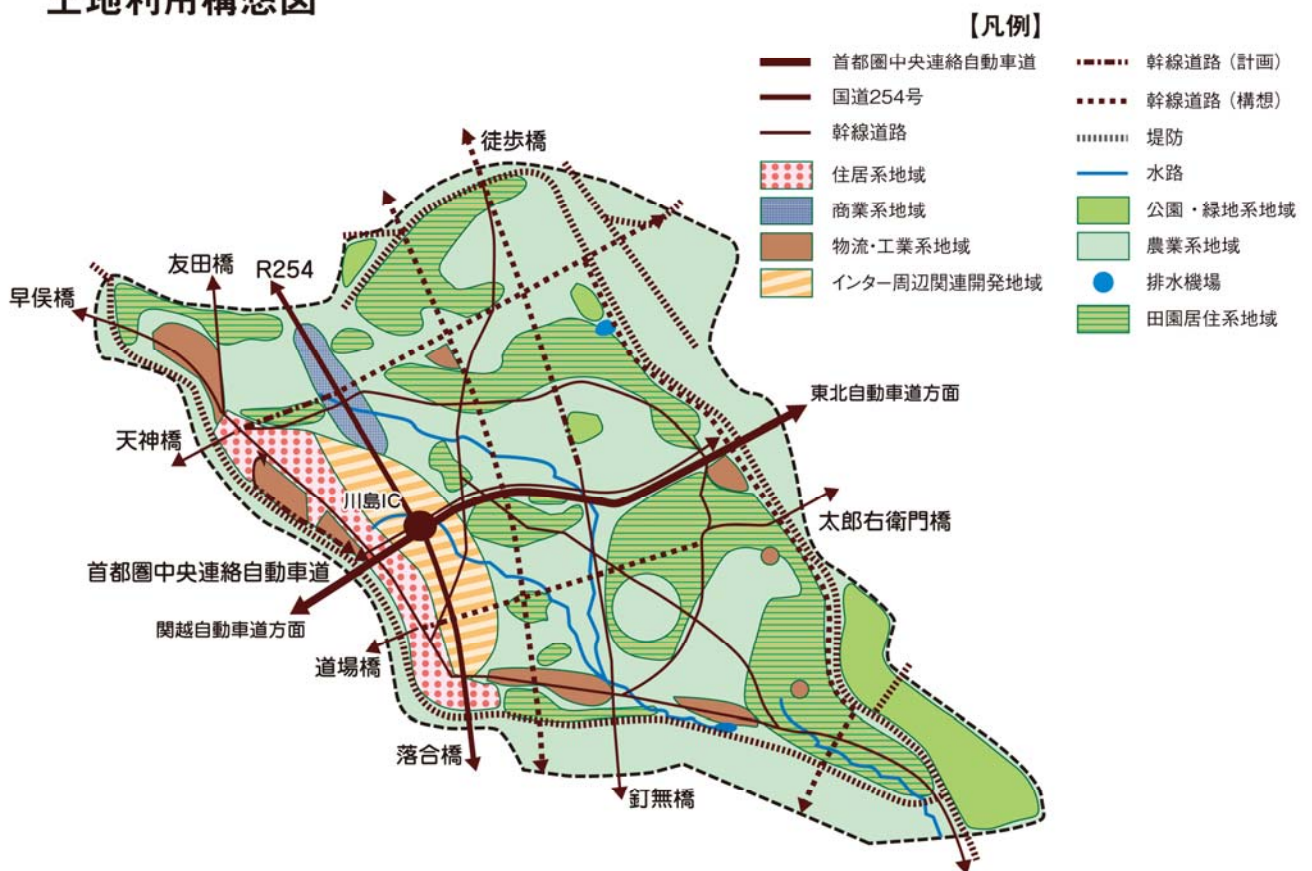
なお、東西方向の幹線道路整備は、本町東側の地域振興に資する道路として、整備推進に努めます。

⑩水路

幹線水路である一級河川の安藤川、横塚川などの整備を進め、水のネットワークを保ちながら内水排除の強化を図るとともに、排水路の整備により排水対策の充実に努めます。

また、小河川の水質の保全や親水空間としての整備も図ります。

土地利用構想図



第4章 施策の大綱

(1)一人ひとりが安心して元気に暮らせるまちづくり【保健・医療・福祉】

①健康づくりの推進

すべての町民が、心も体も健康に生活できるよう、健診や相談体制の充実、健康維持のための環境づくりを推進します。また、町民一人ひとりの健康づくりに対する意識を高め、主体的な健康づくりを推進します。

②福祉社会の形成

地域の住民が積極的に身近な福祉問題に取り組み、誰もが住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、ともに支え合う地域福祉社会の形成を進めます。さらに、誰もが気軽に外出できるよう、バリアフリー*のまちづくりを進めるとともに、移動手段の充実を図ります。

③児童福祉・子育て支援の充実

子育てに喜びや魅力を感じ、安心して子どもを産み育てることができるよう、保育環境の充実を図るとともに、地域で子どもを育てる環境づくりを進めます。また、子育ての経済的負担を軽減するための助成制度の充実を図ります。

④障がい者福祉の充実

障がい者が住み慣れた地域で自立して生活し続けられるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、自己実現に向けた就労や社会活動参加を支援します。また、障がいのある人とない人との交流機会を充実させ、ノーマライゼーション*の理念の浸透を図ります。

⑤高齢者福祉の充実

高齢者がいつまでも元気でいられるよう、地域の役割や生きがいを見つける支援を進めます。また、支援が必要になった場合でもいつまでも住み慣れた場所に住み続けられるよう、在宅福祉の充実と介護保険制度の円滑な運営を進めます。

⑥青少年の健全育成

まちの子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、地域ぐるみでの指導を行うとともに、見識を広めるため、社会活動への参加を促進します。

バリアフリー…バリア(障壁)を無くすこと。段差解消、手すりの設置など

ノーマライゼーション…障がい者など社会的に不利を負う人々でも、他の人々と同等の権利を享受できる社会でなくてはならないという考え方

⑦社会保障の充実

町民の誰もがいざという時に社会保障を利用できるよう、未納対策を充実させるとともに、制度の持続可能な運営に向けた取り組みを推進します。

(2)美しい景観・自然が守られるまちづくり【自然環境・生活環境】

①循環型社会の形成

持続可能な環境配慮型まちづくりを進めるため、環境に負荷をかけない活動を広めていきます。また、学校や生涯学習の場で環境に対する意識啓発を行い、環境に関心の高い人材を育成します。

②ごみ処理の充実

町民全体でごみの発生を抑制するとともに、発生するごみについても分別収集やリサイクルを推進し、ごみの減量化を図ります。また、ごみ処理施設の適正な維持管理と計画的な更新を進めます。

③公園・緑地の整備

公園は住民の憩いの場や子どもが安心して遊べる空間です。そのため、ゆとりとにぎわいのある公園・緑地の整備を進めるとともに、住民が愛着を持ってかかわることのできる維持管理の仕組みを構築します。

④河川の整備

災害対策として河川の堤防強化を進めます。また、親水空間やビオトープなど住民の憩いの場となる整備を推進します。さらに、小河川の水質の保全や親水空間としての整備を図ります。

⑤農村集落の環境整備

地域住民との協働により、良好な農村集落の景観保全を図るとともに、生活基盤の整備を推進し、質の高い生活環境を構築します。

(3)自然と調和を保ち快適に定住できるまちづくり【都市基盤・土地利用】

①秩序ある土地利用

地域内の均衡ある発展を図るため、無秩序な開発を抑制し、住宅地、商業地、工業地、公園、緑地など計画的な土地利用を推進します。

②市街地の整備

川島インターチェンジ周辺地域の効果的な土地利用を進めるとともに、低未利用地や住工混在の土地利用の解消など、土地の有効かつ快適な環境の創出に向けた利用を推進します。また、地区計画などにより良好な景観の保持を図ります。

③住宅・住環境の整備

バリアフリー、省エネルギー、耐震対策など、これからの時代に即した住宅の整備を促進するとともに、まちの景観に適した住宅や良好な住環境を促進し、誰もが住み続けたいような住宅・住環境を創出します。

④上水道の整備・充実

上水道施設整備などを計画的に進め、水の安定供給や災害時における給水体制の充実を図ります。また、経営・管理の合理化を進め、上水道事業の経営強化を図ります。

⑤生活排水・雨水処理の充実

生活排水については、公共下水道の維持管理や合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、適切な管理を徹底し、公共用水域の水質の向上に努めます。雨水排水については、安藤川、横塚川の整備を推進するとともに、雨水排水幹線の整備を促進します。

⑥道路の整備

道路交通体系整備 10 か年計画を策定し、首都圏中央連絡自動車道と国道 254 号を骨格とした、計画的な町内の道路整備を進めます。また、歩道の設置や交通安全施設の整備など、誰もが安全に通行できる道路整備を進めます。

⑦公共交通機関の充実

路線バスの充実を関係機関に要望するとともに、交通弱者に対応する新たな交通手段について検討します。

また、首都圏中央連絡自動車道を利用した広域交通について検討します。

(4)活力ある産業のまちづくり【農業・商業・工業・観光】

①新しい産業の振興

まちの産業を振興するため、ビジョン*を策定するとともに、異業種間交流や新たな特産品・加工品の開発を進めます。

②農業振興と農地保全

農地の集積や地産地消、流通経路の充実など、農業経営の支援を行うとともに、有機農業の推進などによる農産物の高付加価値化を支援します。また、市民農園や体験農園の整備など、遊休農地の利活用を進めます。

③商業の振興

川島インターチェンジ周辺や国道 254 号沿道の商業ゾーンへの企業誘致活動を推進します。また、既存の小売店舗に対する経営相談や経営支援を商工会とともに推進します。

④工業の振興

川島インターチェンジ周辺の工業団地の整備・拡充を図ります。東部の地域振興のため、工業団地の整備を進めます。また、町内進出の企業に対して、環境に配慮した取り組みを要請します。既存の工業施設に対して、経営相談や融資制度の利用促進などを進めます。

⑤観光の振興

観光客をひきつけるまちの観光資源を発掘するとともに、それらを結ぶような観光ルートの整備を進めます。また、周辺市町村との連携や情報媒体を活用してまちのPRを推進するとともに、観光資源を活かしたイベントによるまちの活性化について研究を進めます。

⑥労働環境の改善

誰もが就労に結びつくよう関係機関と連携して支援します。また、勤労者の心身の健康を守るため、企業に対する啓発や福祉制度の周知を進めます。

ビジョン…めざしていく方向性、将来像のこと

(5)自己実現を支援する生涯学習のまちづくり【生涯学習・教育】

①生涯学習まちづくりの推進

年齢や性別にとらわれず、誰もが自ら考え、行動し、いつでも、どこでも、自由に学ぶことができるよう、生涯学習に関する情報の提供などを充実するとともに、学習の成果を活かせる機会の拡充を図ります。

②社会教育の充実

町民の生涯にわたる学習活動を支援するため、世代に応じた教育の充実を図るとともに、世代を超えた教育の充実も進め、いつも新たな発見がある学習の場を提供します。

③幼児・学校教育の充実

幼児教育の適切な推進を図るとともに、幼保一元化*のあり方を検討します。学校教育では、子どもたちの個性や創造性を伸ばし、豊かな心や生きる力を育む教育内容・教育方法の充実を図ります。

④スポーツ・レクリエーションの充実

町民が自主的に個々の状況や能力に応じたスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、スポーツ施設の充実やスポーツ団体の育成を推進します。また、誰もが気軽に参加できるよう、スポーツ教室やスポーツ行事を開催します。

⑤芸術・文化の振興

歴史的な資源である文化財の保護と活用を進め、町民に公開することで郷土愛を育みます。また、文化活動の振興を通して、町民の豊かな人間形成や潤いのある生活の実現を図ります。

⑥国際化の推進

次世代を担う川島の子どもたちが、これからの時代にふさわしい国際感覚を養うべく、国際交流を推進します。また、町民の国際理解を深め、自主的な国際交流活動を促進します。

幼保一元化…幼稚園と保育所の施設や機能を一元化すること

(6)町民との協働でつくりあげる支え合いのまちづくり【自治・コミュニティ】

①自治・コミュニティの振興

町民主体のまちづくりが行われる環境をめざし、コミュニティ意識の高揚を図るとともに、コミュニティ活動への支援を推進します。

②男女共同参画社会の形成

男女がともに人権を尊重し、責任を分かち合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画社会の形成を進めます。

③人権の尊重

すべての町民が一人ひとりの多様性を認め合い、個人として尊重され、共に生きる社会の実現に努めます。

④交通安全の推進

町内の交通事故を防止するため、交通安全施設の点検を推進するとともに、地域における交通安全運動を促進します。

⑤消防・防災体制の充実

関係機関との連携により消防体制を強化するとともに、自らの地域は自らが守る自主防災組織の活性化を図り、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

⑥消費者保護

町民が健全な消費生活を送ることができるよう相談体制の充実を図るほか、賢い消費者の育成を進めます。

(7)町民に開かれた計画的なまちづくり【行財政運営】

①情報公開の推進

情報公開を推進するため、広聴・広報機能を充実させるとともに、まちの情報を共有できる環境にします。また、情報公開を推進することにより町民の参加機会を促進するとともに、協働のまちづくりを進めます。

②行政運営の推進

組織機構の簡素化や人事管理の適正化をはじめ、民間活力の利用や町民との協働の推進、管理経費の節減を進め、計画的かつ効率的な行政運営を推進します。

③財政運営の充実

中長期的な財政見直しを行い、計画的な財政運営を図ります。また、財源の確保に努める一方、財源の有効活用と効果的配分を行うなど、効率的な財政運営に努めます。

④電子自治体の推進

ICT*を活用し、庁内の事務の効率化・スピード化を図るとともに、電子申請システムなどを活用し、町民サービスの向上を図ります。また、情報化の進展に伴い、職員の情報セキュリティ*対策を強化します。

⑤地方分権・関係市町との連携の推進

国や県の権限移譲を推進し、まちの自立性を高めていく一方、周辺市町と連携をとり、効率的な事業の実施を推進します。また、時代の流れに応じた新たな連携のあり方について研究を進めます。

ICT…Information and Communication Technology の略で、情報通信技術と訳す。多様なコミュニケーション形態を実現する情報の共有システム
セキュリティ…安全確保、防犯

第3部 前期基本計画

リーディングプロジェクト

第1節 リーディングプロジェクトの考え方

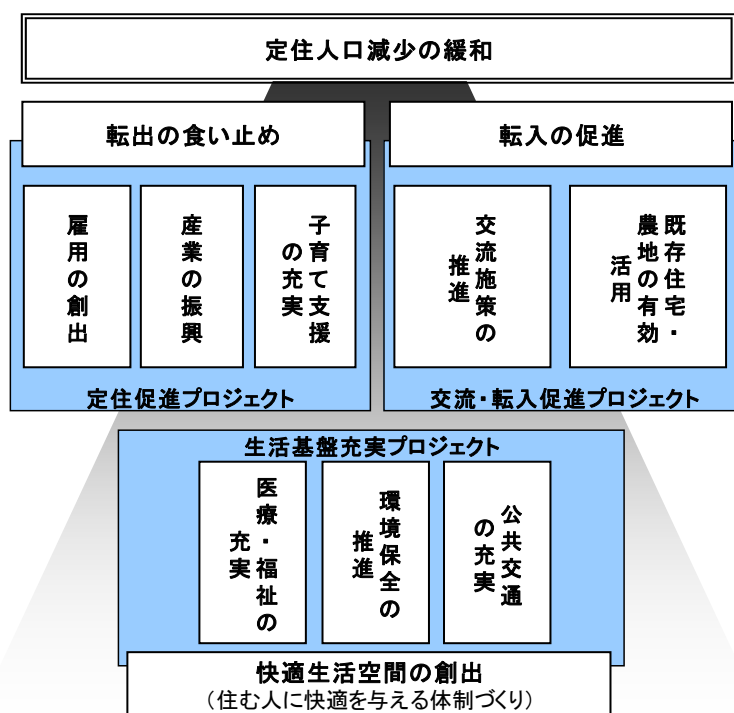
まちの活力は、そのまちを構成する人々の活力です。しかし、本町ではここ 10 年間人口が減少し続けており、人口の減少はまちの活力を維持するうえでも深刻な問題となりつつあります。また、全国的な人口減少が報告される中、一部の自治体においては人口の増加が続いており、人口を巡る格差がある反面、全国的な人口減少社会の中でも人口の増加・減少抑制が図れる可能性は十分にあるといえます。

本町においても、このまま人口減少を受け入れるのではなく、今一度、これまで培ってきたまちの環境や新たなまちの玄関口となる川島インターチェンジを活用した施策を展開していくことにより、本町の魅力をさらに高め、町内外の人々へ積極的にPRし、人口流出の抑制を図り、人口の地域間競争の勝ち残りをかけた取り組みを重点的に進めます。

第5次川島町総合振興計画を進めるうえで、全庁的に取り組むことが重要であり、かつ、重点的・優先的に取り組むことにより、基本計画を具現化することが必要であるため、次節のとおり、リーディングプロジェクトを設定します。

第2節 プロジェクト設定と政策の視点

まちの人口を確保するには、町民の声やまちの実情に配慮し、「転出の食い止め」、「転入の促進」、「快適生活空間の創出」の視点から主要な取り組みを示します。また、人口の増減に関する要素として、出生・死亡の自然動態と転出入の社会動態がありますが、リーディングプロジェクトでは、自然現象のために政策効果が表れにくい自然動態に配慮しつつ、社会動態に対するアプローチを中心に展開することとします。



第3節 プロジェクトの内容

(1) 定住促進プロジェクト

【目的】

本町から転出する世代は、進学や就職にあたる10歳代後半から20歳代にかけて顕著となっています。こうした若い世代が町を出て、戻ってこなくなると本人分の減少だけでなく、将来子どもを生む世代の減少にもなるため、町にとっては二重の減少となります。

そのため、こうした若い世代を対象に、町内企業の新卒雇用枠を確保するとともに、進学のために転出した学生を対象としたUターン^{*}就職の対策を講じることで、自らが育った川島町で働ける環境を構築します。

さらに、本町で育った若い世代が、町から離れずとも充実したライフステージ^{*}を過ごせるよう、町を舞台とした気軽に出会える場・機会を創出します。

【主要事業】

- ・町内企業と連携した町民の雇用創出及び就職相談、求人情報提供の実施
- ・子育て支援の充実
- ・町民のニーズに合った娯楽施設や買い物施設などの商業施設の誘致推進
- ・若者の定住支援

(2) 交流・転入促進プロジェクト

【目的】

人口が今後減少していく見通しの中では、政策により人数を維持したとしても少子高齢化は確実に進み、就業人口の減少や産業の低迷などの課題が深刻な問題となります。しかし、本町の恵まれた自然資源や都会に近い立地条件を活かし、地域内外との交流活動により新たな地域個性を創造し、活力を育んでいくことは可能であると考えます。

また、新たな住民を呼び込むにあたっては、実際にまちに足を運んでもらうことが一番のアピールになります。そのため、市民農園をはじめ、「自然と環境の保全を進めるまち」などのテーマを掲げ、まちの魅力を伝えることで、自然に溶け込んだ生活や、農業を体験できる生活などを求めている転入者を募り、促進を図ります。

【主要事業】

- ・農地バンク制度を活用した農地の有効活用
- ・農家住宅の空き家バンク制度の確立
- ・町観光資源の発掘と観光ルートの設定
- ・町有地を活用した新たな交流拠点における事業の展開

Uターン…進学などで都市部に出ていた人が、卒業、就職や転職などを機に自分の育った場所(故郷)に戻ることを指す。
ライフステージ…乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期など、人の一生を節目で区切った段階のこと

(3) 生活基盤充実プロジェクト

【目的】

これまで町に住んでいた住民がこれからも住み続け、町外に住んでいる人が町に魅力を感じて移住を決意するには、町内の生活基盤が整っていることが必要です。特に医療・福祉は住民すべての健康や安心を保障するうえでは重要な要素です。また、若い世代の確保及び子育て家庭の転入を見込むにあたっては、子育て環境が整備されていることが重要なため、親の就労形態に対応できる多様な保育サービスを提供することが求められます。さらに、高齢者の方でも、いざ介護が必要になった場合に住み慣れた地域コミュニティの中で安心して暮らせるよう高齢者福祉の充実が必要とされます。

そして、鉄道の通っていない本町にあつてはバスが主な公共交通機関になるため、学生の通学や障がい者・高齢者等の交通弱者・買い物弱者が不便を被らないよう、早急に対策を検討する必要があります。

さらに、住民が自然に囲まれた質の高い生活を送り、また、その貴重な自然を次代に継承していくため、温暖化対策など住民と一体となった環境保全に取り組みます。

【主要事業】

- ・保健予防活動の推進
- ・在宅介護の充実
- ・交通弱者などへの対策
- ・環境対策への支援

第1章

一人ひとりが安心して元気に暮らせるまちづくり

【保健・医療・福祉】



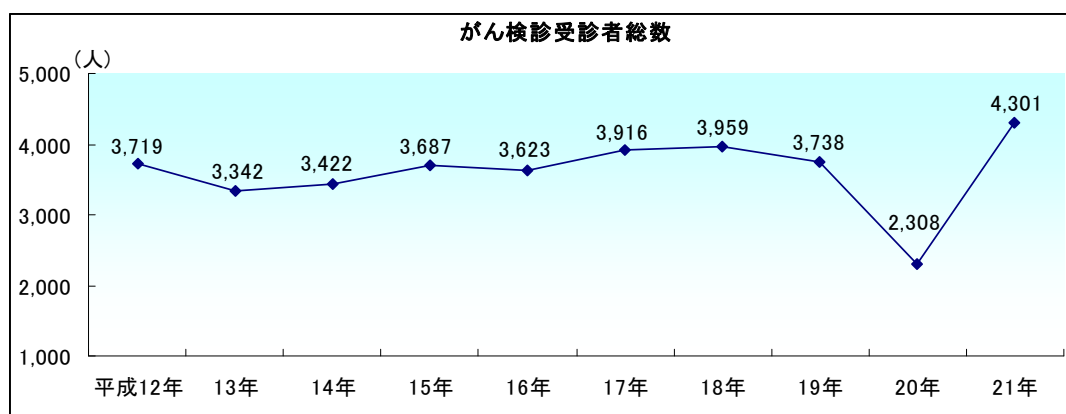
第1節 健康づくりの推進

◆現状と課題

日本人の3大死亡原因として、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患があげられますが、これらの発症防止及び早期発見のため、各種がん検診と生活習慣病に着目した健康診査を実施しています。しかし、それぞれの受診率は伸び悩んでいるため、健康意識の普及により関心を高め、一人でも多くの町民に受診していただく環境を整備することが必要です。

また、本町には保健センターがあり、健康づくりの拠点として機能しています。今後も、町民の誰もが利用しやすい施設として活用されるよう、利便性の向上及び医療や福祉との連携を持たせ、機能強化を図ることが必要です。

医療体制の面では、町民に身近な地域医療の充実をはじめ、比企地区や川越市との連携を図っています。医療体制の充実は、これからの高齢社会や子育て支援に対応する観点から、重要な課題となるため、引き続き医療機関をはじめとする関係機関との連携を強化し、町民が安心できる医療体制を構築する必要があります。



予防接種接種率

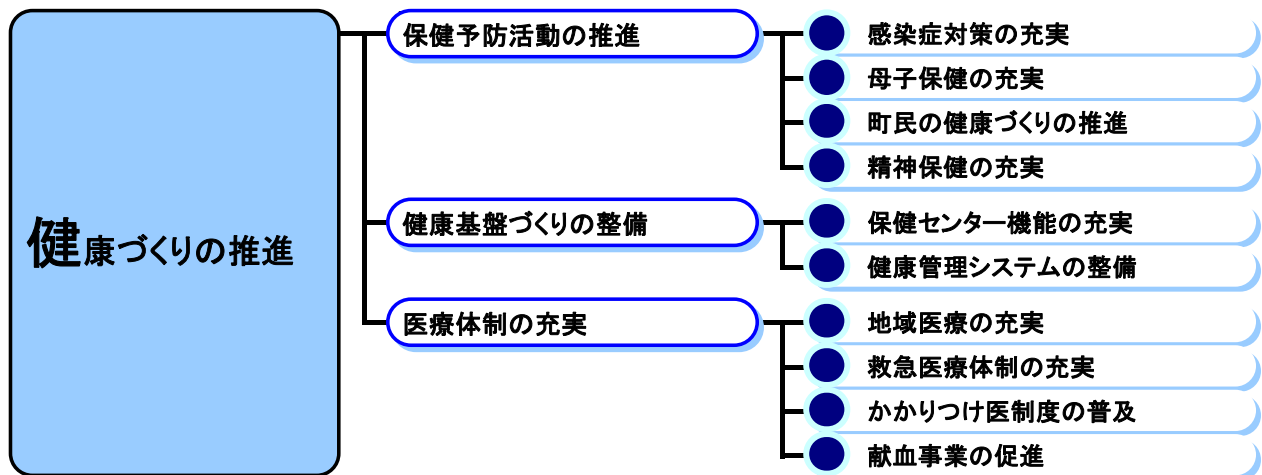
表示:(%)	ツベルクリン 反応検査	BCG	ポリオ	麻しん	風しん	三種混合	二種混合	日本脳炎	高齢者 インフルエンザ
平成15年度	99.5	97.5	89.7	85.2	61.3	70.9	97.6	61.6	43.6
16年度	100.5	99.5	79.7	82.8	73.8	73.7	73.2	75.7	49.7
17年度	-	89.0	67.8	95.6	75.5	68.9	85.9	23.5	51.1
18年度	-	93.0	60.9	-	87.7	71.5	80.6	0.0	49.1
19年度	-	93.9	70.7	-	86.6	74.5	93.6	0.3	52.2
20年度	-	92.0	80.3	-	93.0	70.0	91.8	3.5	55.3
21年度	-	98.4	79.3	-	88.1	80.9	81.3	21.4	48.8

資料:健康福祉課

◆施策の基本方針

すべての町民が、心も体も健康に生活できるよう、健診や相談体制の充実、健康維持のための環境づくりを推進します。また、町民一人ひとりの健康づくりに対する意識を高め、主体的な健康づくりを推進します。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 保健予防活動の推進

(1) 感染症対策の充実

感染症の発生・まん延を防ぐため、乳幼児や児童・生徒、高齢者等を対象にした予防接種を推進します。

また、結核やB型・C型肝炎の早期発見のために検診を推進します。

(2) 母子保健の充実

母性や乳幼児の健康の保持増進を積極的に推進するために、妊婦健診や乳幼児の健診、発育・発達等の相談や指導の充実に努めます。

(3) 町民の健康づくりの推進

「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、健康に関する正しい知識の普及を図ります。町民一人ひとりの健康増進に資するため、健康教育の充実に努めます。

生活習慣病などの早期発見・治療を目的に健康診査を実施し、生活改善指導や精密検査受診勧奨などを行います。療養上の保健指導が必要な人やその家族に対して個別相談や指導を行います。

(4) 精神保健の充実

精神障がいに関する正しい知識や心の健康づくりの普及啓発を推進します。

また、個別に応じた相談体制の充実に努めます。

2 健康基盤づくりの整備

(1) 保健センター機能の充実

保健活動や保健・医療・福祉の連携の拠点として、保健センターの機能の充実を図ります。妊婦・乳幼児の健康管理から高齢者の健康増進に至る一環した保健サービスを行うとともに、身近で利用しやすい施設の充実や体制の整備を図ります。

(2) 健康管理システムの整備

個人の健診受診情報や医療・福祉サービスの利用情報などを一元的に把握し、的確な保健指導ができるよう健康管理システムの整備を図ります。

3 医療体制の充実

(1) 地域医療の充実

慢性疾患や心身の障がいなどから長期療養を要する町民ができるかぎり住み慣れた家庭や地域社会の中で生活できるよう、保健・医療・福祉の関係者の連携による在宅医療の提供体制の充実に努めます。

(2) 救急医療体制の充実

救急医療施設の機能の充実や救急医療情報システムの機能強化など、町民が緊急時においても必要な医療が受けられるよう、地域医療機関や消防署等の関係機関と連携を図るとともに、救急医療体制の充実に努めます。

(3) かかりつけ医制度の普及

乳幼児・児童期から青年期・老年期に至るまで、気軽に診察を受け、健康相談や介護・医療の相談ができる「かかりつけ医」を持つことを推進します。

(4) 献血事業の促進

少子高齢社会の到来により輸血を必要とする年代が増えてくるため、献血推進協議会などを中心にして献血事業の促進を図ります。



◆町民一人ひとりの活動

- 予防接種や健康診断を定期的に受診する
- 地域ぐるみで健康づくりに自主的に取り組む

- 生活習慣を見直し、健康管理に努める

◆まちづくり指標

町民の満足指標*	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
健康づくりの推進に対する満足度(%)	22.5	34.0	45.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
乳がん検診率(%)	12.35	20.00	40.00

*町民の満足指標の現状値は、平成 21 年 12 月実施の「第 5 次川島町総合振興計画策定にかかる町民アンケート調査」において、各施策の満足度を伺う設問で「とても満足」と「ある程度満足」に回答した方の割合を示す。また、前期目標値(H27)は、同設問で「普通」と回答した方の 25%が満足に移行するよう、後期目標値(H32)は同設問で「普通」と回答した方の 50%が満足に移行することを目標として、設定している。以降の満足指標については、すべて同じ基準で設定している。

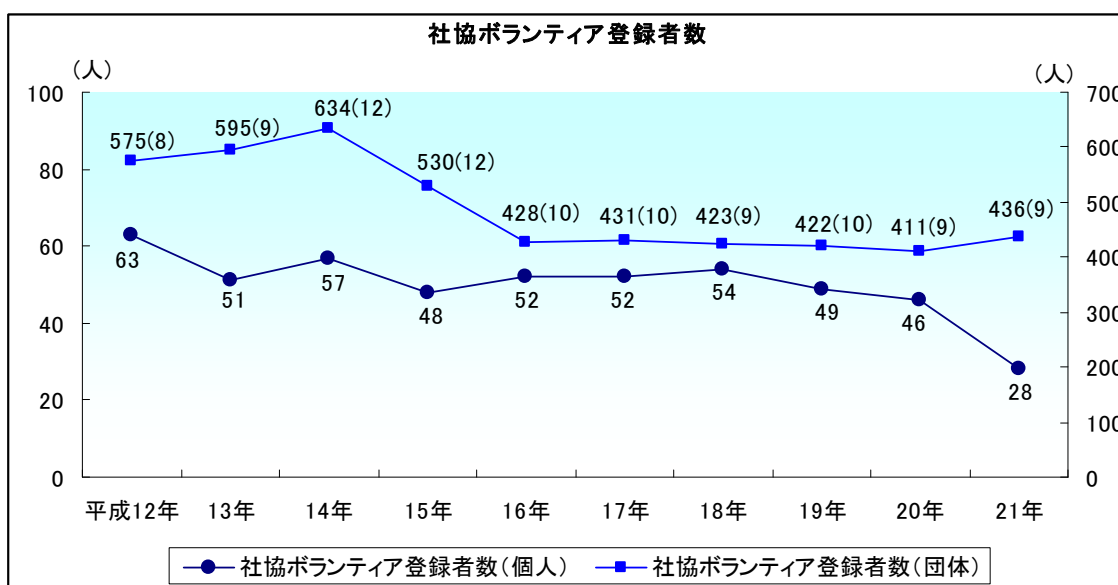
第2節 福祉社会の形成

◆現状と課題

本町では、町民の福祉意識を高めるため、社会福祉協議会を通じた福祉教育を推進するとともに、ボランティアセンターを設置し、町民の自主的な活動を支援しています。また、防災カードの整備や「要援護者住宅マップ」の作成により、各地域において支援を必要とする人への対策を進めています。

引き続き、計画的に地域福祉を推進するため、住民の福祉意識を高めるための啓発を行うとともに、地域の顔の見える関係づくりや災害時要援護者に対する避難方法など、漏れのない支援体制を各地域と協力して確立していく必要があります。

また、すべての人が暮らしやすいまちにするため、民間や公共を問わず、道路や建築物のバリアフリー化に向けた取り組みを進めるとともに、障がいにより移動が制限されないよう、福祉有償運送などの移動手段の充実が必要となります。

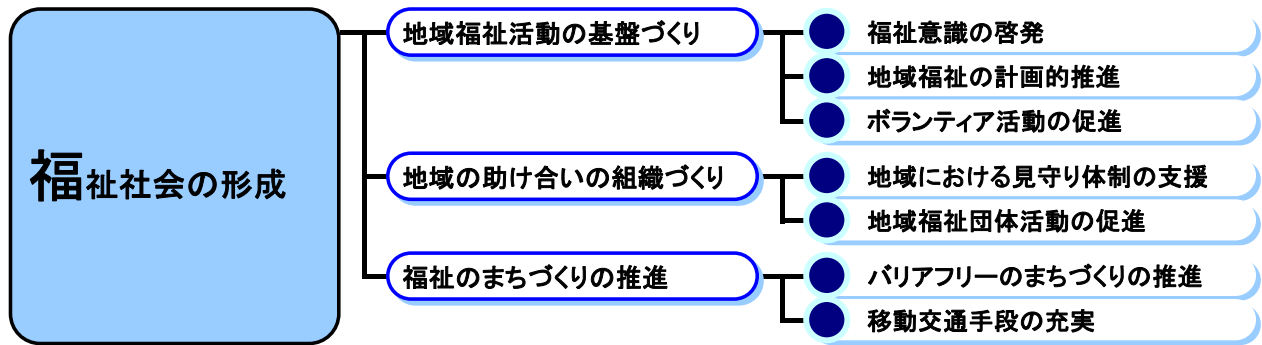


※()ないは団体数 資料:健康福祉課

◆施策の基本方針

地域の住民が積極的に身近な福祉問題に取り組み、誰もが住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、ともに支え合う地域福祉社会の形成を進めます。さらに、誰もが気軽に外出できるよう、バリアフリーのまちづくりを進めるとともに、移動手段の充実を図ります。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 地域福祉活動の基盤づくり

(1) 福祉意識の啓発

福祉への関心を高めることにより、心のバリアフリー化を図ります。

また、困った人に手をさしのべられる人材を育成するため、学校教育、社会教育（生涯学習）やボランティア活動及び福祉に関する学習の推進に努めるとともに、福祉全般に対する意識を高めます。さらに、広報紙等を通じて福祉に触れる機会を増やします。

(2) 地域福祉の計画的推進

福祉サービスが身近な地域で確保され、町民が適切かつ円滑にサービスを利用できるようにするため、社会福祉を目的とする事業や町民その他の者が行う社会福祉活動が総合的かつ効率的に行われる地域福祉計画を策定し、その推進を図ります。

(3) ボランティア活動の促進

ボランティア活動の活性化を図るため、コーディネーター*を配置するなどボランティアセンターの充実を図ります。

また、県社会福祉協議会を中心に実施しているボランティア情報ネットワークの活用を図ります。

さらに、障がい者や高齢者の社会参加を促進するため、手話や朗読、外出ボランティアなど多様なボランティア活動を促進するとともに、ボランティア人材の育成に努めます。

2 地域の助け合いの組織づくり

(1) 地域における見守り体制の支援

社会連帯の精神に基づき、地域における見守り体制の充実・強化を図るため、民生・児童委員などを中心とした近隣住民等が参加するふれあい活動推進チームを活用し、情報交換と見守り活動の組織づくりを促進します。

(2) 地域福祉団体活動の促進

社会福祉協議会をはじめとした地域福祉団体の福祉活動や町民相互の支え合い、助け合い活動を支援し、福祉社会づくりを促進します。

また、団体相互間の連携を促進し、地域ぐるみで福祉のネットワークづくりを図ります。

*コーディネーター…調整する人のこと

3 福祉のまちづくりの推進

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

すべての人が社会参加できる環境づくりのため、バリアフリーのまちづくりを推進します。このため、公共施設や道路において、段差の解消など高齢者や障がい者が安心して外出できるよう努めます。

また、民間施設であっても公益性の高いものについては、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づいたバリアフリーの施設整備を促進します。

(2) 移動交通手段の充実

高齢者や障がい者の社会参加を支援するため、福祉有償運送や福祉タクシーの利用促進を図ります。

また、外出支援の充実を図るため、自動車運転免許取得助成制度の利用促進に努めます。

◆町民一人ひとりの活動

- 地域の見守り・あいさつ活動に参加する
- ボランティア活動に参加する
- 困りごとや不安を抱え込まないで、民生・児童委員や身近な相談機関などに気軽に相談する

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
地域の福祉ボランティアに対する満足度(%)	19.9	31.0	42.0
バリアフリー対策に対する満足度(%)	19.7	31.0	42.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
福祉ボランティアの人数	個人 28人	個人 30人	個人 35人
	団体 9(436人)	団体 11(450人)	団体 13(460人)

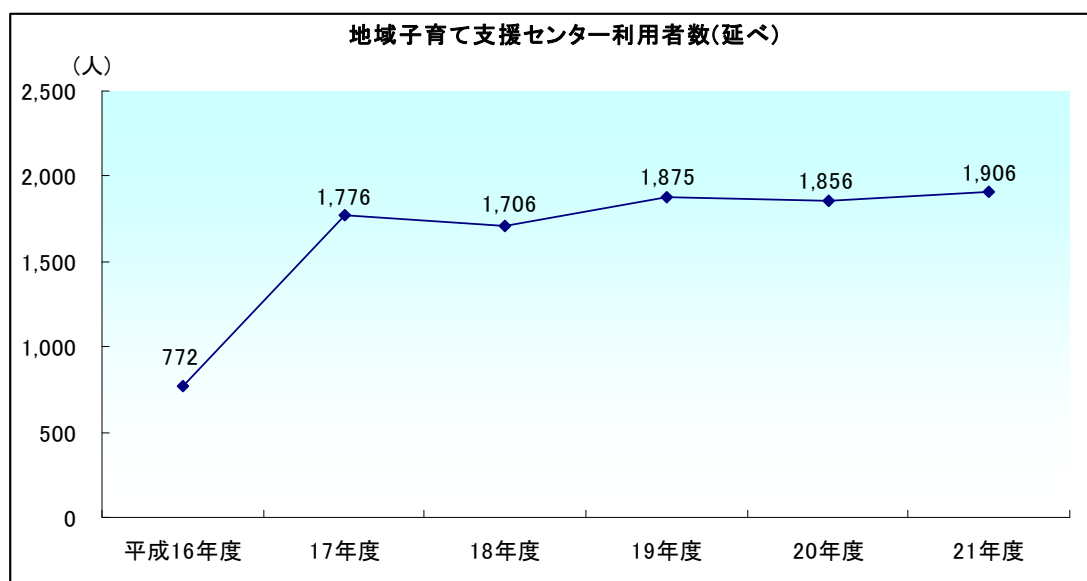
第3節 児童福祉・子育て支援の充実

◆現状と課題

現在、「子育て支援総合窓口」や保健センターにおいて、子どもに関する相談を随時受け付けていますが、今後は子どもに関する相談への対応力を強化する観点から、さらなる職員の専門性の向上に努めるとともに、地域子育て支援センターや関連機関との連携の強化が求められます。また、児童虐待については、「要保護児童対策地域協議会」を中心として関係機関と相談窓口の連携を密にし、速やかに対処できるよう努める必要があります。

児童保護者の就労形態の多様化に伴い、保育に対する要望も多様化する傾向にあります。そのため、保護者が安心して働くことができるよう、保育サービスの充実に努めるとともに、子育てに携わる人材の育成や子育てサークルの支援を推進する必要があります。

地域と学校の連携による児童の健全育成については、「地域子ども教室」の実施により、協力体制が整いつつあります。今後は、コーディネーターやクラブリーダーなど、活動に協力する人材の育成を図る必要があります。



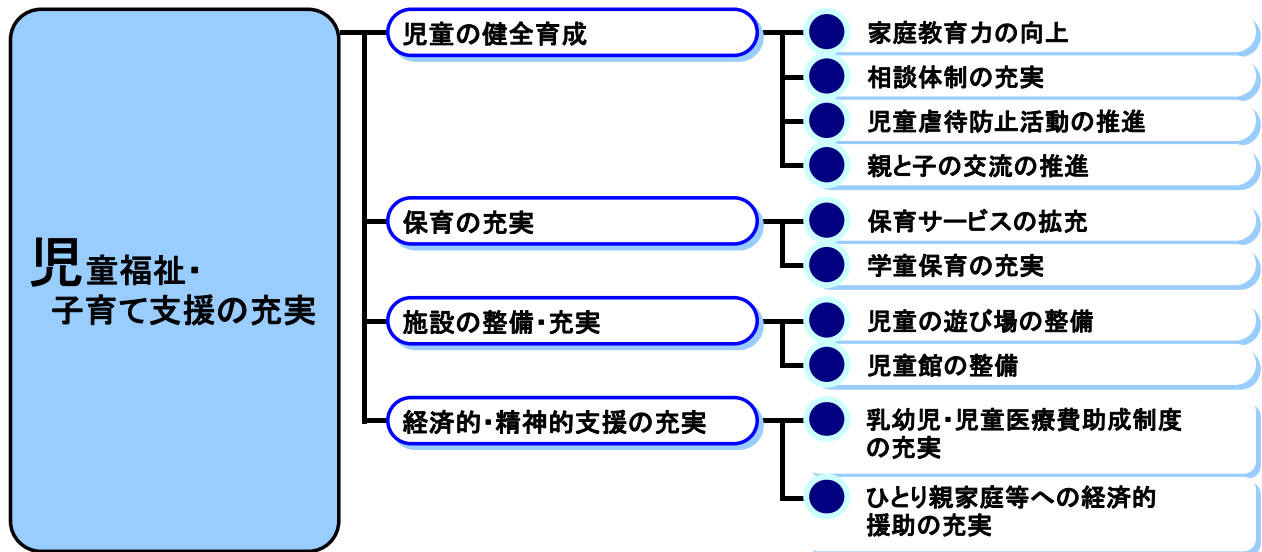
※事業は平成16年度から開始

資料:健康福祉課

◆施策の基本方針

子育てに喜びや魅力を感じ、安心して子どもを産み育てることができるよう、保育環境の充実に努めるとともに、地域で子どもを育てる環境づくりを進めます。また、子育ての経済的負担を軽減するための助成制度の充実に努めます。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 児童の健全育成

(1) 家庭教育力の向上

家庭教育などの充実を図り、児童の健全な発達を促進します。このため、講演会、研修会の充実を図るとともに、さまざまな地域活動の推進に努めます。

(2) 相談体制の充実

子育てに関する悩みが解決されるよう、地域子育て支援センターやボランティアによる相談業務、子育てサークルの支援の充実を図ります。

(3) 児童虐待防止活動の推進

要保護児童対策地域協議会の機能をさらに充実させ、児童相談所等の関係機関との連携を密に図ります。

また、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、町、児童相談所等へ通報するよう周知に努めます。

乳児家庭全戸訪問事業等により虐待のリスクのある家庭等の把握や、必要な支援を行います。

(4) 親と子の交流の推進

子育て家庭が子育てに喜びを感じ、親子の心の交流がさらにできるよう、親子によるさまざまな体験活動や、地域の人と接する機会をサポートします。

2 保育の充実

(1) 保育サービスの拡充

保育時間の延長や一時保育などの充実を図るため、ニーズの把握や就労形態の調査を行います。

また、多様な保育ニーズに対応できるよう、保育士の研修を行い資質の向上に努めます。さらに、幼児の心身の発達という観点から各種情報提供に努めるとともに、子どもたちがスムーズに集団生活に入れるよう、幼稚園や小学校との連携を図ります。

(2) 学童保育の充実

放課後児童の健全育成のため、中山、伊草小学校区における学童保育施設の充実を図ります。

また、他の小学校区における学童保育のあり方について検討します。

3 施設の整備・充実

(1) 児童の遊び場の整備

児童遊園地の補修などへの助成を行い、身近な遊び場の確保と維持管理の徹底を図ります。

また、平成の森公園を中心に、遊び場の充実とさまざまな遊具の設置を促進します。

(2) 児童館の整備

地域において児童が遊び、学習、体験活動など、地域住民との交流ができるよう既存の施設を活用した児童館の整備を推進します。

4 経済的・精神的支援の充実

(1) 乳幼児・児童医療費助成制度の充実

子育て家庭の経済的負担を軽減し、必要な医療が適切に受けられるよう、窓口払不要の医療機関の地域拡大等、医療費助成制度の充実を図ります。

(2) ひとり親家庭等への経済的援助の充実

ひとり親家庭などに対して、医療費の助成や教育費負担の軽減などの経済的援助の充実を図ります。



◆町民一人ひとりの活動

- 子育てに対する理解を深め、適切な協力や支援を行う
- 地域全体で子育て支援に取り組む
- 子育て仲間と一緒に子育てを楽しんだり、子育ての悩みを相談し合う

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
保育サービスや子育て支援に対する満足度(%)	9.8	20.0	30.0
子どもの遊び場や児童施設に対する満足度(%)	5.9	14.0	21.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
放課後児童クラブ利用者数(人)	85	110	130

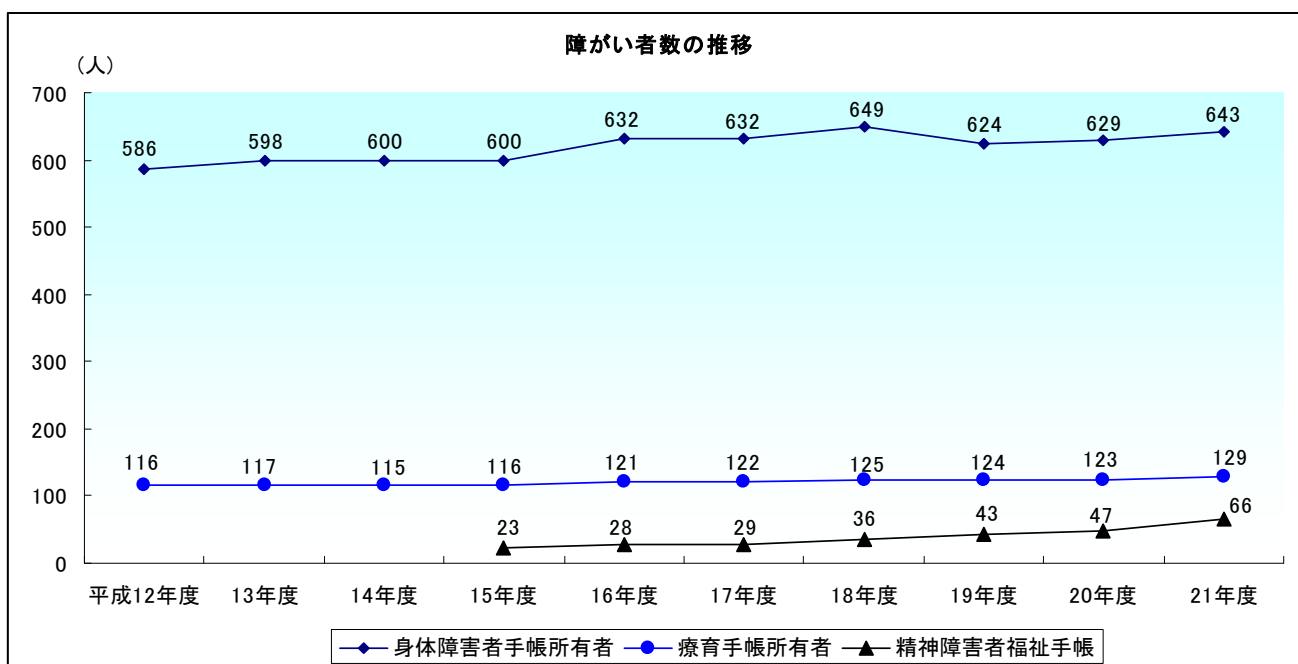
第4節 障がい者福祉の充実

◆現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、障害者自立支援法に基づくサービスをはじめ、在宅生活を支える福祉サービスを提供しています。今後も制度の変更に合わせて、サービスの提供体制を整えていく必要があります。また、障がい者の権利を擁護するため、権利擁護事業を推進する必要があります。

また、療育支援を必要とする乳幼児を早期に発見し、早期対応を行うため、乳幼児健診や発達相談を実施しています。近年では発達障がい、精神障がいや高次脳機能障がい*など医療との密な連携を必要とするケースにも対応していく必要があることから、保健・医療・福祉の連携を強化し、包括的に支援する体制を整備することが必要です。

障がい児の教育については、今後も個性や特性に適した教育が受けられるよう、就学相談や就学支援体制の充実を図る必要があります。また、学校を卒業した後も、自立した生活を送ることができるよう、公共職業安定所(ハローワーク)や町内企業等と連携し、障がい者の就労を支援するとともに、社会への参加を積極的に促進するため、生涯学習等に関する情報提供や利用しやすい施設の環境整備を進める必要があります。



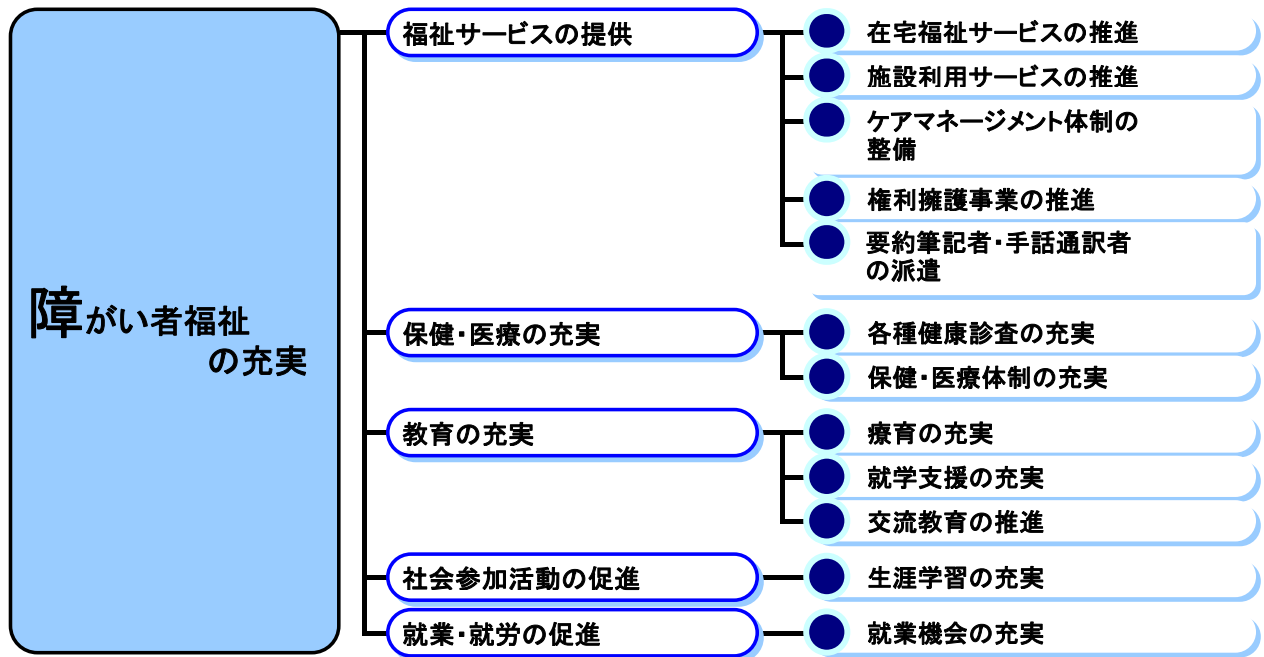
資料：健康福祉課

◆施策の基本方針

障がい者が住み慣れた地域で自立して生活し続けられるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、自己実現に向けた就労や社会活動参加を支援します。また、障がいのある人とない人との交流機会を充実させ、ノーマライゼーションの理念の浸透を図ります。

高次脳機能障がい…交通事故や脳血管疾患などで、脳に損傷が生じて起こる障がい

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 福祉サービスの提供

(1) 在宅福祉サービスの推進

障がい者が住み慣れた家庭や地域でいきいきと安心して生活できるよう、それぞれの状況に応じた介助のための各種サービスを提供します。このため、補装具等福祉機器の利用促進、ホームヘルプサービスの拡充、デイサービス事業の推進、サポート事業の充実などに努めます。

(2) 施設利用サービスの推進

日常生活に必要な能力の向上や身体機能の向上を目的とした、機能訓練サービス利用の促進を図ります。

また、施設等において日常生活上の支援等を受ける生活介護サービスの利用促進を図ります。

(3) ケアマネージメント*体制の整備

障がい者が必要とするサービスを適切に利用できるよう、関係機関との連絡調整を行い、充実したサービス提供体制の強化に取り組めます。

また、サービス利用を促進するにあたり必要に応じて権利擁護に関する制度を活用します。

(4) 権利擁護事業の推進

障がい者が必要なサービスを適切に利用できるよう、福祉サービス利用援助事業の充実を図ります。

また、成年後見制度*を周知し利用の促進を図ります。

(5) 要約筆記者・手話通訳者の派遣

聴覚障がい者の社会活動・社会参加を促進するため、要約筆記者や手話通訳者の派遣を推進します。

また、広域的に人材の確保に努めます。

ケアマネージメント…介護サービスが利用者に適切に提供できるよう、総合的に判断し、サービス相互の調整を行うこと
成年後見制度…認知症高齢者や知的、精神障がい者等の財産管理や契約行為などの法律行為について保護し、支援する制度

2 保健・医療の充実

(1) 各種健康診査の充実

糖尿病・脳血管疾患や心疾患など生活習慣病を起因として、障がいが発生するケースが壮年期以降に多くなることから、特定健康診査や各種検診の充実を図ります。

(2) 保健・医療体制の充実

障がいを軽減し、自立した生活を促進するため、医療費の助成や保健サービスの充実に努めるとともに、難病患者、高次脳機能障がい者の個々に対する支援に取り組みます。

また、在宅の精神障がい者に対する社会復帰支援や生活支援をするために、関係機関と連携をとり、個別に相談を行うとともに、社会復帰支援事業を推進します。

3 教育の充実

(1) 療育の充実

乳幼児健診や乳幼児訪問指導等障がいの早期発見と療育への早期対応に努めます。

また、保健師等の専門職による療育相談、発達相談等療育体制の強化に努めます。

(2) 就学支援の充実

障がい児が、その個性や特性に適した教育を受けられるよう、就学前や就学後の相談・支援体制の充実を図ります。

(3) 交流教育の推進

統合保育や学校教育における交流を推進することにより、障がいのある児童とない児童がお互いに学び合い、理解を深め、それぞれの人間性を尊重し合えるよう成長と発達を促します。

また、老人福祉施設への訪問など地域や高齢者との交流の機会の充実に努めます。

4 社会参加活動の促進

(1) 生涯学習の充実

町民「1人1学習、1人1スポーツ、1人1ボランティア」という町の生涯学習の考えのもと、障がい者の生活を豊かで潤いのあるものにするため、生涯学習、文化活動やスポーツ・レクリエーションなど、障がいのある人もない人もともに楽しむことができる機会の充実に努めます。

5 就業・就労の促進

(1) 就業機会の充実

公共職業安定所（ハローワーク）と連携を強化し、障がい者の雇用の促進や就業機会の確保に努めるとともに、事業所の法定雇用率の達成など雇用啓発運動の強化を図ります。

また、就労に向けた訓練や就労の場となる福祉施設の利用を促進します。

◆町民一人ひとりの活動

- ノーマライゼーションの理念を理解する
- 障がい者に対する支援や協力に取り組む
- 障がい者や障がい、疾病等に関する正しい理解を深める
- 企業などは、障がいのある人を積極的に雇用し、持っている能力を活用する

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
障がいのある方でも安心して生活できる環境の満足度(%)	5.8	15.0	24.0

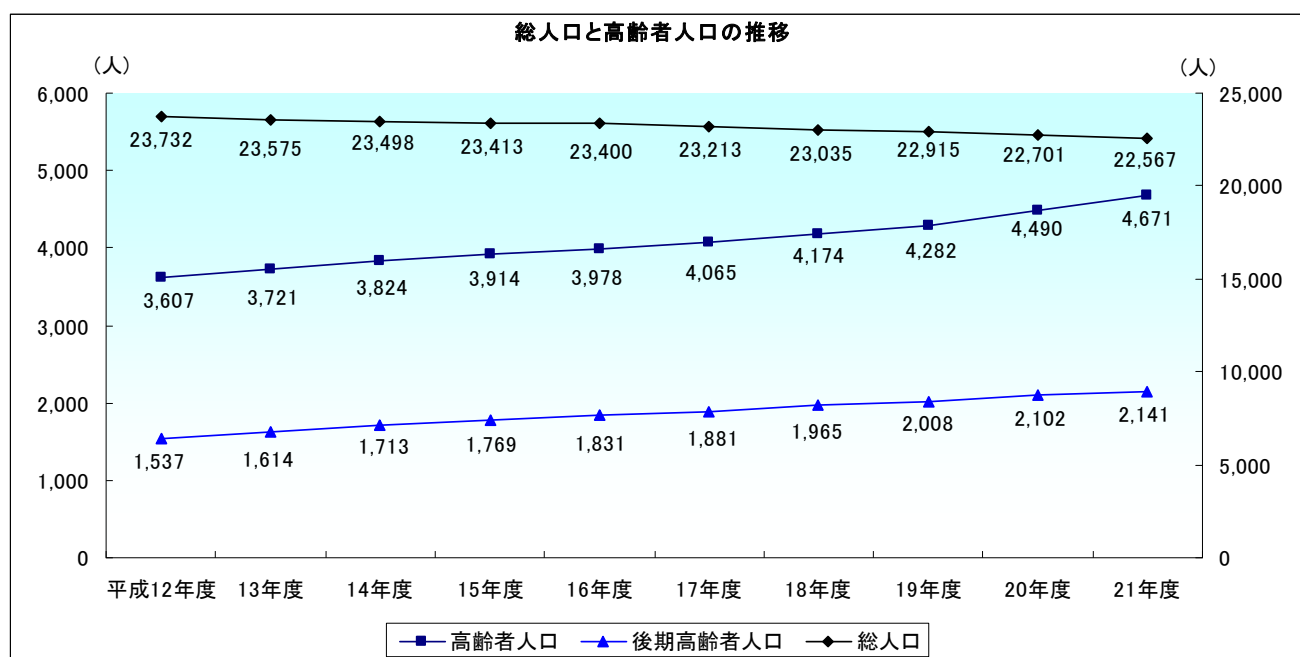
第5節 高齢者福祉の充実

◆現状と課題

高齢者の在宅での生活を支援するため、介護保険制度に基づくサービスを充実させるほか、低所得者に対する利用料補助など、利用支援を行っています。しかし、介護保険サービスの利用者及び給付費は増加し続けており、要介護認定を受ける前の介護予防を推進することが課題となっています。また、在宅介護を支援するため、家族介護教室や介護者リフレッシュ事業を実施しており、今後も家族による在宅介護を支援し、給付費の抑制を図る必要があります。

高齢化の進行に伴い、認知症の方やひとり暮らしの方が増加していることから、認知症高齢者を抱える家族交流や認知症対応講座の開催、民生委員等を通じた地域の見守り体制を強化するなど、地域で支援が必要な高齢者やその家族を支える体制を整備する必要があります。

高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援するため、「地域子ども教室」などの場を活用した子どもと高齢者の世代間交流や老人クラブ等各種サークル活動への支援、就業機会の確保・拡大に努めています。しかし、老人クラブの新規加入者は減少する傾向にあるため、魅力ある老人クラブのあり方を検討するとともに、生涯学習や健康づくりを切り口として、地域参加や介護予防に結びつける仕組みを検討する必要があります。

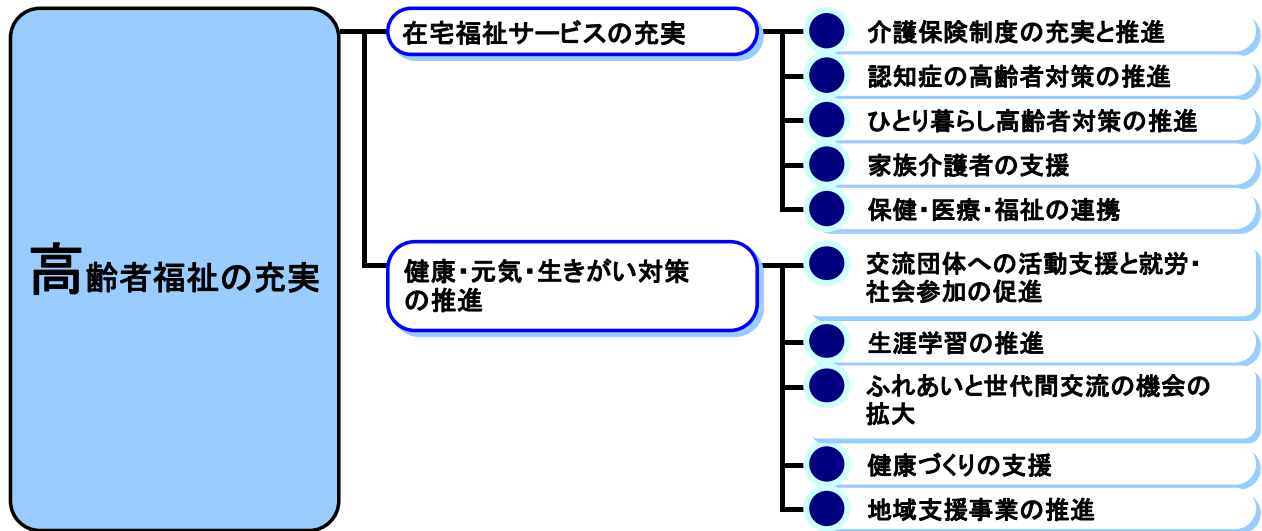


資料：住民基本台帳(各年10月1日)

◆施策の基本方針

高齢者がいつまでも元気でいられるよう、地域の役割や生きがいを見つける支援を進めます。また、支援が必要になった場合でもいつまでも住み慣れた場所に住み続けられるよう、在宅福祉の充実と介護保険制度の円滑な運営を進めます。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 在宅福祉サービスの充実

(1) 介護保険制度の充実と推進

介護保険制度を適切に運営するため、高齢者などに制度の普及啓発など理解を広めるとともに、制度の点検、評価などを実施し、介護サービスの充実に努めます。

(2) 認知症の高齢者対策の推進

認知症の予防対策として健康増進事業における健康教育・健康相談・訪問指導等による生活習慣病予防を強化するとともに、特定健康診査等による早期発見に努めます。

さらに、閉じこもり等地域の中での孤立予防と認知症の重症化防止に取り組みます。

(3) ひとり暮らし高齢者対策の推進

ひとり暮らしや虚弱な高齢者が安心して生活が送れるよう、民生委員や地域住民グループなどと連携を図り、見守り活動を通して、閉じこもり等を予防することを目的としたいきいきサロン活動などを推進します。

また、給食・配食サービス事業の検討や緊急通報システムの設置などの充実に努めます。

(4) 家族介護者の支援

高齢者を介護している家族に対して、家庭での介護から一時的に開放し、介護者相互の情報交換や介護研修を図るとともに、リフレッシュ事業への参加の促進に努めます。

(5) 保健・医療・福祉の連携

高齢者が安心して元気に暮らしていくには、保健、医療、福祉サービスを包括的に受けられる体制づくりが望まれます。

また、介護予防の点においても関係機関が連携をとりながら一体的に情報を共有していくことが必要です。このため、医師会、歯科医師会等との連携強化に努めます。

2 健康・元気・生きがい対策の推進

(1) 交流団体への活動支援と就労・社会参加の促進

老人クラブや各種サークル活動は、自らの老後を健全で豊かなものにするための自主的な組織であるため、クラブが行う地域活動などに対し支援を行い、高齢者の生きがいづくりを促進します。

また、シルバー人材センターについては、その理念である共働・共助・自主・自立を正しく理解し、働く意欲のある会員の拡大と会員の就業機会の確保・拡大に努め、高齢者が生きがいを持って地域社会に貢献できるよう支援します。

(2) 生涯学習の推進

高齢者の生きがい対策の一環として、多様なニーズに対応した生涯学習活動の推進を図ります。

また、生涯学習活動を地域づくりへ発展させるため、学習機会の提供を図り、高齢者の社会参加活動を支援します。

(3) ふれあいと世代間交流の機会の拡大

老人クラブや子ども会などによる世代間交流の充実を図ります。

また、小・中学校の空き教室の活用について検討します。ふれあい芸能大会や敬老の日ふれあい事業などを開催し、交流機会の拡大を図ります。

(4) 健康づくりの支援

高齢者の健康づくりを支援するため、認知症や介護予防のサポーター養成研修などの充実を図ります。

また、これらの情報提供に努めます。

(5) 地域支援事業の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しているなかで、元気な高齢者が中心となって、ボランティアによる生活支援、買い物支援等を行うため、地域での組織づくり等を推進します。

◆町民一人ひとりの活動

- 元気な高齢者の力を活かすため、地域で支え合い活動をする場づくりに取り組む
- ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の高齢者が閉じこもりにならないよう地域等で支え合う
- 介護予防のための自発的な活動を行う

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
高齢者でも安心して生活できる環境の満足度(%)	10.9	22.0	32.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
認知症サポーター累計人数(人)	60	360	660

第6節 青少年の健全育成

◆現状と課題

青少年の健全育成については、各地区ごとに非行防止パトロールを実施しており、多くの青少年関係者が参加しています。今後、関係者だけでなく、町民一人ひとりが関心を持ち、地域全体で青少年健全育成に取り組めるよう、町民に周知・啓発を進める必要があります。

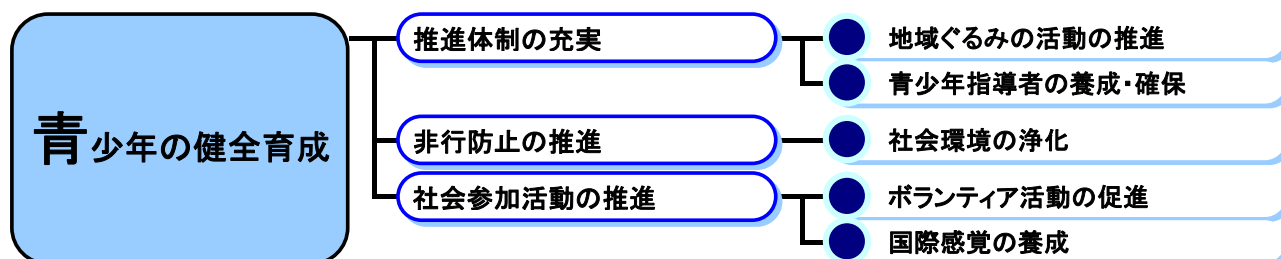
町では、青少年問題協議会をはじめとした各団体が健全育成にかかる活動を行っていますが、団体内部の活動にとどまることなく、一体となって地域ぐるみの活動を展開するとともに、青少年育成推進員や青少年相談員の資質向上を図るため、積極的に研修に参加するよう促進する必要があります。

また、青少年の社会性を育むため、社会福祉協議会主催で中学生の福祉施設や保育園等でのボランティア活動を実施しています。今後、中学生だけでなく他の学年におけるボランティア活動の実施を検討する必要があります。さらに、国際的な感覚を育むために中学生の海外派遣を実施していますが、海外派遣者の経験を活かす事業を検討する必要があります。

◆施策の基本方針

まちの子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、地域ぐるみでの指導を行うとともに、見識を広めるため、社会活動への参加を促進します。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 推進体制の充実

(1) 地域ぐるみの活動の推進

青少年の健全育成を図るため、家庭や学校、地域社会が一体となった活動の推進を図ります。

また、地区別に研修会などを開催し、地域ぐるみでの活動を推進します。

(2) 青少年指導者の養成・確保

青少年活動を支える青少年指導者を養成するとともに、青少年育成推進員協議会や青少年相談員協議会の活動に対して支援します。

2 非行防止の推進

(1) 社会環境の浄化

青少年の非行を防止するとともに犯罪への関与を防止するため、街頭での巡視活動や、有害図書等自動販売機の撤去の推進を図ります。

3 社会参加活動の推進

(1) ボランティア活動の促進

青少年が地域社会との関わりを持つようにするため、中学生や高校生がボランティアを体験できる機会の充実を図ります。

(2) 国際感覚の養成

次代を担う人材の育成を図る一環として、各種海外派遣事業への参加の促進を図ります。



◆町民一人ひとりの活動

- さまざまな人に出会う交流の機会や多様な体験活動に積極的に参加する
- 地域の子どもは地域で守り育てる意識を持つ
- 青少年を取り巻く環境の浄化に努め、非行防止やいじめなどの問題に取り組む

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
子どもが健やかに育つための取り組みに対する満足度(%)	20.7	32.0	44.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
青少年指導者の数(相談員・子ども会)(人)	20	35	50

第7節 社会保障の充実

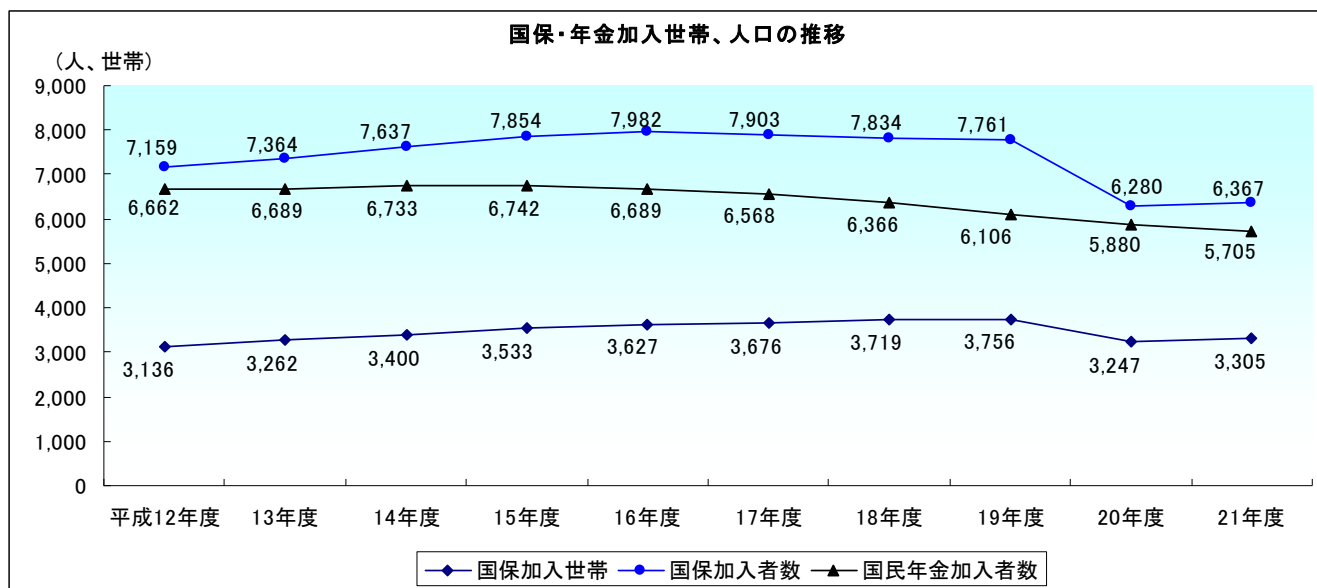
◆現状と課題

国民健康保険は、被保険者の高齢化及び医療技術の高度化などにより、毎年医療費が増大しています。制度の持続可能な運営を図るため、医療費適正化として診療報酬明細書(レセプト)の点検を実施していますが、今後は、特定健康診査や特定保健指導を実施し、疾病の早期発見と早期対応を充実させ、将来の医療費の増加を抑制する必要があります。

国民年金は、町民が年金受給権を得られないことがないよう、制度の周知を行うとともに、未加入者の加入を促進する必要があります。

介護保険制度は、3年を1期とする事業計画を策定し、計画的な運営を行っています。また、相談、情報提供や高齢者の拠点である「地域包括支援センター」を設置していますが、同センターが積極的に利用されるよう、周知を図り、在宅介護者への支援の強化を図る必要があります。

低所得者支援として、必要な世帯に生活保護や生活福祉資金貸付制度などの利用を進めていますが、今後、経済の低迷や高齢者世帯の増加などにより対象世帯が増加することが予測されるため、民生委員やケースワーカー*による調査、相談や指導の充実に努める必要があります。



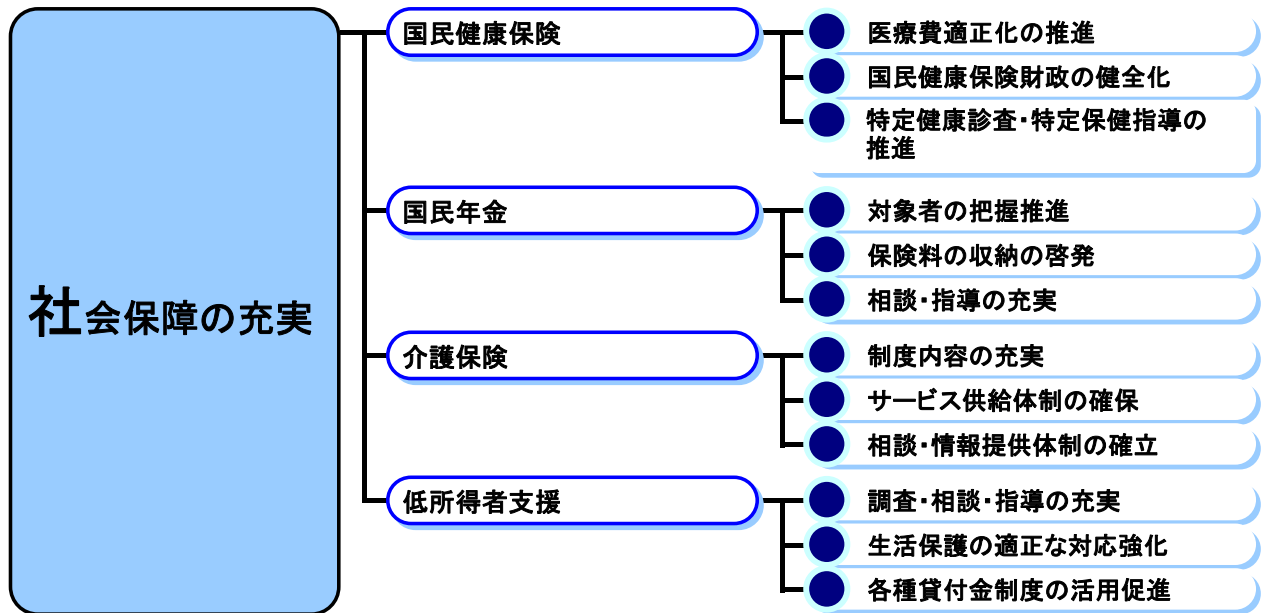
資料:町民生活課

◆施策の基本方針

町民の誰もがいざという時に社会保障を利用できるよう、未納対策を充実させるとともに、制度の持続可能な運営に向けた取り組みを推進します。

*ケースワーカー…社会福祉援助者として、悩みを抱えている人に対して専門的な支援・援助を通して助言を与えたり解決に導く人

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 国民健康保険

(1) 医療費適正化の推進

国民健康保険資格の適用適正化及び診療報酬明細書（レセプト）の点検の強化を図ります。

(2) 国民健康保険財政の健全化

国民健康保険財政の健全な運営を図るため、保険税の適正な賦課徴収、収納率向上対策の強化、制度の積極的な広報などを推進します。

(3) 特定健康診査・特定保健指導の推進

特定健康診査の受診率向上を図るため、健診の周知及び受診勧奨を徹底します。

また健診の結果説明会を実施し、特定保健指導への利用につなげ、利用率の向上を図ります。

2 国民年金

(1) 対象者の把握推進

国民年金制度の理解を広げ、未加入者の加入勧奨を図ります。

(2) 保険料の収納の啓発

国民年金保険料については、納付の奨励、口座振替・前納制度の推進、積極的な広報活動などに努めます。

(3) 相談・指導の充実

国民年金制度について受給説明会などを開催し、制度の適正な運用に努めます。

3 介護保険

(1) 制度内容の充実

介護保険制度の周知を図るため、積極的な広報活動を推進します。

また、介護保険事業計画の定期的な見直しや保険事業の進行管理の徹底に努め、制度の充実を図ります。

(2) サービス供給体制の確保

介護保険サービス提供事業者との連携を図り、高齢者の多様化するニーズに対し、必要なサービスが適正に提供できるよう体制づくりを推進します。

また、介護施設等について、関係機関と連携を図りながら整備の推進に努めます。

(3) 相談・情報提供体制の確立

介護保険及び介護保険サービスについての相談に応じるとともに適切な情報を提供するため、地域包括支援センターの機能と行政窓口の充実に努めます。

4 低所得者支援

(1) 調査・相談・指導の充実

低所得世帯の抱える諸問題について、民生・児童委員による調査・相談、ケースワーカーによる調査・相談・指導の充実に努めます。

(2) 生活保護の適正な対応強化

実態に即した保護の適正な対応に努めます。

(3) 各種貸付金制度の活用促進

生活困窮家庭の生活の安定を図るため、生活福祉資金貸付制度などの活用を促進します。

◆町民一人ひとりの活動

- 健康に対する関心を持ち、病気の早期発見、予防を心がける
- 行政から提供された広報などの啓発資料などには必ず目を通し、制度の趣旨を理解する
- 介護保険サービスの適正な利用に努める

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
「保健・医療・福祉」全体の満足度(%)	10.3	23.0	35.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
国民健康保険税収納率(%)	91.57	92.00	93.00

第②章

美しい景観・自然が守られるまちづくり

【自然環境・生活環境】



第1節 循環型社会の形成

◆現状と課題

まちの環境政策を計画的かつ総合的に推進するため、環境保全条例の制定に向けた準備を進めています。今後は、循環型社会を形成する一環として、太陽光発電など町内での自然エネルギーの活用に向けた取り組みを推進する必要があります。

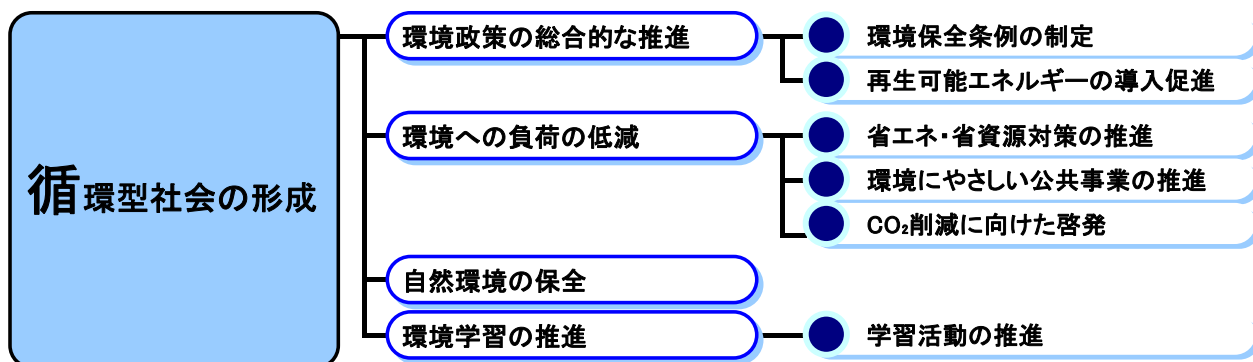
また、環境への負荷を低減するため、公共事業を実施する際には再生品を積極的に利用するなどの取り組みを進めています。今後は、環境に配慮した公共事業をいっそう進めるため、ガイドラインの制定や公共事業だけでなく、町民と一体となった全町的な省エネルギー・省資源対策を進める必要があります。

さらに、自然環境保全の一環として、河川に淡水魚等保護の看板を設置し、水産資源の保護に取り組んでいます。今後は豊かな自然環境を保全するとともに、次代に残していくことが求められることから、環境に関心を持つ人材を育成するために学校教育や社会教育を通じた環境学習を推進する必要があります。

◆施策の基本方針

持続可能な環境配慮型まちづくりを進めるため、環境に負荷をかけない活動を広めていきます。また、学校や生涯学習の場で環境に対する意識啓発を行い、環境に関心の高い人材を育成します。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 環境政策の総合的な推進

(1) 環境保全条例の制定

総合的な環境政策を推進するため、環境保全条例の制定をめざします。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

太陽光発電など、クリーンで再生可能な自然エネルギーの導入促進に対する普及啓発を図ります。

2 環境への負荷の低減

(1) 省エネ・省資源対策の推進

現状の環境を維持するため、町民の生活行動や社会経済活動での環境への負荷を再生可能な範囲とするよう、省エネルギー・省資源対策の推進を図ります。

また、物品の調達にあたってはグリーン購入*の推進を図ります。

(2) 環境にやさしい公共事業の推進

生態系への配慮をはじめとした環境にやさしい公共事業の実施に努めます。

また、公共事業を行う際の環境配慮ガイドラインの制定を推進します。

(3) CO₂削減に向けた啓発

地球温暖化対策を推進するため、CO₂などの温室効果ガスの排出抑制に向け、町民や事業者に対する啓発を推進します。

3 自然環境の保全

本町の豊かな自然環境を保全・創造していくため、自然環境全般にわたる保全対策の計画的な推進を図ります。

また、多自然型川づくりや親水公園の整備など、人と自然にやさしい水と緑のネットワークづくりを推進します。

4 環境学習の推進

(1) 学習活動の推進

環境問題への関心を高めるため、学校教育や社会教育活動において環境教育を推進します。

また、生涯学習における環境学習のメニューの充実を図り、意識の高揚を図ります。



*グリーン購入…環境に配慮した製品を優先的に選んで購入すること

◆町民一人ひとりの活動

- 環境問題や環境学習に関心を持ち、身近なところから行動を起こす
- 各種環境イベントなどに積極的に参加し、日常的に環境負荷低減につながる取り組みを行う
- 緑豊かな自然を大切にし、環境保全に努める

◆まちづくり指標

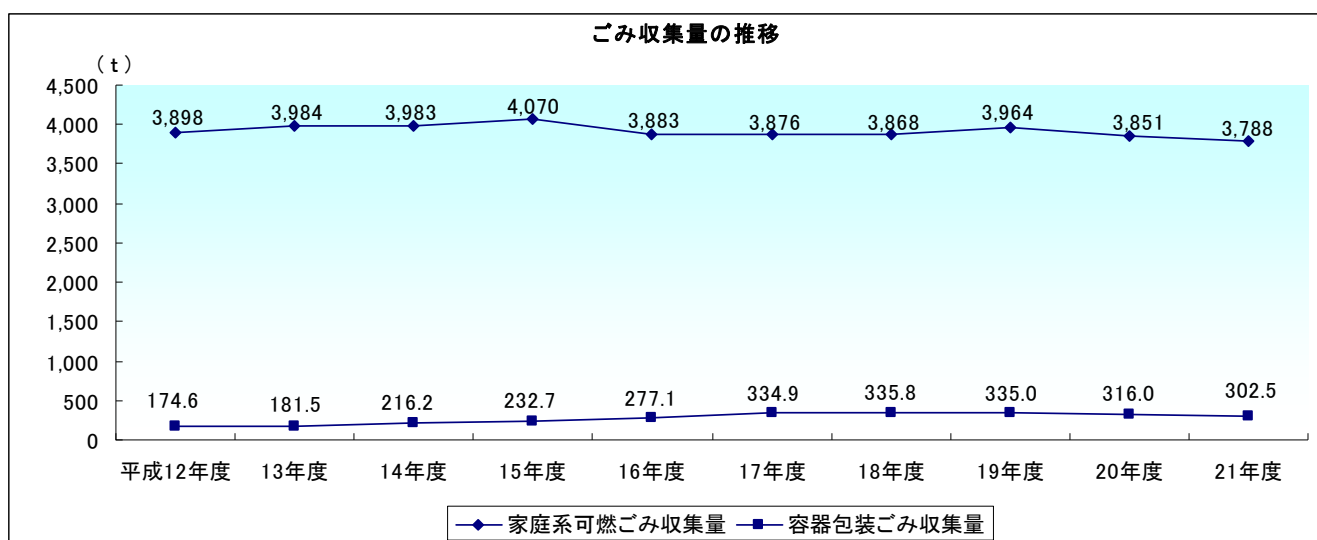
町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
温暖化対策に対する満足度(%)	22.6	30.0	37.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
太陽光による発電設置累計件数(件)	140	175	210

第2節 ごみ処理の充実

◆現状と課題

ごみの再資源化を進めるため、14種類による分別収集を実施しています。これまでに全地区で分別収集の説明会を開催し、町民の間にも分別収集が徹底されつつあります。さらに分別収集が徹底されるよう、引き続き説明会の開催や広報かわじま・町ホームページを通じた周知・啓発活動を行う必要があります。また、リデュース(資源の消費の抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)の3R運動を推進することにより、再資源化及び最終処分量の減少に取り組む必要があります。

ごみ処理施設の適正な維持管理、処理能力の低下防止、施設の延命化を図るため、各施設の保守点検及び計画的な修繕を進めています。しかし、施設も恒久的なものではないため、近隣市町と連携を図り、新たな施設整備を検討する必要があります。また、ごみ収集の有料化について、ごみの減量化、再資源化、社会情勢や景気の動向を見極めながら導入を検討する必要があります。

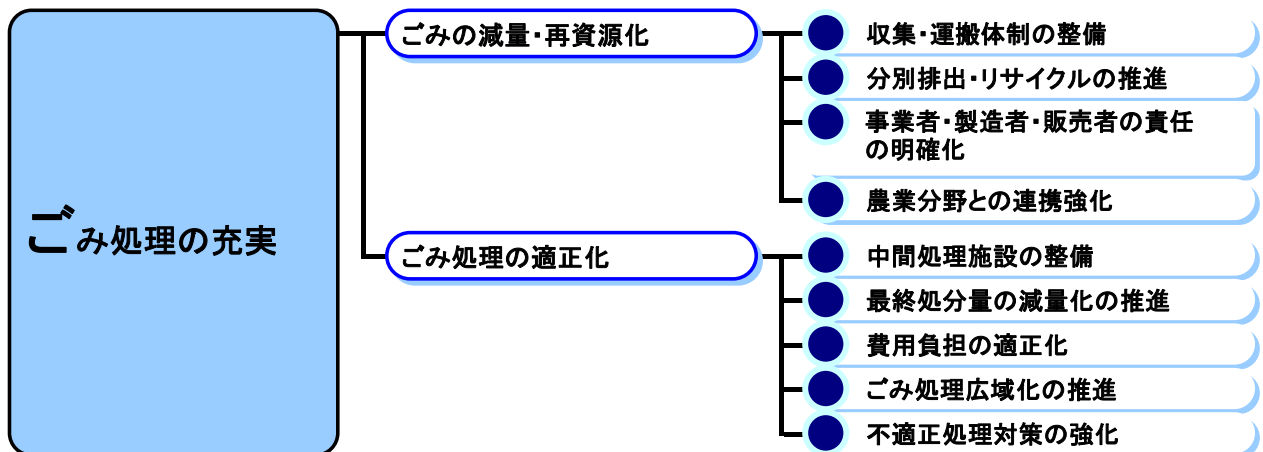


資料:町民生活課

◆施策の基本方針

町民全体でごみの発生を抑制するとともに、発生するごみについても分別収集やリサイクルを推進し、ごみの減量化を図ります。また、ごみ処理施設の適正な維持管理と計画的な更新を進めます。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 ごみの減量・再資源化

(1) 収集・運搬体制の整備

収集の効率と分別の種類との整合を図るとともに、利用者による集積所の管理を推進します。

また、粗大ごみの戸別収集の充実を図ります。

(2) 分別排出・リサイクルの推進

ごみの減量化を進めるため、3R運動の推進を図るとともに、ごみの発生の抑制にも努めます。

再利用や再資源化を図るため、ごみの分別排出の徹底と各家庭での生ごみの資源化を含めたリサイクル活動を促進します。

また、資源の有効な利用の促進に関する法律などによるごみの分別徹底を図ります。

(3) 事業者・製造者・販売者の責任の明確化

事業者、製造者、販売者それぞれの責任を明確にすることにより、リサイクルの推進を図ります。

(4) 農業分野との連携強化

農業用廃ビニールなどの適正処理の指導を進めます。特に、塩化ビニールは野焼きなどによって毒性が強く、また、環境ホルモンの問題も指摘されているダイオキシン類を発生することから、監視指導の強化を図ります。



2 ごみ処理の適正化

(1) 中間処理施設の整備

環境センターの中間処理施設については、処理能力 40t/8h の焼却施設、処理能力 10t/5h の不燃物処理施設、処理能力 0.45t/1h の容器包装処理施設があり、これらの施設の適切な維持管理及び施設の計画的整備を進めます。

(2) 最終処分量の減量化の推進

3R運動やごみの発生の抑制に努め、ごみの減量化を図るとともに適正なごみ処理を行い、最終処分量の減量化を進めます。

(3) 費用負担の適正化

ごみ収集の有料化（排出者の負担）を検討します。

(4) ごみ処理広域化の推進

近隣市町と連携を図り、ごみ処理業務の広域化を推進します。

(5) 不適正処理対策の強化

不法投棄やごみの野焼きなど、ごみの不適正な処理を防止するため、関係機関と連携を密にして監視・指導の強化を図ります。

◆町民一人ひとりの活動

- ごみを減らすための3R運動に積極的に取り組む
- 買い物には買い物袋(マイバック)を持参する

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
ごみ分別収集に対する満足度(%)	44.6	54.0	63.0
ごみ不法投棄防止など環境保全に対する満足度(%)	8.9	17.0	26.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
家庭系可燃ごみ収集量(t)	3,788	3,505	3,242

第3節 公園・緑地の整備

◆現状と課題

町内にある公園は、季節に即した草木の管理を行うことにより、町民に親しまれる場として活用されています。今後も、公園が町民の活動の場や憩いの場の中心としての役割を持つよう、町民との協働による花いっぱい運動や緑地の保全活動の推進、遊具などの設備の老朽化に伴う設備更新を計画的に行う必要があります。また、子どもの遊び場として集落内の公園の整備が望まれていることから、計画的な公園整備が必要となっています。さらに、農業用貯水池や安藤川周辺の桜を活用した散策路としての緑地整備を計画的に行い、新たなまちの観光資源とすることも必要です。

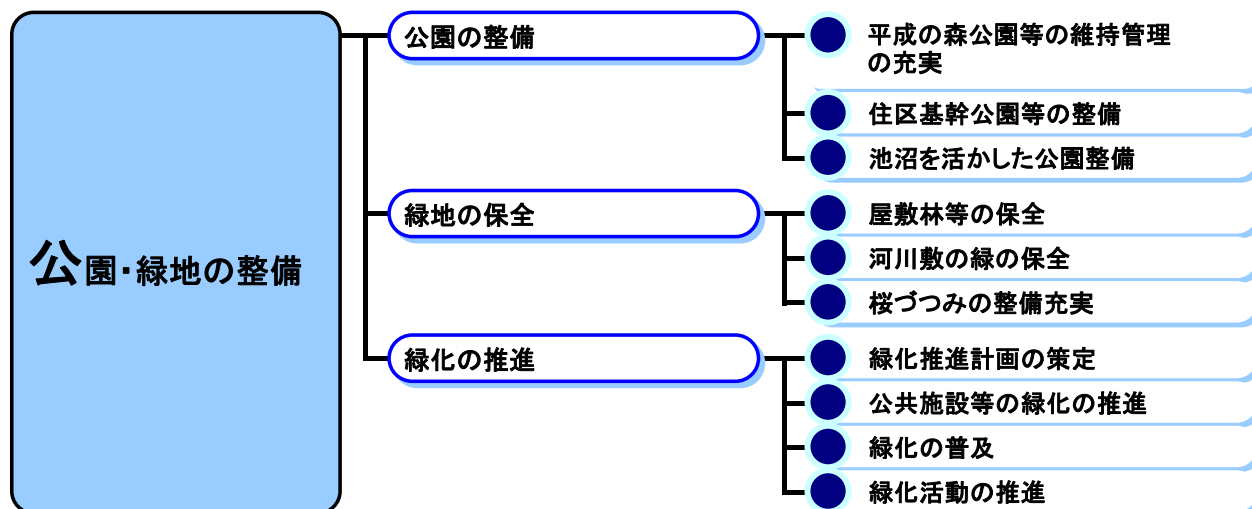
緑地の保全については、川島インター産業団地において、屋敷林をイメージした緑地帯を整備するなど、緑の保全を進めています。しかし、宅地開発により屋敷林を伐採する傾向にあり、十分な保全対策がとられていないため、既存集落内の屋敷林を保全することが必要となっています。

緑化の推進にあたっては、埼玉県緑化条例や地域住民との協力により、緑化の普及に努めています。現在は個別の要綱や計画等により緑化を推進していますが、まちの緑化を総合的、体系的に進めるため、統一した計画やルールづくりが求められます。

◆施策の基本方針

公園は住民の憩いの場や子どもが安心して遊べる空間です。そのため、ゆとりとにぎわいのある公園・緑地の整備を進めるとともに、住民が愛着を持ってかかわることのできる維持管理の仕組みを構築します。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 公園の整備

(1) 平成の森公園等の維持管理の充実

平成の森公園等については、計画的な維持管理の充実に努めるとともに、遊具などの安全対策を進め、利用促進を図ります。

また、バラの小径については、適正な管理を実施し、その維持に努めます。

(2) 住区基幹公園*等の整備

身近な生活圏における街区公園、近隣公園などの計画的な整備を進めます。

また、公園の適正配置に努めます。

(3) 池沼を活かした公園整備

本町の特色ある公園として、梅ノ木貯水池など池沼を活かした公園の整備を進めます。

2 緑地の保全

(1) 屋敷林等の保全

屋敷林などは、本町の特徴ある農村景観を形成する要素となっているため、「ふるさとの森」、屋敷林、生け垣などの保全に努めます。

また、保存樹木の保全対策を図ります。

(2) 河川敷の緑の保全

四方を囲む河川を中心に、自然の生態系を保存する国土交通省による荒川太郎右衛門地区自然再生事業などの普及啓発及び促進を図り、豊かな緑の保全に努めます。

また、ごみの野焼きや不法投棄などの監視を強化し、河川環境の保全に努めます。

(3) 桜つつみの整備充実

幹線道路の整備事業と連携し、安藤川沿いへの桜の植樹を継続するとともに、道路事業完了後には公園の整備を図ります。

また、既存の桜つつみについては適正な維持管理に努めます。

3 緑化の推進

(1) 緑化推進計画の策定

総合的、体系的な緑化の推進のため、その基本となる緑化推進計画を策定し、質の高い緑豊かなまちづくりを図ります。

また、この計画を基本に、水と緑のネットワークづくりや地域による自主管理ルールの確立などを図ります。

(2) 公共施設等の緑化の推進

公共施設の整備時には、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例及び町の開発指導要綱に基づき、緑化率の最大限の確保を図ります。

また、公共工事などに際しては、樹木保全などのルール化を進め、貴重な緑の保全を図ります。



住区基幹公園…都市計画区域内に整備される身近な公園のこと。街区公園や近隣公園、地区公園等をいう

(3) 緑化の普及

地区計画や緑地協定の普及啓発及び締結などを推進し、工場・事業所・住宅地の緑化を図ります。

また、一定規模以上の開発行為については、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例や町開発指導要綱により、緑化の推進に努めます。なお、既存の地区計画区域については、適正な運用により緑化の促進及び維持を図ります。

(4) 緑化活動の推進

花いっぱい運動など、町民が主体的に行う緑化活動については、町有地の提供などを積極的に進めます。

◆町民一人ひとりの活動

- 身近な木々や草花を大切にする
- 公園などの維持管理に積極的に携わる
- 花いっぱい運動に参加する

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
公園・緑地等の整備に対する満足度(%)	16.9	28.0	40.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
町民一人あたりの公園面積(m ² /人)	7.16	7.56	7.95

第4節 河川の整備

◆現状と課題

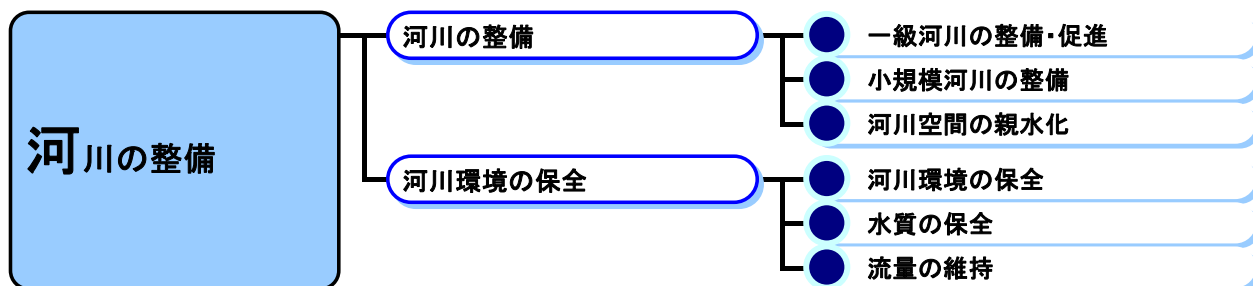
河川の治水対策として、市野川堤防の補強工事、入間川の堤体補強工事、越辺川の堤体補強工事、安藤川の河川改修を促進しています。本町は川に囲まれた地形であり、治水対策は重要な課題であるため、引き続き河川の整備を進める必要があります。また、安藤川では、河川を活かした親水空間をつくり出すため、幹線道路の整備と連動して川の広場の整備に取り組んでいます。

河川の水質を保全するため、公共下水道(汚水)の適切な維持管理や合併処理浄化槽の設置を推進しています。今後は、合併処理浄化槽の適切な維持管理を促進することが必要です。また、暮らしやすいまちづくりの観点からも、公共下水道(雨水)の整備を推進し、水質の汚濁防止に努めることが求められます。

◆施策の基本方針

災害対策として河川の堤防強化を進めます。また、親水空間やビオトープなど住民の憩いの場となる整備を推進します。さらに、小河川の水質の保全や親水空間としての整備を図ります。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 河川の整備

(1) 一級河川の整備・促進

本町の四方を囲む荒川、市野川、入間川、越辺川については、治水対策を重点に整備の促進を要請します。

安藤川は、主要な内水排除の河川としてその機能の強化を図るため、河川改修（上流区域）を積極的に促進します。

さらに、横塚川についても、整備の促進を図ります。

(2) 小規模河川の整備

小規模河川については、たん水防止のための排水路として整備を推進し、住環境の改善・生産性の向上を図ります。

(3) 河川空間の親水化

川の広場等の整備を推進し、河川空間の親水化を図ります。

また、一級河川荒川は荒川太郎右衛門地区自然再生事業を促進します。

2 河川環境の保全

(1) 河川環境の保全

四方を取り囲む河川の自然環境は、本町の資源であり、原風景ともなっており、これらの環境の保全を図ります。そのため、河川の整備にあたっては、多自然型の工法の採用やビオトープの整備を促進します。

また、町民と協働による水辺空間の保全に努めます。

(2) 水質の保全

公共用水域の水質の保全のため、公共下水道の整備を推進するとともに、水洗化率の向上を図ります。

また、公共下水道整備区域外における生活排水対策として、合併処理浄化槽の普及と維持管理の徹底を図ります。

(3) 流量の維持

河川の流量を確保するため、上流域における保水対策などの促進を図ります。

◆町民一人ひとりの活動

○合併処理浄化槽の維持管理を適切に行う

○水路や河川の美化に努める

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
大きな河川整備(洪水対策含む)に対する満足度(%)	20.1	32.0	44.0
用排水路整備に対する満足度(%)	11.1	22.0	32.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
下水道の水洗化率(%)	96.5	98.0	100.0

第5節 農村集落の環境整備

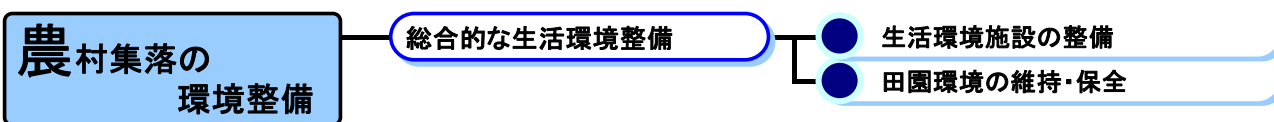
◆現状と課題

平成 19 年度より、国の補助事業を受けて農地・水・環境保全向上対策事業を実施し、本町では2つの組織が農村集落の環境保全のための活動に取り組んでいます。地域ごとに農地保全に取り組む団体を増やすとともに、活動を充実させて協働による環境保全対策に取り組めます。

◆施策の基本方針

地域住民との協働により、良好な農村集落の景観保全を図るとともに、生活基盤の整備を推進し、質の高い生活環境を構築します。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 総合的な生活環境整備

(1) 生活環境施設の整備

集落地域における生活環境の整備を図るため、道路や下水処理、排水路など生活基盤施設の整備を促進します。

(2) 田園環境の維持・保全

良好な環境や生活文化を保全するため、道路、排水路などの整備や屋敷林、生け垣の保全、地域コミュニティの育成を図ります。

また、保水機能や豊かな田園景観の要素として、多様な機能を持つ農地の保全に努めます。

◆町民一人ひとりの活動

- 農地の保全に努める
- 敷地内の木や生け垣を定期的に剪定して、整った景観づくりを心がける

第③章

自然と調和を保ち快適に定住できるまちづくり

【都市基盤・土地利用】



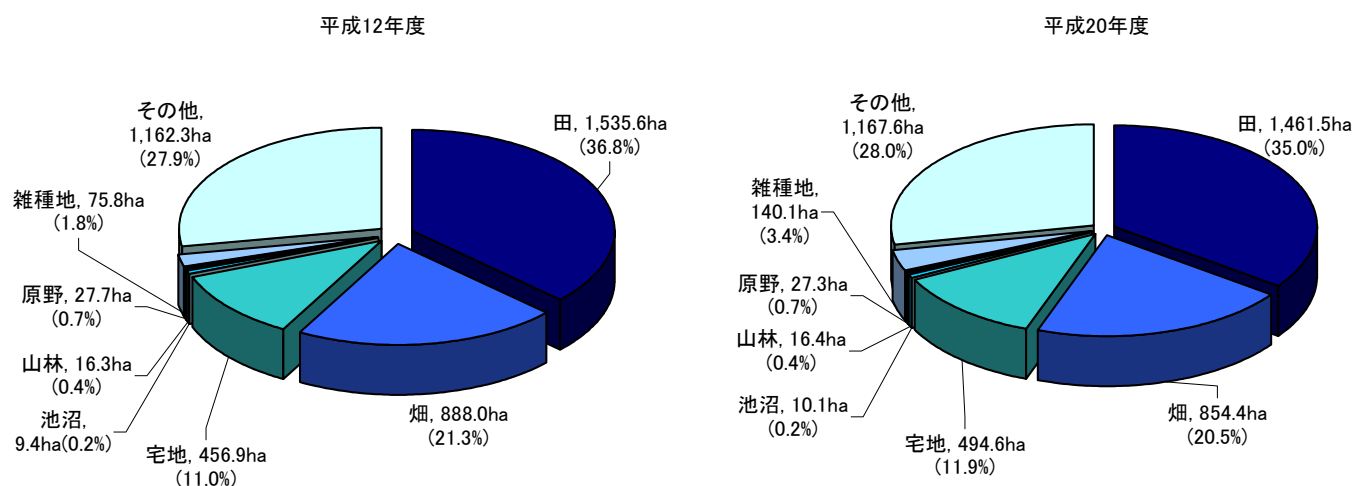
第1節 秩序ある土地利用

◆現状と課題

本町では、開発などによる農地から他の用途へ転用がある場合には、総合振興計画、都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画等の関連計画に基づき、計画的な土地利用を進めています。しかし、一部地域では住宅と工場が混在する状況であることから、その解消を進めるとともに未利用地の有効活用が求められます。

また、快適な住宅街を形成するため、町民参加による地区計画などの導入を図るとともに、定住の受け入れを見据えた宅地を整備する必要があります。さらに、市街化調整区域においては地域コミュニティ維持のため、住宅の計画的な整備が必要です。

地目別土地面積の推移



* 雑種地・・・野球場、テニスコート等

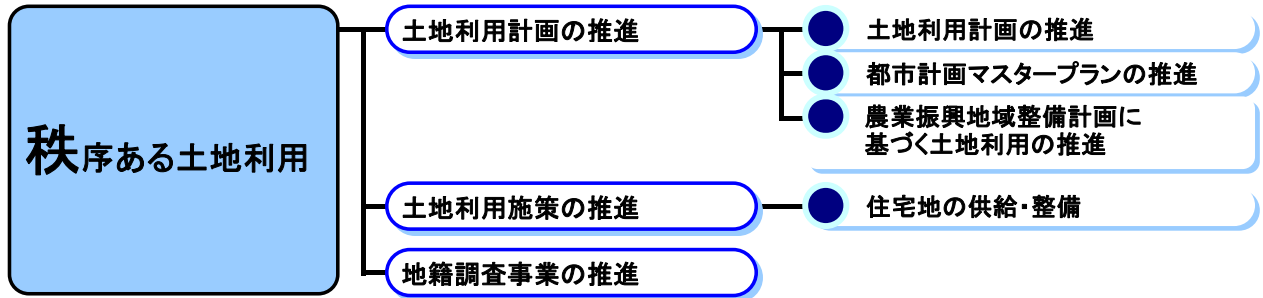
* その他・・・墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、公衆用道路、公園等

資料：まち整備課

◆施策の基本方針

地域内の均衡ある発展を図るため、無秩序な開発を抑制し、住宅地、商業地、工業地、公園、緑地など計画的な土地利用を推進します。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 土地利用計画の推進

(1) 土地利用計画の推進

土地利用構想を基本とした都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画に基づき、秩序ある土地利用の推進を図ります。

(2) 都市計画マスタープランの推進

都市計画マスタープランに基づき、詳細な土地利用計画を作成するとともに、町民参加による各地区の状況に応じたきめ細かい土地利用を推進します。

また、その実現のための仕組みづくりの構築と推進を図ります。

(3) 農業振興地域整備計画に基づく土地利用の推進

農業振興地域整備計画については、農用地の保全という観点に立って見直しを行い、計画的な土地利用を推進します。

2 土地利用施策の推進

(1) 住宅地の供給・整備

良好な住宅地を形成するため、地区計画の導入、宅地開発指導要綱の運用の徹底を図ります。なお、新たな住宅地の整備にあたっては宅地需要などを見据えつつ、計画的な供給を図ります。

また、田園居住系地域においては、地域コミュニティ維持のために良好な住宅地の形成を図ります。

3 地籍調査事業の推進

土地の適正な管理のため、地籍調査事業の推進を図るとともに、国から移管された長狭物についても適切な対応を図ります。

◆町民一人ひとりの活動

○用途地域や都市計画に関する住民説明会や公聴会へ積極的に参加する

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
土地利用のバランスに対する満足度(%)	12.2	21.0	29.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
地籍調査事業の進捗率(%)	66.4	83.2	100.0

第2節 市街地の整備

◆現状と課題

川島インターチェンジ周辺の土地を新市街地として有効活用することが求められます。また、既成市街地では、未利用地の宅地化について、計画的な整備が課題となっています。

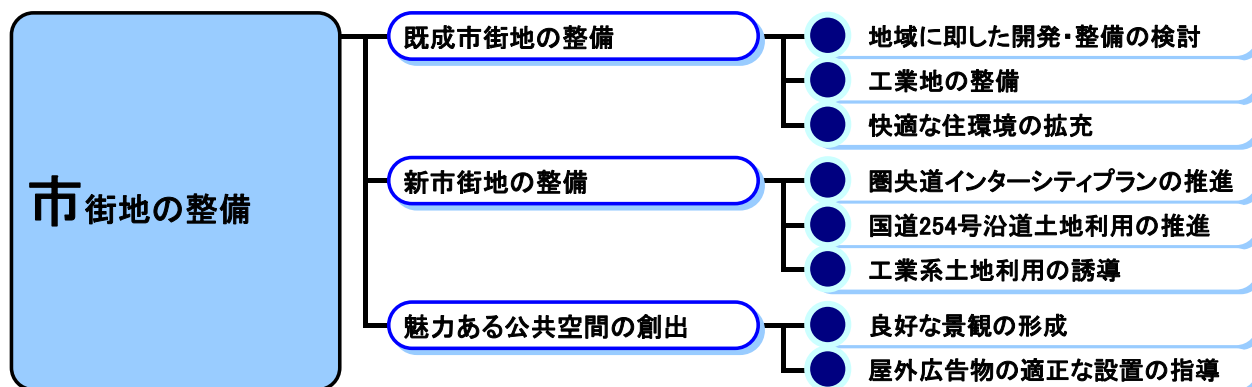
工業専用地域における既存工業団地は、概ね周辺住宅との間に農用地を有しており、隔絶されているといえますが、一部地域では工業専用地域と住居系地域が隣接、また、準工業地域では混在の状況が見られるため、計画的な土地利用の整序を進める必要があります。

公共空間については、無秩序な開発や景観を損なう開発を防止するため、建築や広告物などを整備・設置する際に一定の規制をかけるよう、指導や誘導に取り組む必要があります。

◆施策の基本方針

川島インターチェンジ周辺地域の効果的な土地利用を進めるとともに、低未利用地や住工混在の土地利用の解消など、土地の有効かつ快適な環境の創出に向けた利用を推進します。また、地区計画などにより良好な景観の保持を図ります。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 既成市街地の整備

(1) 地域に即した開発・整備の検討

既存の市街化区域のうち、低未利用地については、地域の実情に即した開発・整備の推進及び検討を進め、良好な市街地の形成を図ります。

(2) 工業地の整備

既存の工業団地は、周辺地域の土地利用との整序を図りつつ、その環境の保全を進めます。

また、工業地にありながら住工混在の土地利用となっている地区については用途純化を図るとともに、土地利用の整序により、良好な市街地の形成を図ります。

(3) 快適な住環境の拡充

住宅地としての利用が進んでいる地域においては、地区計画制度により良好な住環境を誘導し、未利用地の宅地化の促進を図ります。

また、道路や公園などの公共公益施設の適正配置を進めます。

2 新市街地の整備

(1) 圏央道インターシティプランの推進

首都圏中央連絡自動車道の交通利便性を活かした川島インターチェンジ周辺地域の整備を図ります。

(2) 国道 254 号沿道土地利用の推進

国道 254 号沿道については、川島インターチェンジ周辺地域の土地利用との整合を図りつつ、都市的土地利用への転換を推進します。

(3) 工業系土地利用の誘導

市街化調整区域内の地域振興のため、工業系土地利用への転換を推進します。

3 魅力ある公共空間の創出

(1) 良好な景観の形成

埼玉県景観計画に基づき、それぞれの地域の特色を活かした景観の形成を推進し、魅力的な住環境の創出を図ります。

(2) 屋外広告物の適正な設置の指導

埼玉県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の適正な設置を指導・誘導し、良好な景観の形成と魅力的な住環境の創出を図ります。

◆町民一人ひとりの活動

- まちづくりに対する意識を高め、良好なまち並みの保全・育成に努める
- 地区計画や建築協定などの制度を活用するなど、住民全体でまちづくりを進める

◆まちづくり指標

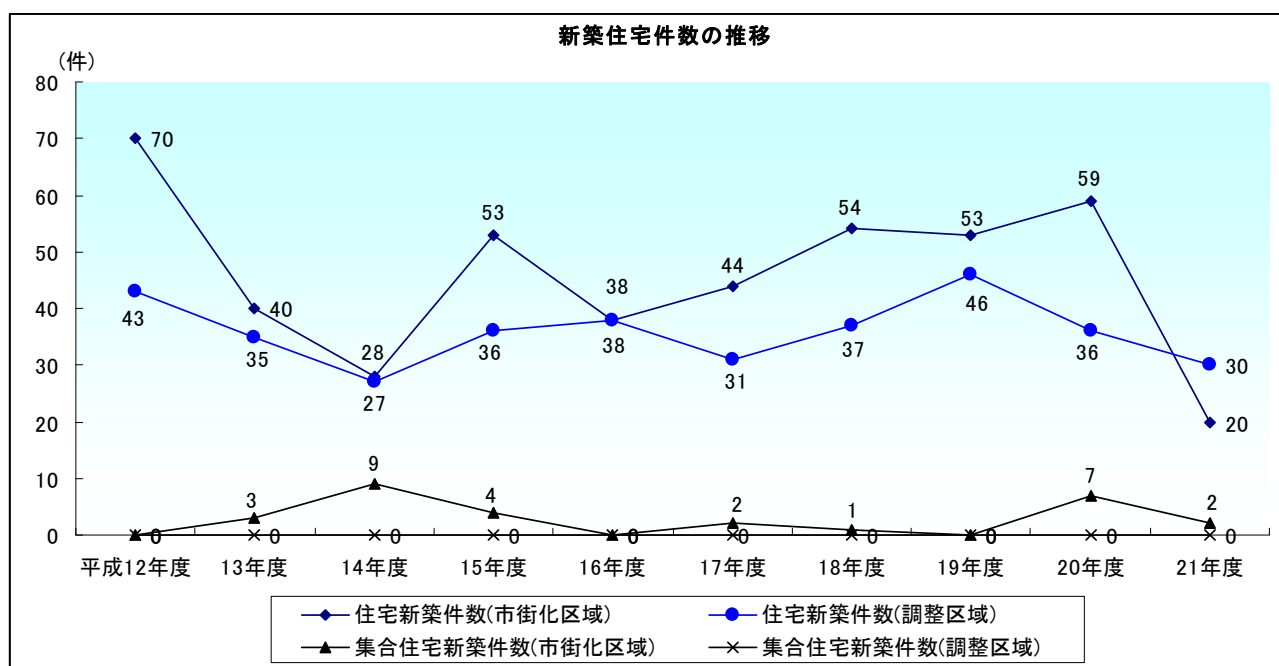
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
屋外広告物の設置違反件数(件)	52	26	13

第3節 住宅・住環境の整備

◆現状と課題

町開発指導要綱や県の指導により、地区に応じた最低敷地面積を設定するなど地域特性に応じた住宅の質の確保を図っています。今後も、地域にふさわしい住宅モデルの整備促進を図るため、県と連携を図りながら住宅の整備と良好な住環境の形成に努める必要があります。

また、定住促進やいつまでも住み続けられる環境を形成するため、環境保護、高齢化や災害に強いまちづくりなどのニーズに応じた住宅整備を進めることが必要です。より質の高い住環境を形成するため、道路等のインフラ整備やまちの自然環境を活かした水と緑あふれる環境をつくとともに、バリアフリー、省エネルギー、耐震対策など、これからの時代に即した住宅の整備を促進する必要があります。

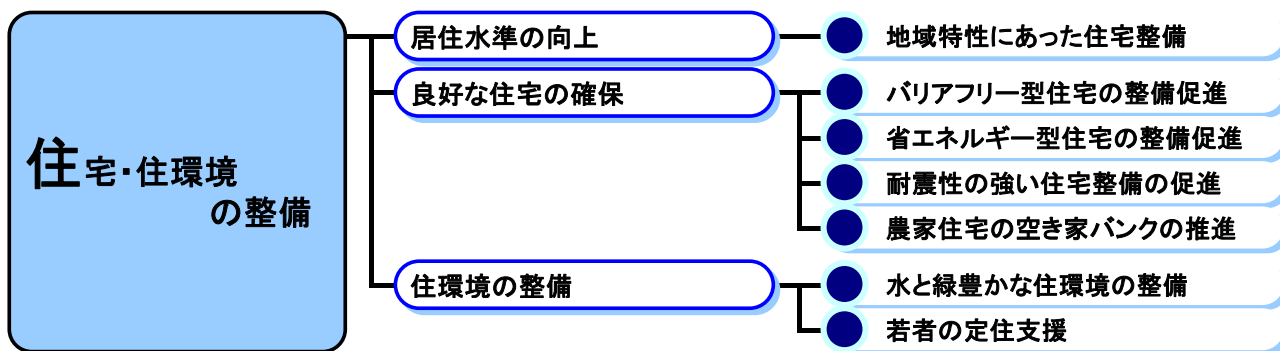


資料:まち整備課

◆施策の基本方針

バリアフリー、省エネルギー、耐震対策など、これからの時代に即した住宅の整備を促進するとともに、まちの景観に適した住宅や良好な住環境を促進し、誰もが住み続けたいような住宅・住環境を創出します。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 居住水準の向上

(1) 地域特性にあった住宅整備

都市的地域や農村的地域それぞれの住環境や地域景観にあった住宅の整備を促進します。

2 良好な住宅の確保

(1) バリアフリー型住宅の整備促進

高齢者や障がい者などにやさしい住宅の整備を促進し、県などの融資制度の普及啓発を行うとともに、町独自で整備への支援を推進します。

(2) 省エネルギー型住宅の整備促進

環境にやさしい住宅の整備を促進し、県など融資制度の普及啓発を行うとともに、町独自で整備への支援を推進します。

(3) 耐震性の強い住宅整備の促進

国、県の融資制度の普及啓発に努めるとともに、町独自で整備への支援を推進します。

また、住宅など建築物の耐震化を促進し、地震災害に強いまちづくりを進めます。

(4) 農家住宅の空き家バンクの推進

町内への定住を促進するため、農家住宅を中心として空き家の情報を収集・管理し、町ホームページ等を通して情報提供を図ります。

3 住環境の整備

(1) 水と緑豊かな住環境の整備

緑化の推進や水環境の形成、生活道路の整備などを推進し、良好な住環境の形成を図ります。なお、整備にあたっては、地域の特色が出せるよう、町民参加による住環境づくりを推進します。

また、水辺環境を保護するため、「清流の復活」や「安らぎとにぎわいの空間創出」をめざす水辺再生事業等を推進します。



(2) 若者の定住支援

若者の町内居住を定着させるため、既に町に住んでいる若者や転出した若者を対象とした調査・研究を行い、若者のニーズに対応した住環境の整備に取り組みます。

◆町民一人ひとりの活動

- 住民全体で良好な住環境形成に向けた話し合いを進める
- 自宅に町の補助制度を利用して太陽光発電を設置し、環境に配慮した取り組みを進める
- 住宅の耐震性診断を受け、災害時の被害縮減に備える

◆まちづくり指標

成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
川島町既存木造建築物耐震診断補助金利用件数(件)	0	25	65
川島町建築物耐震改修補助金利用件数(件)	0	25	65

第4節 上水道の整備・充実

◆現状と課題

上水道については、川島インター産業団地への企業進出に伴う水需要の増加に対応するため、平沼浄水場に配水池を築造し、水の安定供給に努めています。しかし、吹塚浄水場の基幹施設が老朽化し、耐久性・機能性の低下がみられるため、計画的に施設の更新を進めていく必要があります。

また、水道事業の持続安定的な経営を図るためには、効率的な経営を進めるとともに、水道料金の適正化について研究を進める必要があります。さらに、県主導による水道広域化協議会の発足に伴い、広域による水道事業について推進する必要があります。

給水状況

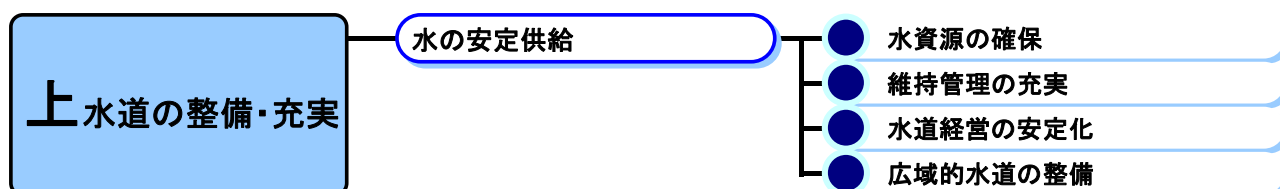
	給水人口(人)	普及率(%)	配水量(m ³)	1日1人平均給水量(L)
平成12年度	23,640	99.88	3,364,241	355
平成13年度	23,523	99.86	3,311,590	349
平成14年度	23,455	99.86	3,208,392	353
平成15年度	23,416	99.86	3,091,048	343
平成16年度	23,304	99.87	3,121,927	349
平成17年度	23,126	99.85	3,121,057	351
平成18年度	22,930	99.87	3,100,868	354
平成19年度	22,728	99.91	3,113,432	355
平成20年度	22,614	99.92	3,130,796	351
平成21年度	22,462	99.92	3,237,872	359

資料：町民生活課、上下水道課

◆施策の基本方針

上水道施設整備などを計画的に進め、水の安定供給や災害時における給水体制の充実を図ります。また、経営・管理の合理化を進め、上水道事業の経営強化を図ります。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 水の安定供給

(1) 水資源の確保

町民が安心して美味しく飲める水道水の供給をめざすとともに、いつでもどこでも安定的に生活用水を確保するために、施設整備の充実を図ります。

また、水道は自然界における水循環に依存していることから、節水等の水利用の合理化、地盤環境の保全のための表流水の利用促進に取り組みます。

(2) 維持管理の充実

吹塚浄水場の施設整備を計画的に更新するとともに、幹線配水管の耐震化を進め、安心・安定した給水に努めます。

また、洗管作業を実施し、水質確保の充実を図ります。

(3) 水道経営の安定化

経営・管理のコスト削減を行い、施設・経済効率を図るとともに、未収金対策を強化し、水道料金の適正化を進めます。

(4) 広域的水道の整備

埼玉県水道広域化協議会の発足に伴い、各水道事業体と連携して、広域化を推進します。

◆町民一人ひとりの活動

○水の大切さを理解し、限りある資源である水を大切に使う

◆まちづくり指標

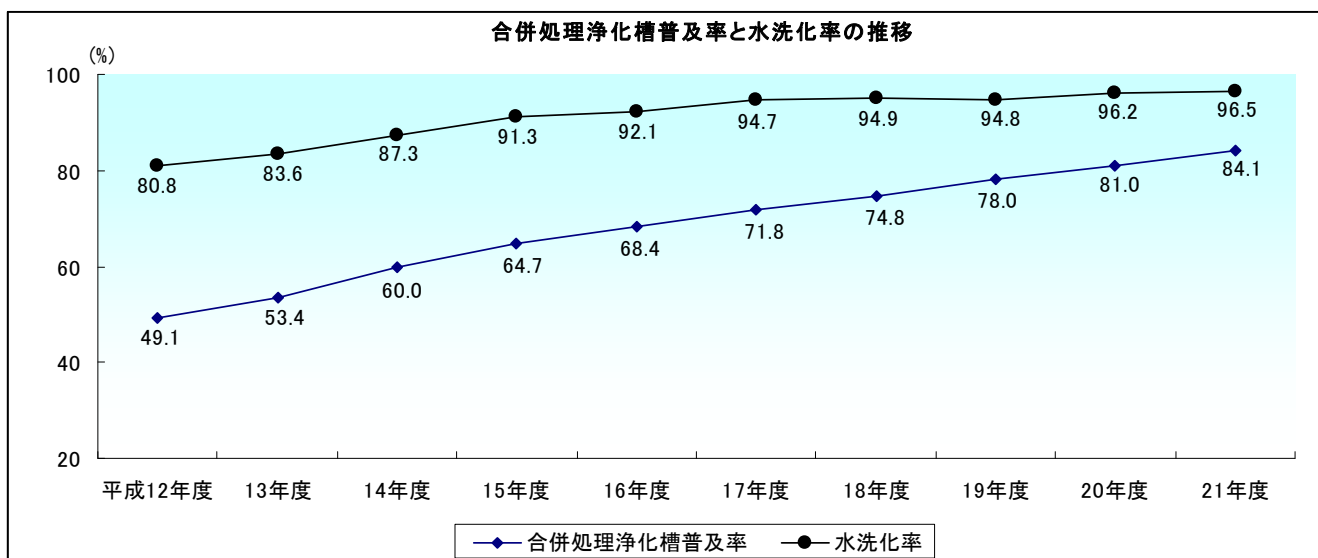
町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
水道水の供給に対する満足度(%)	37.8	49.0	61.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
水道有収率(%)	91.1	94.0	97.0

第5節 生活排水・雨水処理の充実

◆現状と課題

市街化区域の浸水対策を図るため、主要な雨水幹線の整備を進めています。また、市街化調整区域の雨水対策として安藤川や横塚川の整備を促進する必要があります。

また、公共下水道の水洗化率は平成21年時点で96.5%となっています。今後、水洗化率100%をめざすとともに、合併処理浄化槽の設置についても、普及率100%をめざし、さらには維持管理について徹底していく必要があります。し尿処理施設については、計画的な維持管理に努め、施設の延命化を図る必要があります。

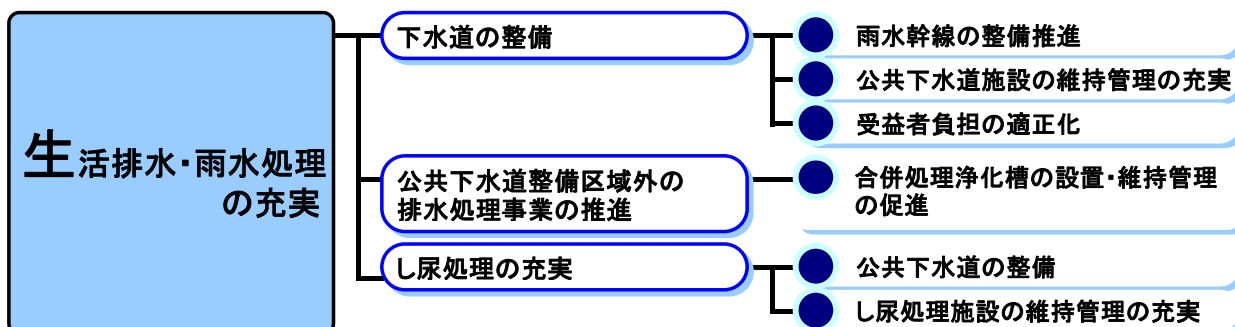


資料：上下水道課

◆施策の基本方針

生活排水については、公共下水道の維持管理や合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、適切な管理を徹底し、公共用水域の水質の向上に努めます。雨水排水については、安藤川、横塚川の整備を推進するとともに、雨水排水幹線の整備を促進します。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 下水道の整備

(1) 雨水幹線の整備推進

市街地の浸水対策として、雨水幹線の整備を促進します。

汚水認可区域の整備は概ね完了しましたが、雨水認可区域については、浸水対策の充実を図るため、主要な雨水幹線の整備を計画的に進めます。

(2) 公共下水道施設の維持管理の充実

定期的・計画的に点検や調査を行うとともに、維持管理計画を策定し、公共下水道施設の維持管理の充実を図ります。

(3) 受益者負担の適正化

下水道会計の健全な運営のため、使用料の適正化を図ります。

2 公共下水道整備区域外の排水処理事業の推進

(1) 合併処理浄化槽の設置・維持管理の促進

公共下水道整備区域外については、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、維持管理の徹底を図るため、管理システムの確立を図ります。

3 し尿処理の充実

(1) 公共下水道の整備

公共下水道汚水整備計画の市街化区域内を完了させるとともに、供用区域（処理区域）の水洗化率 100%達成をめざします。

(2) し尿処理施設の維持管理の充実

し尿処理施設の良好な維持管理を進めます。

また、施設管理計画を策定し、計画に沿った長期的な維持管理対策を図ります。

◆町民一人ひとりの活動

- 下水道が環境へ果たす役割について理解を深める
- 家庭・事業所から、有害物質などの汚れのひどい汚水を排水口に流さない
- 下水道のない地区では、合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理を進める

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
汚水処理に対する満足度(%)	30.4	40.0	49.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
合併処理浄化槽の整備率(%)	84.1	95.0	100.0
公共下水道(雨水幹線)の整備率(%)	51.0	60.0	70.0

第6節 道路の整備

◆現状と課題

川島インターチェンジの開通に伴い、関越自動車道や中央自動車道へのアクセスが容易になったことや、首都圏中央連絡自動車道の側道が整備されたことにより、地域の発展や町民の利便性の向上に貢献しています。今後は、長期的かつ計画的な道路整備を進めるための方針を定めるとともに、川島インターチェンジの利便性の向上を図るため、川島インターチェンジへのアクセス^{*}道路を整備することが求められます。

また、県道や側道の整備は順調に進められていますが、生活道路については、一部未改良の路線があり、地元との協議を通じて逐次改良及び舗装の整備を行うとともに、維持管理の徹底を図る必要があります。

川島インターチェンジの開通や企業進出により交通量の増加が予想されるため、歩行者の安全を確保することが求められます。そのため、幹線道路や生活道路に歩行者が安心して通行できるスペースを確保するとともに、交通安全施設の整備を充実させることが必要です。

道路環境の整備については、道路沿いの緑化を進めるために、花植えをするボランティアが設立されましたが、継続的な活動を行うため、アダプトシステム^{*}やロードサポートサービス^{*}の活用を図る必要があります。

国・県道路整備状況(平成22年3月31日現在)

路線名	道路延長 (m)	歩道延長 (m)	歩道設置率 (%)	改良延長 (m)	改良率 (%)
国道254号	5,341	5,341	100.0	5,341	100.0
鴻巣・川島	6,318	5,154	81.6	4,997	79.1
川越・栗橋	4,386	1,285	29.3	4,368	99.6
日高・川島	7,406	4,204	56.8	5,116	69.1
岩殿・南戸守	2,047	1,944	95.0	2,047	100.0
上伊草・坂戸	643	643	100.0	643	100.0
平沼・中老袋	8,410	5,512	65.5	7,884	93.7
県道合計	34,551	24,083	69.7	30,396	88.0

都市計画道路の整備状況(平成22年3月31日現在)

計画決定延長 (A) (m)	改良済総延長 (B) (m)	概成済総延長 (C) (m)	改良済率 B/A (%)	改良済率 C/A (%)
17,560	11,130	5,600	63.4	31.9

町道の整備状況(平成22年3月31日現在)

路線名	路線延長 (m)	歩道延長 (m)	歩道率 (%)	自・歩道延長 (m)	自・歩道率 (%)
1級路線	45,289	5,350.1	11.8	9,960.3	22.0
2級路線	36,522	7,551.3	20.7	1,902.5	5.2
その他の路線	513,395	5,283.8	1.0	2,394.7	0.5
計	595,206	18,185.2	3.1	14,257.5	2.4

資料：まち整備課

◆施策の基本方針

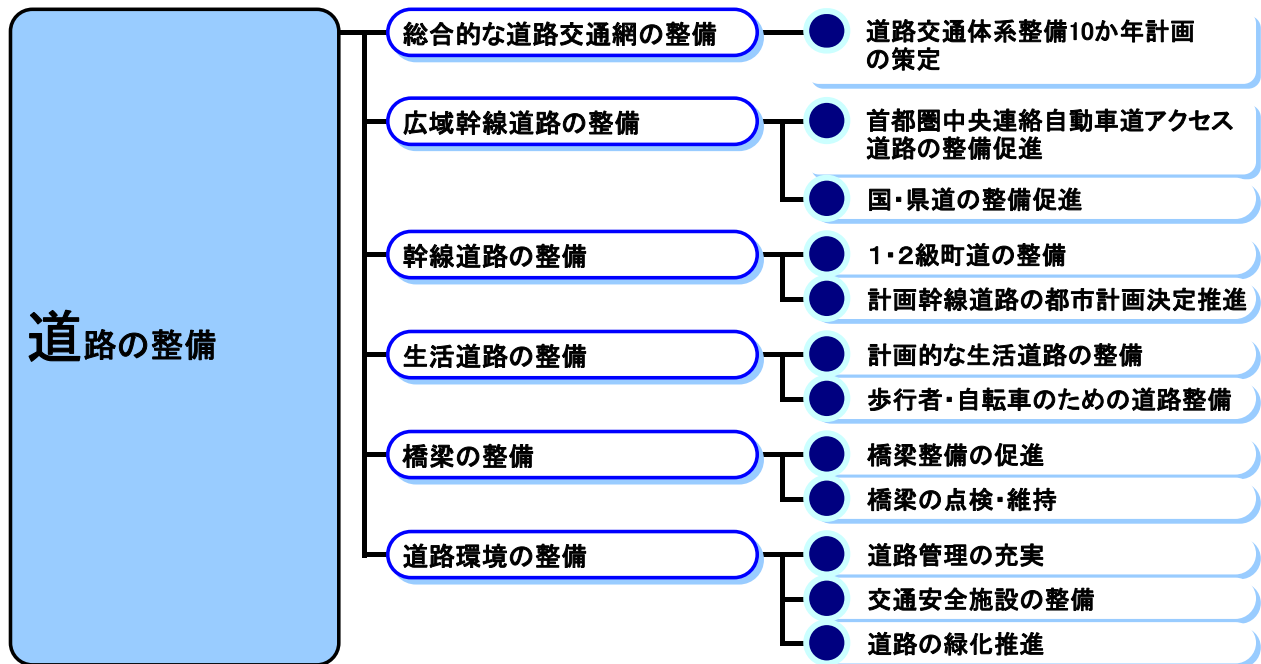
道路交通体系整備 10 年計画を策定し、首都圏中央連絡自動車道と国道 254 号を骨格とした、計画的な町内の道路整備を進めます。また、歩道の設置や交通安全施設の整備など、誰もが安全に通行できる道路整備を進めます。

アクセス…接近という意味。本文中では、目的地への連絡や接続の手段の意味

アダプトシステム…「アダプト」は「養子縁組する」という意味で、一定範囲の道路をその地域の住民が里親となり清掃などに取り組むこと

ロードサポートサービス…地域住民、企業や児童生徒などが道路沿いの清掃活動や花植えなど、道路の愛護活動に取り組むこと

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 総合的な道路交通網の整備

(1) 道路交通体系整備 10 か年計画の策定

首都圏中央連絡自動車道（川島インターチェンジ）が開通したことに伴い、長期の道路交通体系のあり方を検討し、事業計画レベルでの計画を立案し、その実現をめざします。

2 広域幹線道路の整備

(1) 首都圏中央連絡自動車道アクセス道路の整備促進

川島インターチェンジへのアクセス道路の整備をより促進します。

(2) 国・県道の整備促進

県道については、日高川島線の全線2車線化、鴻巣川島線の全線歩道整備、川越栗橋線のバイパス化、県道交差点の改良、都市計画道路の整備促進を要請します。

3 幹線道路の整備

(1) 1・2級町道の整備

幹線町道の整備を計画的に実施するとともに、歩行者が安心して歩ける歩道付きの道路整備を推進します。

(2) 計画幹線道路の都市計画決定推進

都市計画道路の事業化を促進するとともに、新たな都市計画道路の決定を行い、整備の推進を図ります。

4 生活道路の整備

(1) 計画的な生活道路の整備

町民の日常生活に重要な生活道路については、計画的な改良、舗装・修繕を推進します。

また、生活に密着した道路網（ネットワーク）の整備を進めます。

(2) 歩行者・自転車のための道路整備

公園や文化財、公共公益施設、レクリエーション拠点などを結ぶ緑道網や歩行者・自転車専用道路の整備を推進します。

5 橋梁の整備

(1) 橋梁整備の促進

川越から桶川に通じる道路の整備を促進するとともに、あわせて冠水橋の永久橋化を促進します。

また、国道254号の渋滞を解消するため、新たな橋梁の整備について検討を進めます。

(2) 橋梁の点検・維持

橋梁の維持管理については、道路の維持管理を推進するうえでも重要な要件となります。そのため、市野川などに架かる冠水橋の点検・維持について計画的に推進します。

6 道路環境の整備

(1) 道路管理の充実

町道の適正な維持管理を推進するため、道路台帳による管理をさらに充実させ、計画的な整備を行います。

(2) 交通安全施設の整備

交通弱者である高齢者や児童生徒などの安全確保を図るため、高齢者施設周辺や通学路などへの交通安全施設の整備を重点的に行います。

また、日常の暮らしに深くかかわる生活道路については、車両などの通行状況に応じ、事故防止のための整備を推進します。

特に、自動車交通量の多い幹線道路については、歩車分離の徹底を関係機関に要請します。

(3) 道路の緑化推進

道路を快適な環境とするため、街路樹や植樹帯の整備に努め、緑化の推進を図ります。

◆町民一人ひとりの活動

- 道路の清掃、除草などの維持管理に協力する
- 効率的・効果的な道路施設の維持管理を進めるため、道路などの損傷状況についての情報を提供する

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
道路整備に対する満足度(%)	12.4	22.0	31.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
1級町道改良済率(%)	84.8	86.3	87.8
1級町道の舗装率(%)	97.6	98.5	99.4
2級町道改良済率(%)	81.5	83.0	84.4
2級町道の舗装率(%)	93.6	95.1	96.3
その他町道改良済率(%)	40.8	42.8	44.7
その他町道の舗装率(%)	47.1	49.1	51.0

第7節 公共交通機関の充実

◆現状と課題

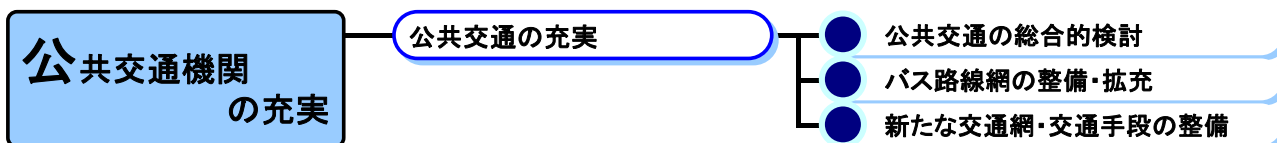
本町には鉄道が通っていないため、バスが唯一の公共交通機関となっています。バスの運行については、本数の充実などが求められていること、また、郊外型ショッピングセンター・川島インター産業団地の開発や側道の整備により土地利用・交通体系が大きく変わってきていることから、バス路線の増設や運行時間の延長についてバス事業者に要望する必要があります。さらに、外出に際して支援を必要とする高齢者や子ども等が安心して外出できるよう、これからの少子高齢化及び社会環境に対応した交通システムを検討する必要があります。

◆施策の基本方針

路線バスの充実を関係機関に要望するとともに、交通弱者に対応する新たな交通手段について検討します。

また、首都圏中央連絡自動車道を利用した広域交通について検討します。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 公共交通の充実

(1) 公共交通の総合的検討

本町における唯一の公共交通機関であるバス交通について、定期路線の維持、本数の増便等を考慮しつつ、今後のあり方について検討を進めます。特に、少子高齢化が進む中での公共交通のあるべき姿について検討し、利便性の向上を図ります。

(2) バス路線網の整備・拡充

バス交通については、定期路線の維持、運行時間の延長などの促進を図るとともに、環境対応型バスや福祉対応型バスへの切り替えに対する要請・支援を行います。



(3) 新たな交通網・交通手段の整備

高齢者や子どもなど、交通に関して支援が必要な人や、公共交通機関の空白地に対する対策として、デマンド交通*や首都圏中央連絡自動車道等を利用した目的地直行バスの検討を進めます。

また、バスの停留所と駐輪場の一体的な整備を進めます。

◆町民一人ひとりの活動

- 公共交通を活用する
- バスが利便性の高い移動手段となるよう、路線や運行本数などを住民が一体となって考える

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
公共交通に対する満足度(%)	6.0	13.0	19.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
ノンステップバスの運行比率(%)	9.4	12.0	15.0

デマンド交通…利用者の要望で目的地を定めて運行する乗り合いの交通形態

第4章

活力ある産業のまちづくり

【農業・商業・工業・観光】

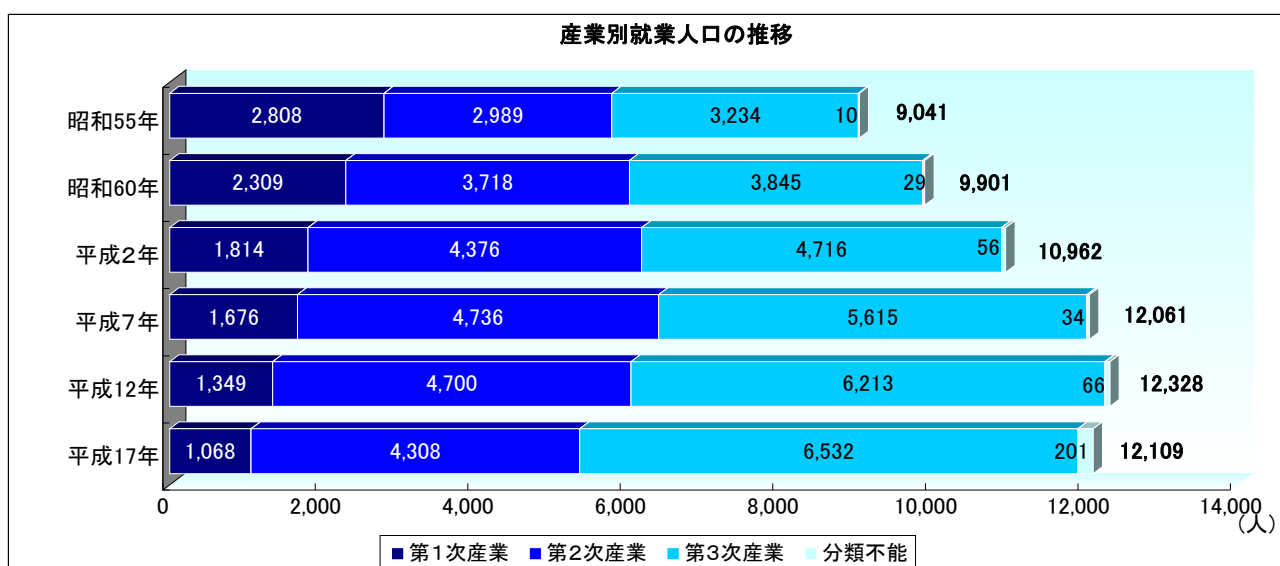


第1節 新しい産業の振興

◆現状と課題

産業の振興は、町民に対して雇用と所得を生み出し、また、町内の経済活動を活性化させるうえでも重要な課題です。そのため、まちの産業を全庁的な取り組みのもとで活性化させるビジョンを策定する必要があります。

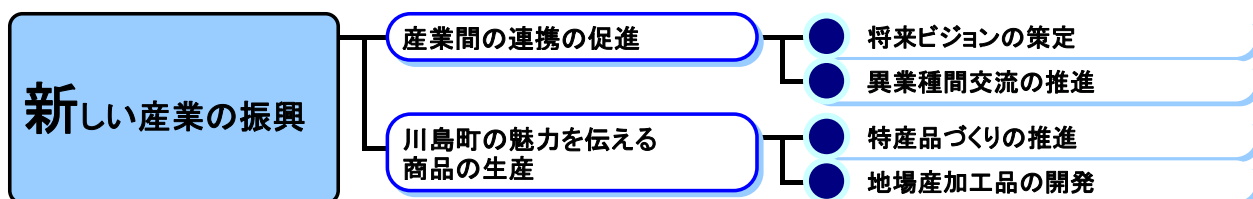
また、既存産業から新たな産業を生み出すため、異業種間同士の経験や知恵をぶつけ合う場を設ける必要があります。さらに、川島の魅力やイメージを全国に発信できるよう、地域の特性を活かした特産品や加工品を開発することが必要です。



◆施策の基本方針

まちの産業を振興するため、ビジョンを策定するとともに、異業種間交流や新たな特産品・加工品の開発を進めます。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 産業間の連携の促進

(1) 将来ビジョンの策定

産業の活性化を図るため既存の産業を振興するとともに、異業種間の交流や連携を図り、新しい産業の創出に努めます。また、産業振興を支援するためのビジョンを策定します。

(2) 異業種間交流の推進

産業の活性化を図るため、異業種間の交流を推進します。

2 川島町の魅力を伝える商品の生産

(1) 特産品づくりの推進

地域風土にあった特産品づくりの推進を図ります。このため、農業商工祭などのイベントを通じ、消費者ニーズの把握、普及啓発を推進します。

(2) 地場産加工品の開発

地域風土にあった、特産品を活かした加工品の開発を推進します。

◆町民一人ひとりの活動

○川島の特色を活かした特産品の開発と製造、販路拡大に取り組む

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
「農・商・工・観光」全体に対する満足度(%)	8.8	20.0	30.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
特産品、地場産加工品累計数	2	5	10

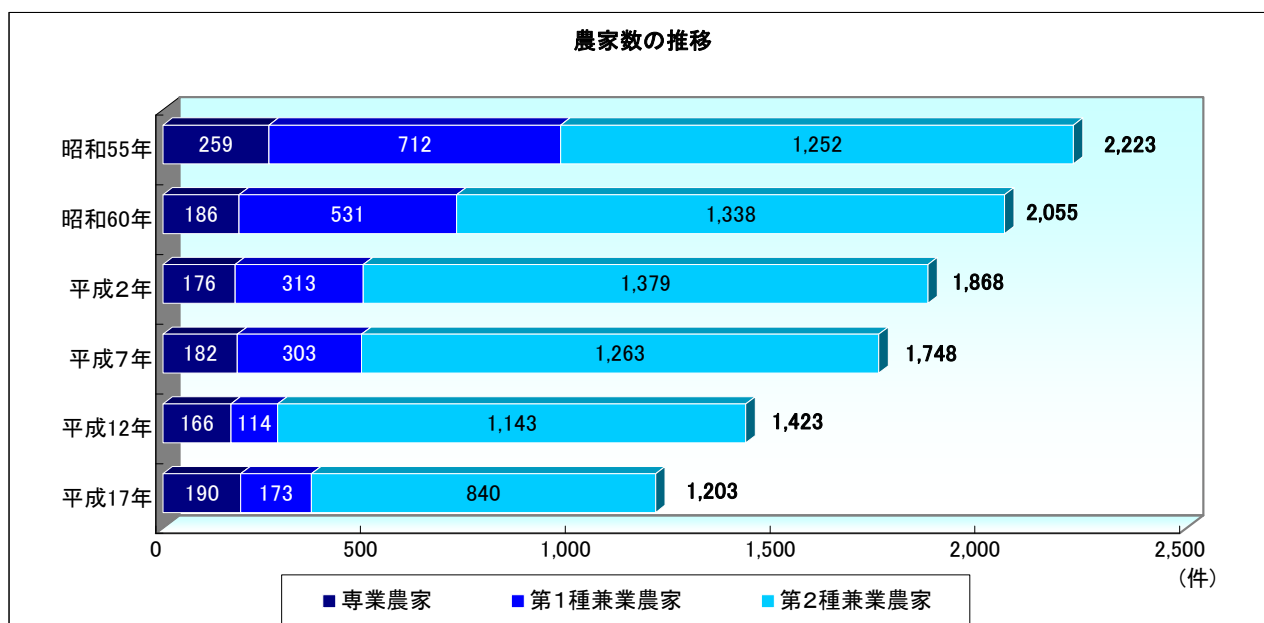
第2節 農業振興と農地保全

◆現状と課題

農用地の保全については、平成18年度より農地集積による整備を進めています。しかし、耕作放棄地が年々増加する傾向にあることから、これらの農地を有効に活用する手法を検討する必要があります。また、自然に配慮した農用地保全を進めるとともに、農産物の付加価値を高めるため、農業や化学肥料に頼りすぎない農業を推進する必要があります。

また、農業経営の合理化を進めるため、自給率向上や水田の効率利用を図る観点から麦の作付けを進めています。今後は麦以外の作付けを進めるとともに、規模を確保するために団地化を推進する必要があります。農業就業者や畜産農家は年々減少し続ける傾向にあるため、安定した収入が得られるよう、地産地消を進めるとともに、特産品や加工品の開発、その情報発信などを推進し、農業を魅力ある産業に育てる必要があります。

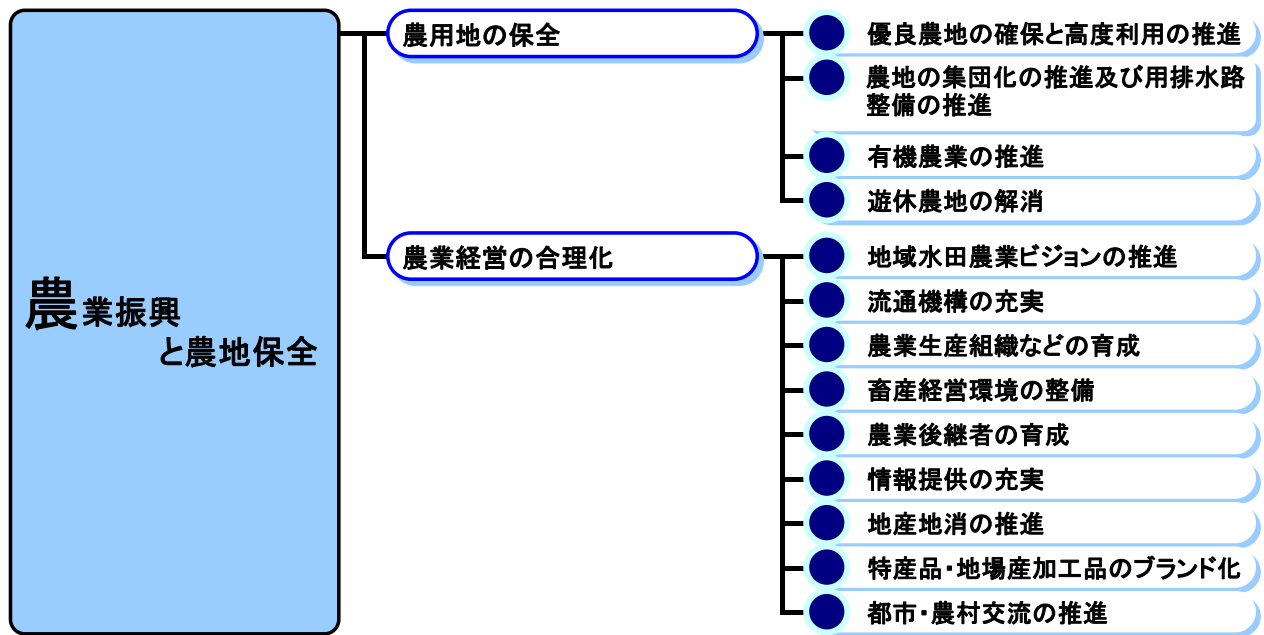
今後も都会に一番近い農村として、農地を都市住民と町民の交流の場とするなど、新たな農地の活用を進める必要があります。



◆施策の基本方針

農地の集積や地産地消、流通経路の充実など、農業経営の支援を行うとともに、有機農業の推進などによる農産物の高付加価値化を支援します。また、市民農園や体験農園の整備など、遊休農地の利活用を進めます。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 農用地の保全

(1) 優良農地の確保と高度利用の推進

総合的な土地利用構想のもとに優良農地を優先的に確保するよう努めます。さらに、農地の有効利用を図るため、農地の利用集積を積極的に推進し、意欲ある担い手農家や生産組織への集約化を推進します。

また、産業として自立できる農業、魅力とやりがいを備えた農業をめざし、効率的かつ安定的な農業経営の推進に努めます。

(2) 農地の集団化の推進及び用排水路整備の推進

土地を有効利用するため、農地の集団化を推進します。また、農用地の冠水を防ぐため、用排水路分離の考え方に基づく系統的整備を図ります。

(3) 有機農業の推進

食生活の変化に伴い、生産性を向上させるため化学肥料や農薬が普及してきましたが、近年は生態系への影響なども懸念されつつあるため、減化学肥料・減農薬や家畜ふん尿などの堆肥を利用した有機農業を促進します。このため、フェロモントラップ*の設置、天敵などを利用した害虫防除の推進を図ります。

(4) 遊休農地の解消

農業従事者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地（遊休農地）が年々増加しています。こうした耕作放棄地を登録し、意欲ある担い手農家などへの仲介等を行う農地バンク制度を推進し、遊休農地の解消を図ります。

フェロモントラップ…害虫のメスのフェロモンによりオスをおびき寄せ、補虫しメスとの交尾をさせず害虫の発生を抑制し、害虫による作物への被害を少なくする

2 農業経営の合理化

(1) 地域水田農業ビジョンの推進

水田農業の振興を図るため、主要な作物である稲作において、良質な米づくりを推進します。

また、いちごをはじめとした施設園芸などの複合経営化の促進を図ります。

さらに、自給率の向上と水田の効率的利用を図るため、麦・大豆などの作付けの推進と団地化の推進を図ります。

(2) 流通機構の充実

需要の動向に対応した組織的な生産出荷体制の整備を進める一方、需給対応が計画的かつ自主的に行える産地としての育成を図るため、農協を中心とした一元組織の整備と集出荷施設の効率的利用を推進します。

また、直売所との連携を図り、流通機構のネットワーク化の整備促進を図ります。



(3) 農業生産組織などの育成

農業生産の受委託を普及するため、作業受託集団の育成を図るとともに、個別農家からの委託の実施を促進します。

また、農業の法人化など、より進んだ農業経営体の育成及び農業支援システムの構築を図ります。

(4) 畜産経営環境の整備

畜産の振興を図るため、飼育環境の整備を進めるほか、機械施設の導入を支援するとともに、飼料の安定確保を促進します。

また、有機農業との連携を図り、循環型農業の確立を促進します。

(5) 農業後継者の育成

認定農業者などの担い手農家の育成を図るとともに、遊休農地の解消を目的とするなど、後継者、新規就農者の確保・育成を図ります。このため、農業経営改善支援センター・就農相談窓口の設置、充実を図るとともに、積極的な各種研修会等への参加を促進します。

(6) 情報提供の充実

農業情報の充実を図り、農家への必要に応じた情報の提供、情報発信などシステムの構築を図ります。

(7) 地産地消の推進

近年、農産物に対する安全・安心志向の高まりや、生産者の直接販売の取り組みが進む中で、消費者と生産者を結びつける地産地消への期待が高まっていることから、地場農産物の販売や学校給食での利用などを中心とした地産地消を推進します。

(8) 特産品・地場産加工品のブランド化

米、いちご、いちじくなどの特産品や、その特産品を使用した地場産加工品の付加価値を上げるため、ブランド化を推進します。

(9) 都市・農村交流の推進

都市近郊型農業の確立を図るため、都市住民との交流を通じた市民農園、体験型農業の推進など、都市と農村の交流を推進します。

また、地域の風土、生活文化を素材とした滞在型田園生活体験の導入を図ります。

◆町民一人ひとりの活動

- 消費者と生産者の交流や「地産地消」の取り組みを行う
- 農地バンクへの情報提供や登録に協力し、農地の有効利用に努める
- 市民農園の利用や体験型農業への参加により、農業への理解を深める

◆まちづくり指標

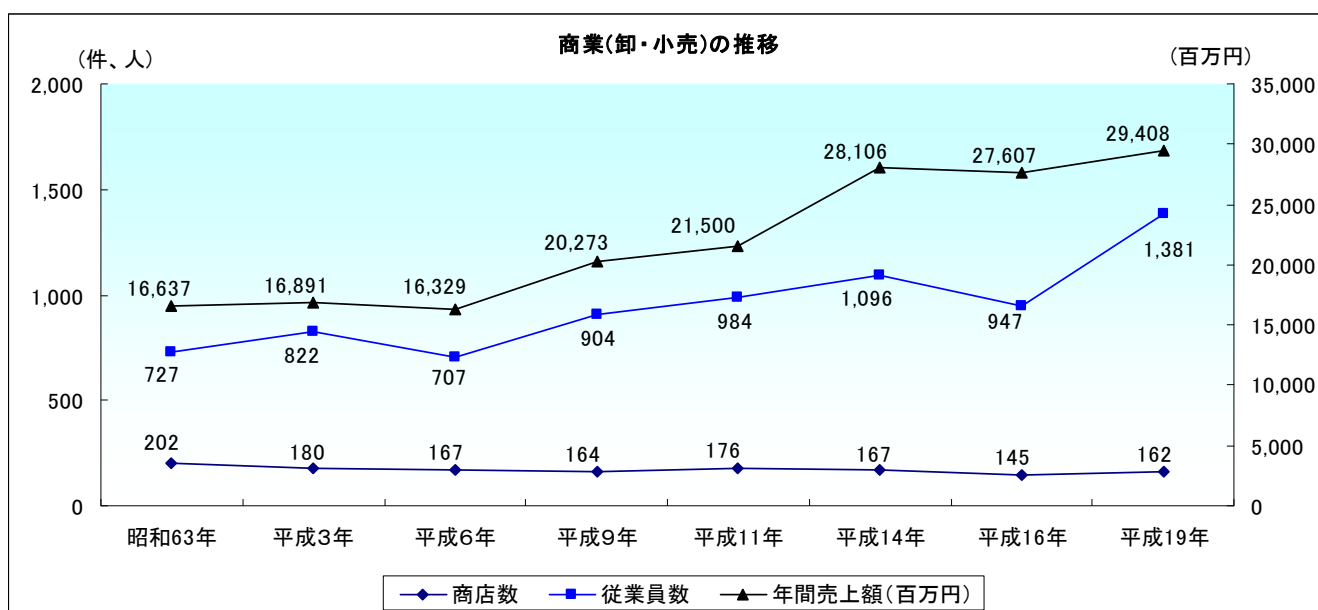
町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
荒廃農地防止など農地保全に対する満足度(%)	5.3	13.0	21.0
川島町の特産品開発に対する満足度(%)	26.7	40.0	60.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
農地の集約化の面積(ha)	40.8	65.0	90.0

第3節 商業の振興

◆現状と課題

平成17年に、川島インターチェンジ南側に大型商業施設が進出しました。今後も川島インターチェンジ南側の国道254号沿線東側区域への企業進出が予想されます。しかし、この区域は農用地であるため、県等の関係機関と調整を図り、企業進出の受け入れ体制を構築する必要があります。また、企業の動向や経済情報については、県などから適宜情報を収集していますが、町独自で企業情報を収集できる機会が少ないため、庁内担当課と進出希望企業との定例会議を設置するなど、企業誘致に向けた体制を適宜構築する必要があります。

しかし、大型商業施設が進出する一方で、既存の個人経営等の小規模商店が深刻な影響を受けないよう、支援体制を強化することが求められます。また、自立した経営を促すため、まちの地域資源を活かした消費拡大策を研究することが必要です。

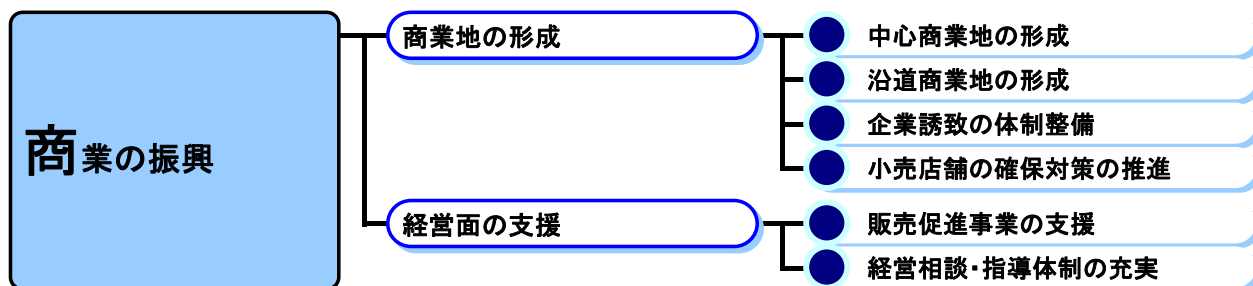


資料: 商業統計調査

◆施策の基本方針

川島インターチェンジ周辺や国道254号沿道の商業ゾーンへの企業誘致活動を推進します。また、既存の小売店舗に対する経営相談や経営支援を商工会とともに推進します。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 商業地の形成

(1) 中心商業地の形成

若者をはじめとして、町民の多様なニーズに対応するため、川島インターチェンジ周辺に娯楽施設や大規模店舗などを中心とした町の商業拠点の形成を図ります。

(2) 沿道商業地の形成

国道 254 号や主要幹線道路等の沿道に、駐車場を備えた店舗の誘致ならびに、適正業種の誘導を図ります。このため、立地誘導方策について研究を進めます。

(3) 企業誘致の体制整備

企業や金融機関などの動向を把握し、積極的な企業誘致活動を展開します。

また、町の受け入れ体制の充実を図ります。

(4) 小売店舗の確保対策の推進

誰もが安心して買い物ができるように、既存商店の販売の促進を図るとともに、小売店舗が進出しやすい環境の整備に努めます。

また、新たなサービスの形を商工会と連携して、町民のニーズにあった事業の展開を図ります。



2 経営面の支援

(1) 販売促進事業の支援

既存の商業の振興を図るため、町独自の消費拡大策を商工会とともに推進し、共同事業などの支援の充実を図ります。

(2) 経営相談・指導体制の充実

個別の商店に対する経営相談、経営指導の充実を図るため、商工会の活動を支援します。

また、経営の近代化などを促進するため、融資制度の利用促進を図ります。

◆町民一人ひとりの活動

- 町内産業への理解を深めるとともに、地元の商店、地域で生産された商品などを利用する
- 商業者は市場ニーズ・消費者ニーズを的確に捉え、事業を展開していく

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
川島インターチェンジを活かした商工業振興に対する満足度(%)	39.0	47.0	54.0
既存の商工業の振興に対する満足度(%)	6.4	16.0	25.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
新規進出企業の数(税務課新規法人登録)(件)	26	20	20

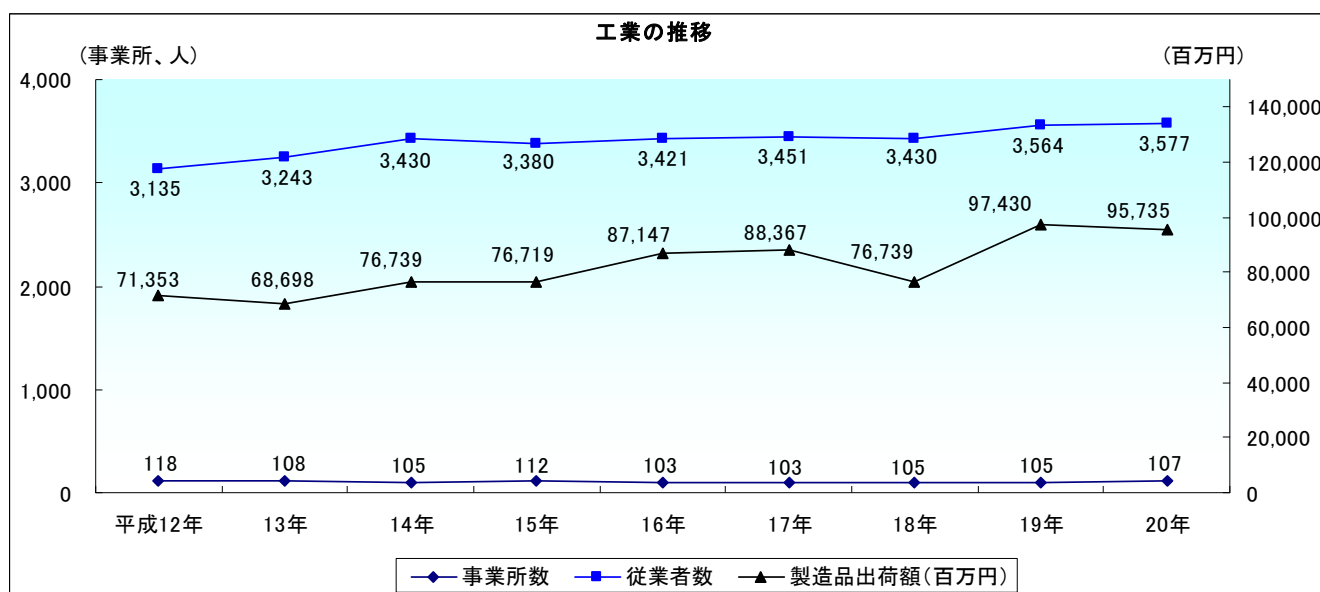
第4節 工業の振興

◆現状と課題

工場の適正配置については、川島インターチェンジ北側に「圏央道インターシティプラン」に基づく土地区画整理事業により川島インター産業団地の整備を行い、18社の企業誘致を行いました。今後、さらなる土地利用を推進し、企業誘致を図る必要があります。また、まちの東側を活性化するため、物流・工業系土地利用を導入していますが、虫食い状に土地利用転換がなされているため、区域の縮小や新たな地区を産業系土地利用に指定するなど、検討を進める必要があります。

地球にやさしい工業環境を整備するため、川島インターチェンジ北側の川島インター産業団地において、土地の緑化率を定め、緑地の確保を図っています。今後も、環境保全の観点から、進出してくる企業に対して緑地協定の締結やごみ・排水の排出量の抑制を指導するなど環境に配慮した行動を要請する必要があります。

また、本町では商工会を中心に、まちの特産品を活かした地場産加工品の奨励・推進を図っています。今後も、さらに、経営相談・指導を強化する必要があります。

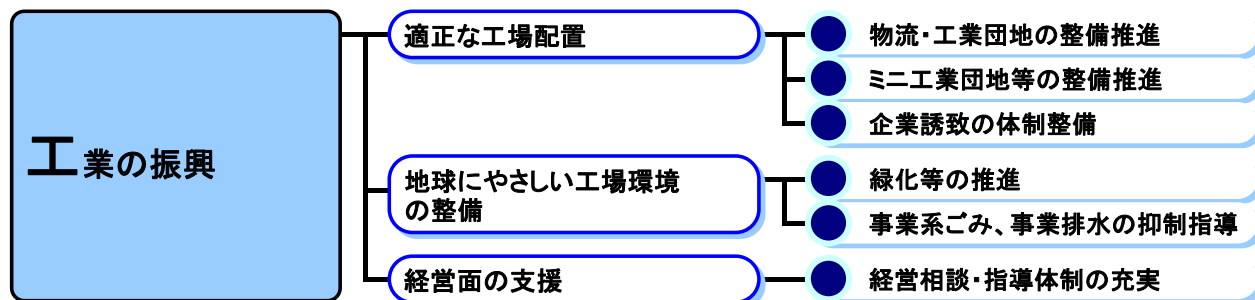


資料：工業統計調査

◆施策の基本方針

川島インターチェンジ周辺の工業団地の整備・拡充を図ります。東部の地域振興のため、工業団地の整備を進めます。また、町内進出の企業に対して、環境に配慮した取り組みを要請します。既存の工業施設に対して、経営相談や融資制度の利用促進などを進めます。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 適正な工場配置

(1) 物流・工業団地の整備推進

川島インターチェンジ周辺地域に首都圏中央連絡自動車道の交通利便性を活かした産業（物流・工業）団地の整備・拡充を図ります。

また、東部地域への地域振興のための工業団地の整備を推進します。

(2) ミニ工業団地等の整備推進

工業地の住工混在の解消を図り良好な市街地を形成するため、周辺の市街化調整区域にミニ工業団地の整備を研究します。

(3) 企業誘致の体制整備

企業や金融機関などの動向を把握し、積極的な企業誘致活動を展開します。

また、町の受け入れ体制の充実を図ります。

2 地球にやさしい工場環境の整備

(1) 緑化等の推進

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、工場敷地内及び周辺の緑化を推進するとともに、条例に基づく緑地協定の普及啓発及び締結の推進を図ります。

(2) 事業系ごみ、事業排水の抑制指導

ごみの減量化、CO₂削減を推進するため、工場から排出されるごみの適正処理を指導するとともに、環境の時代を背景とした環境マネジメントシステム*の認証（ISO14000シリーズ*）の取得を要請します。

3 経営面の支援

(1) 経営相談・指導体制の充実

既存工業への経営相談・経営指導の充実を図るため、商工会の活動を支援します。

また、経営の近代化などを促進するため、融資制度の利用促進を図ります。

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
川島インターチェンジを活かした商工業振興に対する満足度(%)	39.0	47.0	54.0
既存の商工業の振興に対する満足度(%)	6.4	16.0	25.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
ISO14001の認証取得の事務所累計数	6	9	12

環境マネジメントシステム…企業等の団体が環境に関する方針、目標などを立て、その実現に向けて行動し、自らの活動を検証・評価し行動にフィードバックするための計画や実施体制等のこと

ISO14000 シリーズ…国際標準化機構が発行する国際規格のうち、環境マネジメントシステムに関する認証のこと

第5節 観光の振興

◆現状と課題

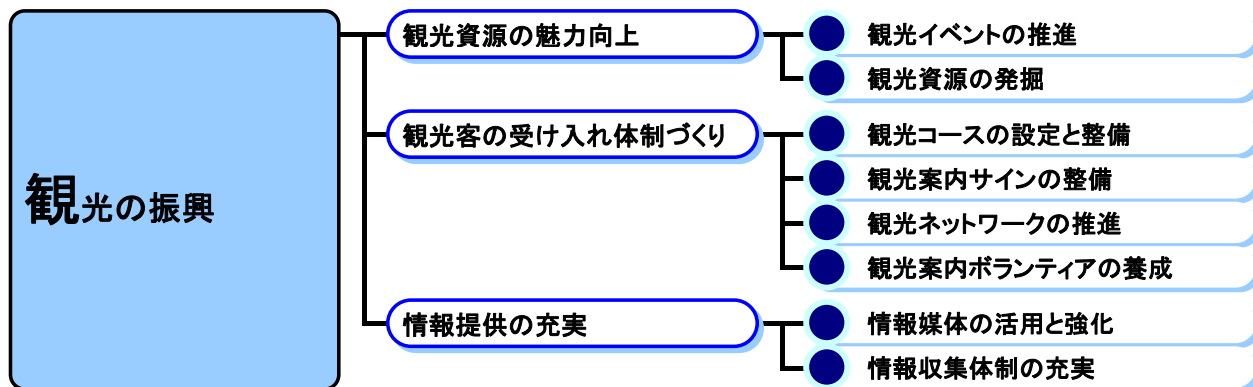
平成 22 年度に行われた「第6回埼玉B級ご当地グルメ王決定戦」において、本町の郷土食である「すったて」が優勝したことから、観光資源として活用していくことが期待されます。そのため、今後はその他の観光資源を調査・発掘し、それらを観光コースとして結びつけることが課題となっています。また、観光客の回遊性を高めるため、案内板や移動手段の充実を図るとともに、首都圏中央連絡自動車道を活かし、広域による観光振興や農地を活かした体験型観光など、付加価値の高い観光メニューを創出する必要があります。

さらに、本町の魅力を広くアピールするため、各種メディアへの情報発信を積極的に行うとともに、広報かわじまや町ホームページを充実させるとともに、町外者に対してまちのことを紹介できる人材を育成することも必要です。

◆施策の基本方針

観光客をひきつけるまちの観光資源を発掘するとともに、それらを結ぶような観光ルートの整備を進めます。また、周辺市町村との連携や情報媒体を活用してまちのPRを推進するとともに、観光資源を活かしたイベントによるまちの活性化について研究を進めます。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 観光資源の魅力向上

(1) 観光イベントの推進

景観作物や特産物などを中心にしたイベントや、町のマスコットキャラクターを活用したイベントを開催するなど、観光資源として推進し、観光の活性化を図ります。

また、町の新たな魅力を伝えるための取り組みとして、官民一体となったイベントなどを実施します。

(2) 観光資源の発掘

町に残された貴重な自然環境を大切にし、観光農園、四季の味覚村の整備を推進するなど、町の新たな観光資源の発掘を図ります。

2 観光客の受け入れ体制づくり

(1) 観光コースの設定と整備

観光資源の調査、発掘を進めるとともに、歴史的文化財や自然を活かした景観地などの活用方策を研究し、モデルとなる観光コースの設定と道路整備を推進します。

(2) 観光案内サインの整備

町内を移動しやすくするため、サイン計画に基づく整備推進を図ります。

また、町のイメージアップを図り、観光客の誘致を推進します。

(3) 観光ネットワークの推進

農業団体や商業団体との連携を推進するとともに、周辺市町村との広域観光ネットワークの充実を図ります。

(4) 観光案内ボランティアの養成

町の観光を案内するボランティアを養成します。

3 情報提供の充実

(1) 情報媒体の活用と強化

町の観光を振興するため、新聞や雑誌、テレビなどのマスメディアを積極的に活用します。

また、交通機関や旅行センターなどへの広報活動を強化します。

(2) 情報収集体制の充実

観光関係施設や関係機関との連携を進め、情報収集体制の一元化と情報提供体制の充実を図ります。

◆町民一人ひとりの活動

- 歴史や文化、伝統を大切に、積極的にイベントや交流活動に参加する
- 自ら川島の魅力を認識し、町外へPRする
- 観光ボランティアに参加する

◆まちづくり指標

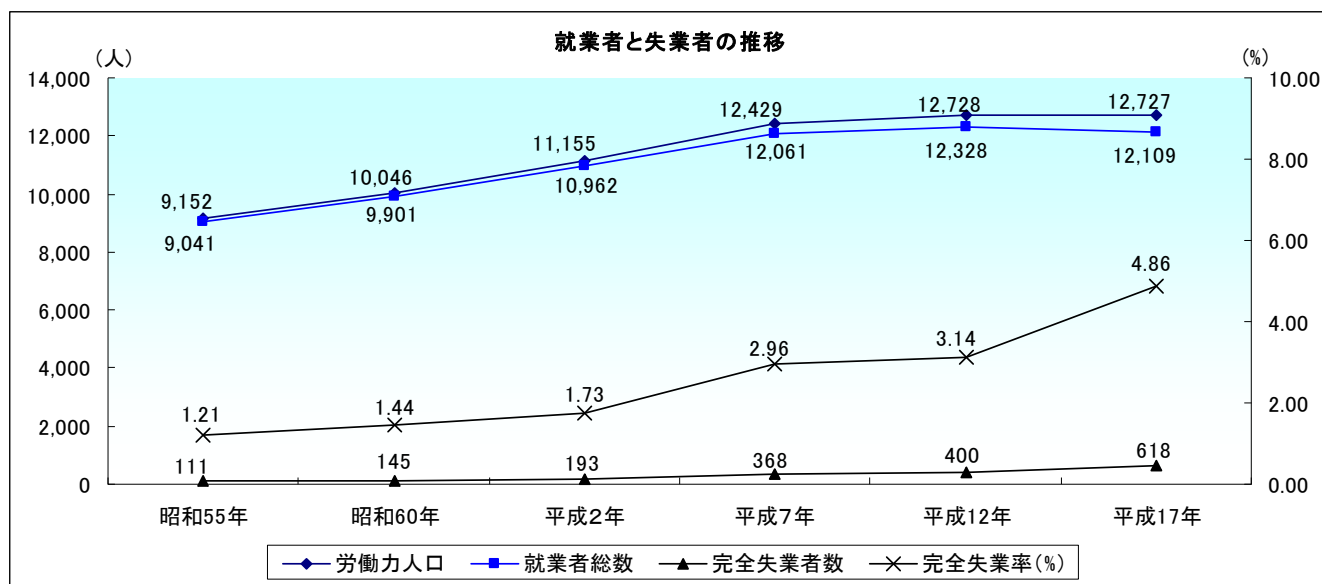
町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
観光客誘致の取り組みに対する満足度(%)	5.2	13.0	21.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
平成の森公園来園者数(人/年)	106,000	142,000	184,000

第6節 労働環境の改善

◆現状と課題

若者の町外への転出の抑制や転入者の確保を図るため、町内企業との連携による町内雇用の創出に積極的に取り組むことが必要となっています。また、若者のニート*問題や高齢者、障がい者や女性の雇用を創出する必要性が高まっていることから、公共職業安定所(ハローワーク)をはじめとする関係機関との連携体制を強化し、雇用あつ旋を充実させることが求められます。

また、職場環境の改善として、商工会を中心に労働条件に関する法制度の啓発を町内企業に対して行っています。今後も引き続き普及啓発活動を行い、高齢者や障がい者、女性が働きやすい環境を整備することが必要です。



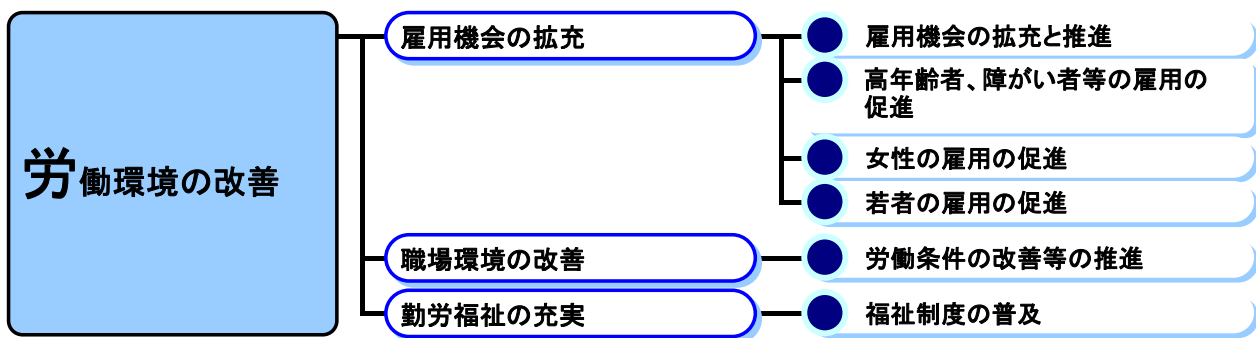
資料: 国勢調査

◆施策の基本方針

誰もが就労に結びつくよう関係機関と連携して支援します。また、勤労者の心身の健康を守るため、企業に対する啓発や福祉制度の周知を進めます。

*ニート…Not in Employment, Education or Training の略で、「職に就かず、教育機関にも所属せず、就労に向けた具体的な活動をしなない15歳から34歳の個人」を意味する

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 雇用機会の拡充

(1) 雇用機会の拡充と推進

企業誘致を進めるとともに、公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関との連携を強化することによって、雇用機会の確保に努めます。

また、町内企業と連携を図り、町のホームページを使うなど、労働情報の提供を推進します。

(2) 高齢者、障がい者等の雇用の促進

高齢者および障がい者等の就業を促進するため、公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関との連携を強化し、雇用の促進を図ります。

(3) 女性の雇用の促進

男女雇用機会均等法の趣旨に照らし、女性の就業の促進と安定を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関との連携を強化します。

(4) 若者の雇用の促進

概ね15歳から34歳までの若年層が抱えるニート問題等に対して、ヤングキャリアセンターなどの機関と連携を強化し、支援を図ります。



2 職場環境の改善

(1) 労働条件の改善等の推進

労働条件の改善を促進するとともに、安全衛生思想の普及啓発を図ります。

また、障がい者の雇用促進のため、施設・設備の改善が必要な場合は、助成制度などの利用促進を図ります。

さらに、女性の雇用促進のため、保育サービスの充実を図ります。

3 勤労福祉の充実

(1) 福祉制度の普及

勤労者の福利厚生の実施のため、各種福祉制度の普及と利用促進を図ります。

◆町民一人ひとりの活動

○職業能力の向上に努める

○各事業者においては、福利厚生を充実させる

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
町の就労場所確保に対する満足度(%)	6.9	16.0	25.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
町内に就業している住民の割合(%)	41.3	45.0	50.0

第 5 章

自己実現を支援する生涯学習のまちづくり

【生涯学習・教育】



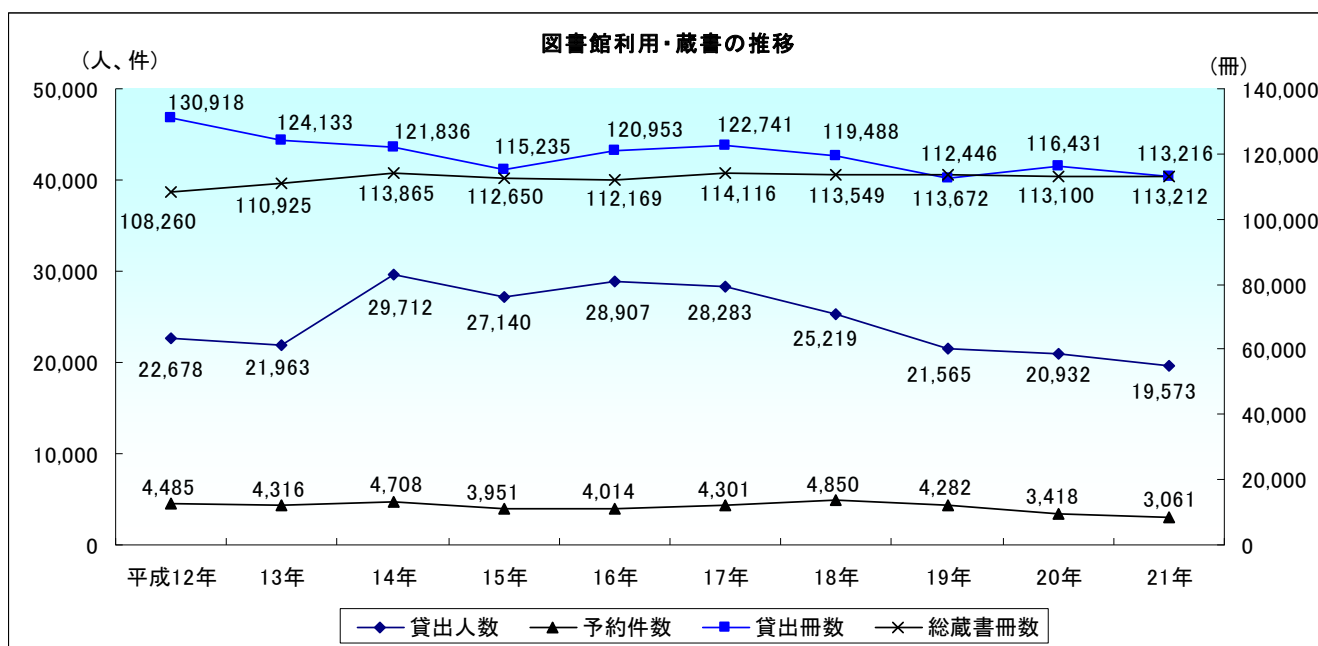
第1節 生涯学習まちづくりの推進

◆現状と課題

本町は、平成4年に「生涯学習推進のまち」宣言を行い、「1人1学習、1人1スポーツ、1人1ボランティア」を合言葉に生涯学習を推進しています。各種の事業については、生涯学習推進総合計画に従って実施していますが、計画の内容が多岐にわたるため、達成できたものがある反面、未達成のものもあることから、計画の推進にあたっては、町民の求める学習内容・推進施策等を的確に反映させる必要があります。

生涯学習団体は、川島町コミュニティセンター、各地区公民館やふれあいセンターフラットピア川島などで活動していますが、利用できるスペース・時間が限られており、利用団体数のわりに施設が不足していることから、利用調整会議を行い、貸し出しを行っている状況です。今後は、町民の施設利用の利便性及び公平性も考慮し、使用する時間区分などの調整を行う必要があります。

また、団塊の世代の退職により、余暇に時間を充てられる人が増加しており、充実した生涯学習情報の提供を求める声が強くなっています。これに応えるため、既存の広報かわじまや町のホームページ、生涯学習カレンダー等において、より詳細な情報を提供することが求められます。

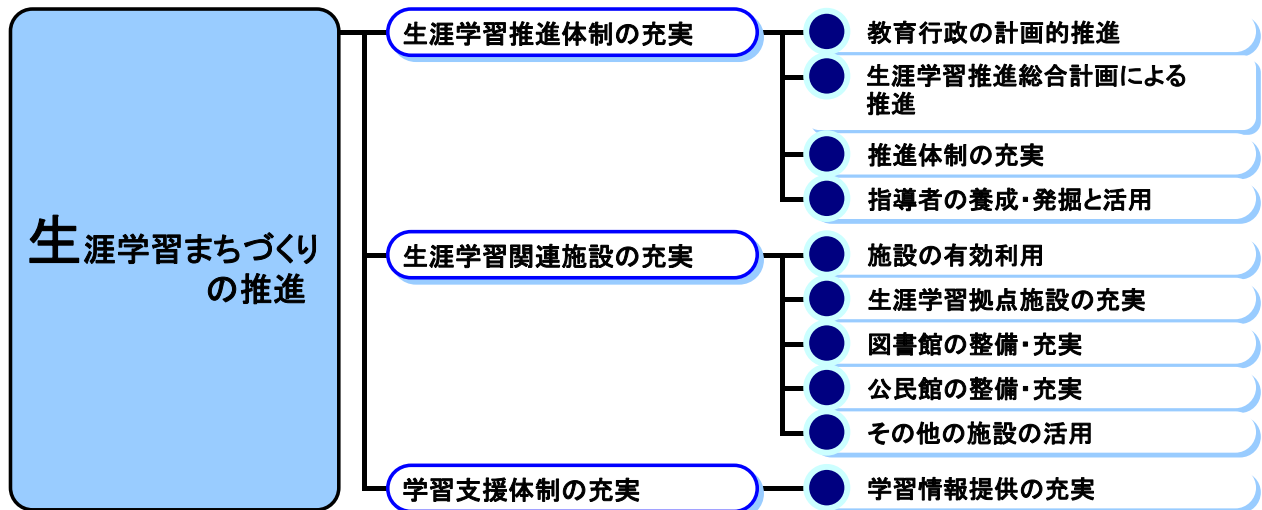


資料：生涯学習課

◆施策の基本方針

年齢や性別にとらわれず、誰もが自ら考え、行動し、いつでも、どこでも、自由に学ぶことができるよう、生涯学習に関する情報の提供などを充実するとともに、学習の成果を活かせる機会の拡充を図ります。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 生涯学習推進体制の充実

(1) 教育行政の計画的推進

町の教育行政をいっそう推進するため、川島町教育行政重点施策にかかる重要な事務について外部者による点検・評価を行うとともに、その結果を議会に報告し公表します。

(2) 生涯学習推進総合計画による推進

町民の自主的な学習活動を支援するため、生涯学習推進総合計画に基づき、全町民参加による生涯学習推進活動を展開します。

(3) 推進体制の充実

川島町生涯学習推進会議を中心として、生涯学習推進のまちづくりを進めるため、組織のよりいっそうの強化を図ります。

また、各種情報提供や相談活動を行う中心的施設として、川島町コミュニティセンターやふれあいセンターフラットピア川島の機能を強化します。

(4) 指導者の養成・発掘と活用

自主的な学習活動を支える指導者やボランティアの育成を図るとともに、活動団体の支援を図ります。

また、学習者が順次指導者として生涯学習活動を担うような仕組みづくりのため、研修の充実と人材登録制度を整備します。



2 生涯学習関連施設の充実

(1) 施設の有効利用

既存施設の有効利用を図るため、施設予約の効率化や広域利用の充実を図ります。

(2) 生涯学習拠点施設の充実

川島町コミュニティセンター及びふれあいセンターフラットピア川島を生涯学習の拠点施設として、必要な設備等の整備・充実を図ります。

(3) 図書館の整備・充実

生涯学習支援施設として、図書館の施設整備と蔵書の充実を推進します。

また、利用者の学習を支援するため、レファレンスサービスの充実を図るとともに、インターネットによる検索サービスの充実を図ります。

(4) 公民館の整備・充実

地域の生涯学習活動拠点である公民館は、利用状況等に合わせた施設の整備・充実を図るとともに、施設の耐震診断等を行います。

(5) その他の施設の活用

生涯学習の総合的な支援を推進するため、学校施設や町民会館、地区集会所などの積極的な活用を図ります。

3 学習支援体制の充実

(1) 学習情報提供の充実

インターネット、広報紙、生涯学習・健康カレンダーなどを活用して積極的に学習情報を提供します。

◆町民一人ひとりの活動

- 興味や関心のある分野における生涯学習活動に取り組む
- 学習指導者や地域ボランティアなど、自らの学習成果を積極的に地域へ還元する
- 生涯学習施設の施設運営や町民が望む生涯学習プログラムの作成などに積極的に参加する

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
「生涯学習・教育」全体に対する満足度(%)	10.7	25.0	40.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
川島町コミュニティセンター、ふれあいセンターフラットピア川島の利用者数(人)	25,947	27,000	28,000

第2節 社会教育の充実

◆現状と課題

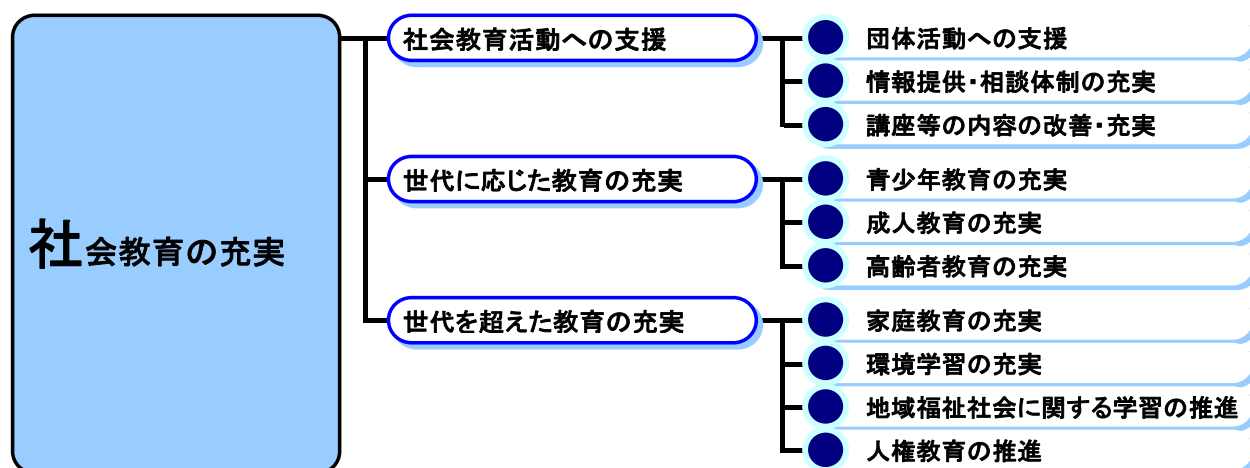
社会教育の充実については、各講座・イベント情報を集約して、生涯学習情報案内「サモサッタ」を作成し、情報提供を行っています。また、広報かわじまに講座情報や実施結果を掲載するとともに、川島町コミュニティセンターを拠点とした学習の相談等も随時受け付けています。しかし、生涯学習に対する要望が多岐にわたっており、すべての要望に対応することが難しいことから、既存の講座等について適宜見直しを行い、ニーズの高い講座等に絞ったプログラム設定を行う必要があります。

さらに、子育て、育児に関する不安・悩みなどを抱える親が増加しているため、「家庭教育」の支援策として、県が推進する学習プログラム「親の学習」事業を実施しています。事業の実施には学校・地域との連携が重要であるため、今後はすべての学校区で実施できるよう、よりいっそうの学校と地域の連携を図る必要があります。

◆施策の基本方針

町民の生涯にわたる学習活動を支援するため、世代に応じた教育の充実を図るとともに、世代を超えた教育の充実も進め、いつも新たな発見がある学習の場を提供します。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 社会教育活動への支援

(1) 団体活動への支援

社会教育団体の活動を支援するため、学習支援体制の整備・充実を図ります。

(2) 情報提供・相談体制の充実

個別に行われる学習活動を支援するため、情報提供と相談体制の整備を図ります。

(3) 講座等の内容の改善・充実

社会教育の講座や教室の充実を図るため、町民ニーズの把握に努め、内容の適宜見直しを行います。

また、事業評価や新しい事業開発への町民参加を推進します。

2 世代に応じた教育の充実

(1) 青少年教育の充実

社会への参加意識を向上させるため、地域子ども教室や子ども会活動等を推進し、ふるさと学習の充実やボランティア意識の醸成を図ります。

また、さまざまな体験ができる青少年交流事業を推進します。

(2) 成人教育の充実

自主的な生涯学習活動を推進していくため、多様な学習講座や教室等を充実させるとともに、学習支援体制の整備を推進します。

(3) 高齢者教育の充実

高齢社会の進展に伴い多様化する学習ニーズに対応するため、学習講座や教室等を充実させるとともに、自主的な学習を推進するため、指導者の育成等を図ります。

3 世代を超えた教育の充実

(1) 家庭教育の充実

家庭教育の充実を図るため、学校や地域と連携し、講座や研修会等を開催します。

(2) 環境学習の充実

地球規模での環境問題への理解を深める学習や、循環型社会に対応できるような学習の充実を図ります。

(3) 地域福祉社会に関する学習の推進

地域ぐるみの福祉を推進するため、少子高齢社会に関する認識を高めるとともにボランティア意識の啓発に努めます。

(4) 人権教育の推進

基本的人権尊重の精神を高めるための啓発や指導者の育成を図り、研修会などを通して、人権・同和問題の差別意識の解消に努めます。



◆町民一人ひとりの活動

○各種講座、セミナーや地域で開催される行事などの学習機会を積極的に活用し、自ら意欲的に学習に取り組む

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
社会教育施設整備に対する満足度(%)	14.3	27.0	40.0
町主催の教室・講座に対する満足度(%)	10.3	23.0	35.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
地域子ども教室参加者数(人/年)	191	200	200

第3節 幼児・学校教育の充実

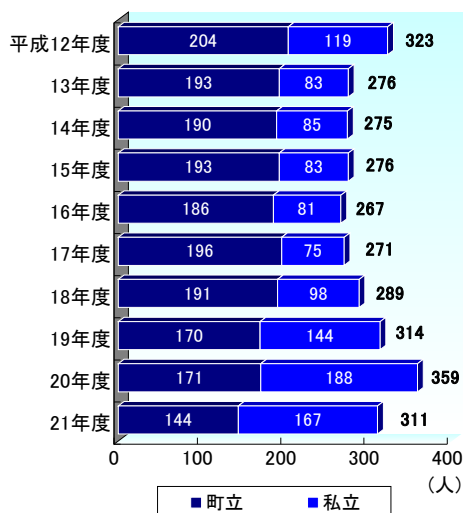
◆現状と課題

幼稚園の園児確保は年々厳しくなる一方で、保育園では0歳から3歳までの入所者は定員いっぱい状況です。園児が減少していくと、園の効率的な運営も難しくなることから、幼稚園と保育園の両方の役割を果たすことができる認定こども園への移行を検討する必要があります。このような中、近年の私立、公立幼稚園の動向及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、今後は、公立幼稚園のあり方の検討が必要となります。

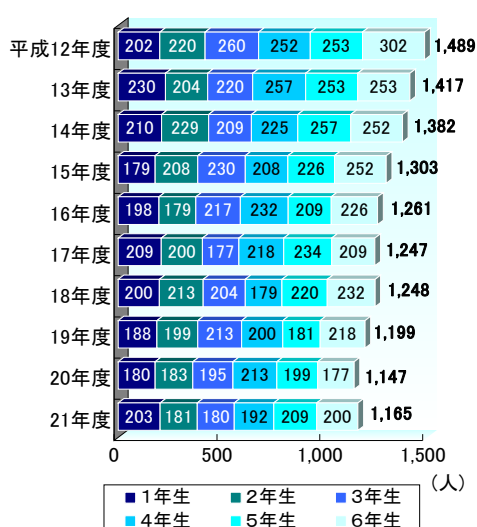
学校教育の環境づくりのために、これまで環境教育としてグリーンカーテンや太陽光発電など、それぞれ各校の特色を活かした教育を進めています。今後は、環境以外にも、情報化、国際化など時代に応じた教育を提供することができるよう、教職員の研修や環境整備を行うとともに、すべての子どもが無数の可能性を伸ばし、生きる力を育むことを目標に、教育内容の充実を図り、学習する権利と進路の保障に努める必要があります。

また、児童生徒の安全性を確保するため、地域の協力を得て、家庭・地域・学校が一体となった子どもの見守りや育成体制を充実させる必要があります。

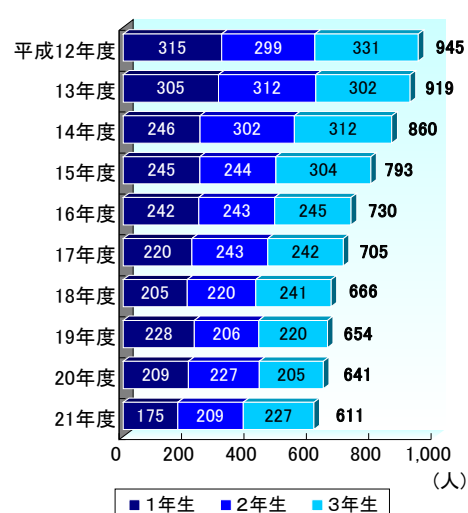
幼稚園児数の推移



児童生徒数の推移(小学校)



児童生徒数の推移(中学校)

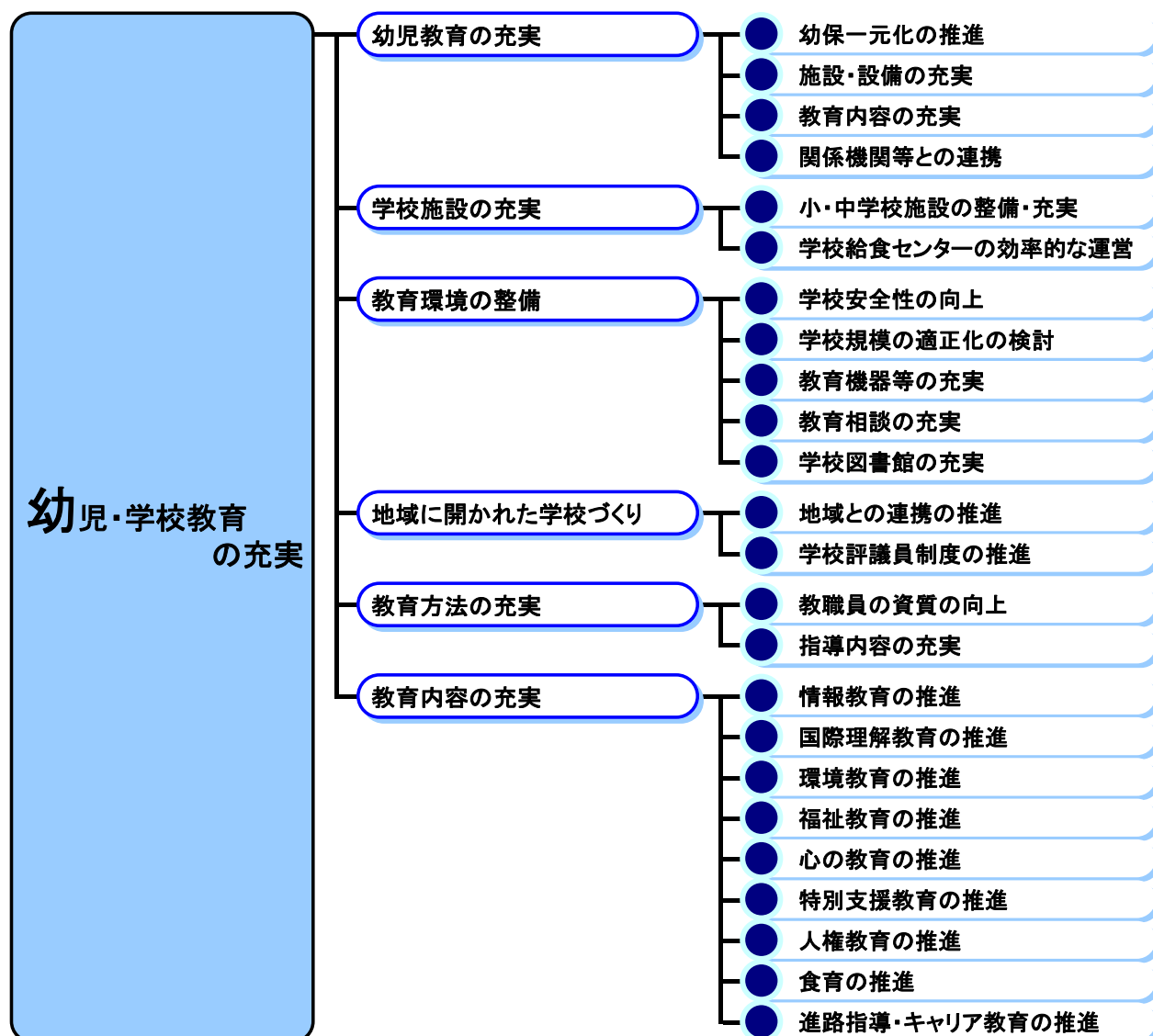


資料：教育総務課

◆施策の基本方針

幼児教育の適切な推進を図るとともに、幼保一元化のあり方を検討します。学校教育では、子どもたちの個性や創造性を伸ばし、豊かな心や生きる力を育む教育内容・教育方法の充実を図ります。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 幼児教育の充実

(1) 幼保一元化の推進

少子化や、就学前の保育に対する要望の変化に伴い、幼稚園と保育園の機能を合わせ持つ、認定こども園等の幼保一元化を進めます。

また、併せて公立幼稚園のあり方についても検討します。

(2) 施設・設備の充実

幼保一元化に基づく施設・設備の充実を図ります。

(3) 教育内容の充実

幼児教育の充実を図るため、現状の機能を保持しつつ、幼保一元化の実現に向けた教育体制の充実に努めます。

また、地域に開かれた幼児教育のセンターとしての機能を充実できるよう努めます。

(4) 関係機関等との連携

教育の充実を図るために家庭や保育園など関係機関との連携強化に努めます。

2 学校施設の充実

(1) 小・中学校施設の整備・充実

新しい教育環境に合致した学校施設の整備充実を図ります。

(2) 学校給食センターの効率的な運営

学校給食センターについては、委託するなど効率的な運営に努めます。また、施設等の管理運営の適正化に努めます。

3 教育環境の整備

(1) 学校安全性の向上

学校施設の安全を確保するために、環境衛生管理としてのシックスクール*対策を充実させるとともに、不審者などに対して、スクール・ガードリーダーや川島見守り隊、こども 110 番の家協力者連絡会を中心とした、地域ぐるみの安全体制の確立を図ります。

(2) 学校規模の適正化の検討

少子化に対応し、基準にあった学校規模の適正化を図るため、地域の住民の意見を求め、統廃合について検討します。

(3) 教育機器等の充実

コンピューター機器を活用した教育の充実を図るため、基盤となるコンピューター設備などの充実を図ります。

(4) 教育相談の充実

児童・生徒の悩みや不安を解消し、問題行動等の解決を図るとともに、一人ひとりのより望ましい成長と自己実現への支援を行います。特に集団に適応できない児童・生徒の実態を把握・共通理解し、学校と家庭及びスクールカウンセラー、さわやか相談員、スクーリングサポートセンター支援員との組織的連携により、教育相談体制の充実に努めます。

(5) 学校図書館の充実

学校図書室の計画的な整備を図ります。

4 地域に開かれた学校づくり

(1) 地域との連携の推進

教育の充実のため、地域の人材や環境などを活用した教育を推進します。

また、学校応援団の組織化と活性化を図ります。

(2) 学校評議員制度の推進

地域社会に開かれた学校づくりの推進をめざし、学校運営について、外部の助言及び評価を行うことにより、改善を図ります。

5 教育方法の充実

(1) 教職員の資質の向上

新しい時代に適合した教職員を育てるため、自己啓発と研修の充実を図り、資質の向上に努めます。

(2) 指導内容の充実

学習指導要領に基づき、個性を活かす教育の推進や道徳教育の充実・推進、言語力の充実など生きる力の育成に努めます。

*シックスクール…学校の施設や備品に使用された化学物質により、児童生徒が体調不良を引き起こすこと

6 教育内容の充実

(1) 情報教育の推進

コンピューター等のデジタル機器を利用した学習指導の充実を図るとともに、情報活用能力の向上を図り、情報モラルの指導の徹底に努めます。

(2) 国際理解教育の推進

外国語指導助手（ALT*）の適切な配置を行い、外国語教育の充実を図るとともに、併せて異文化間理解の促進を図ります。

また、国際交流事業の推進を図ります。

(3) 環境教育の推進

環境教育の充実を図るため、身近な自然を教材として活用するとともに、循環型社会の認識を高める教育とその実践の推進を図ります。

(4) 福祉教育の推進

社会連帯の精神の普及を図り、安心して暮らせる福祉社会づくりを進めるため、少子高齢社会に関する認識を高めるとともに、ボランティア意識の啓発に努めます。

(5) 心の教育の推進

郷土意識の高揚や伝統文化の継承などの豊かな体験活動や命を大切にすることを育む教育の推進を図るとともに、変化する社会に適応し、他人を思いやり、一人でも生き抜く力を養う取り組みを進めます。また、ふるさとを大切にすることを育む教育の推進も図ります。

(6) 特別支援教育の推進

一人ひとりの特性や可能性を活かし、社会的な自立のための教育を推進するとともに、障がい児一人ひとりの要望への対応の推進を図るため、特別支援教育の充実に努めます。

(7) 人権教育の推進

社会教育との連携による人権・同和教育の推進を図り、差別意識の解消に努めます。

(8) 食育の推進

子どもたちに食育を通して生涯を通じた健全な食生活の実現、食に対する感謝、食文化の継承、健康の確保などを図り、心身の成長と人格の形成を促進します。

(9) 進路指導・キャリア教育の推進

社会人、職業人として自立することができるよう、職業体験事業などを通して、一人ひとりの個性の伸長を図ります。



ALT…Assistant Language Teacher の略で、外国語科教員を補佐して会話指導にあたる外国人補助教員

◆町民一人ひとりの活動

- 幼稚園、家庭、地域の連携のもと、家庭や地域が果たすべき役割について、正しく認識する
- 学校教育に関心を持ち、学校公開や行事に積極的に参加する
- 子どもの健やかな成長をはぐくみ、守り育てるためのさまざまな活動に積極的に参加する

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
小・中学校の施設整備に対する満足度(%)	17.3	30.0	42.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
スクール・ガードリーダー等見守りを行う人(人/年)	小学校 694	小学校 800	小学校 900
	中学校 38	中学校 70	中学校 100
学校応援団の活動延べ人数(人)	小学校 1,060	小学校 1,180	小学校 1,300
	中学校 260	中学校 340	中学校 400

第4節 スポーツ・レクリエーションの充実

◆現状と課題

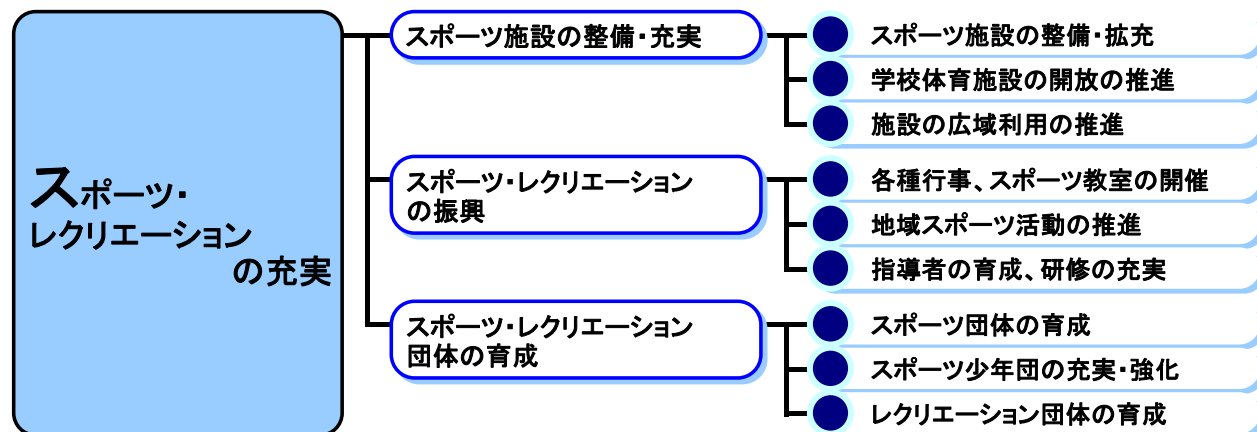
スポーツ施設については、川越都市圏市町でレインボー協定を結び、当該地区住民と同じ料金で施設を利用できる体制を整備するとともに、小・中学校などの体育館を開放することにより、スポーツ団体が活動しやすい環境を形成しています。今後も、町内の各スポーツ施設の適切な維持管理に努め、利用者が快適に利用できる環境を整える必要があります。

また、本町では年間を通して、さまざまなスポーツ関連行事を開催しており、参加者数も増加傾向にあります。スポーツは健康増進にも資するため、より多くの町民、より多くの年齢層の方々にも楽しんでいただけるよう、実施内容の充実を図るとともに、地域におけるスポーツ団体や指導者の育成を推進する必要があります。

◆施策の基本方針

町民が自主的に個々の状況や能力に応じたスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、スポーツ施設の充実やスポーツ団体の育成を推進します。また、誰もが気軽に参加できるよう、スポーツ教室やスポーツ行事を開催します。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 スポーツ施設の整備・充実

(1) スポーツ施設の整備・拡充

スポーツ活動を支援するため、既存施設の整備・充実を推進し、使いやすさと安全性の向上を図ります。

(2) 学校体育施設の開放の推進

地域における生涯スポーツを促進するため、各地区学校体育施設の効果的な活用を推進します。

(3) 施設の広域利用の推進

スポーツ施設の広域的な相互利用を推進し、利用者に向けたサービスの向上を図ります。

2 スポーツ・レクリエーションの振興

(1) 各種行事、スポーツ教室の開催

さまざまな世代が集い、交流を図れるスポーツ行事を推進します。

また、生きがい対策や健康増進につながるスポーツ教室等を開催します。



(2) 地域スポーツ活動の推進

地域生涯学習活動の拠点である公民館と連携し、各地域におけるスポーツ活動を推進します。

(3) 指導者の育成、研修の充実

スポーツの振興を図るため、体育指導委員やスポーツ少年団指導者などの資質の向上を図ります。

また、各種スポーツ・レクリエーション団体の指導者の育成を図りつつ、指導者等の認定制度の確立に努めます。

3 スポーツ・レクリエーション団体の育成

(1) スポーツ団体の育成

町内のスポーツ活動を推進する中心的な組織である川島町体育協会の組織の充実、強化を図り、生涯スポーツの振興に努めます。

(2) スポーツ少年団の充実・強化

スポーツ少年団活動の活性化を図るため、指導者の育成をはじめとした組織の充実、強化を図ります。また、スポーツ活動を通じて青少年の体力向上の推進に努めます。

(3) レクリエーション団体の育成

気軽に取り組めるスポーツとして、レクリエーション活動を推進するとともに、活動団体の支援と指導者の育成等を推進します。

◆町民一人ひとりの活動

- 主体的にスポーツ・レクリエーションに親しむ
- 一人ひとりのライフステージに応じて、体力づくりやスポーツ活動に取り組む

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	中間目標(H27)	目標値(H32)
町のスポーツ施設整備に対する満足度(%)	12.0	24.0	36.0
スポーツ振興の取り組みに対する満足度(%)	16.4	29.0	42.0
成果指標	現状値	中間目標(H27)	目標値(H32)
スポーツ少年団員数(人)	274	280	300
学校体育施設開放利用人数(人)	20,422	24,000	26,400

第5節 芸術・文化の振興

◆現状と課題

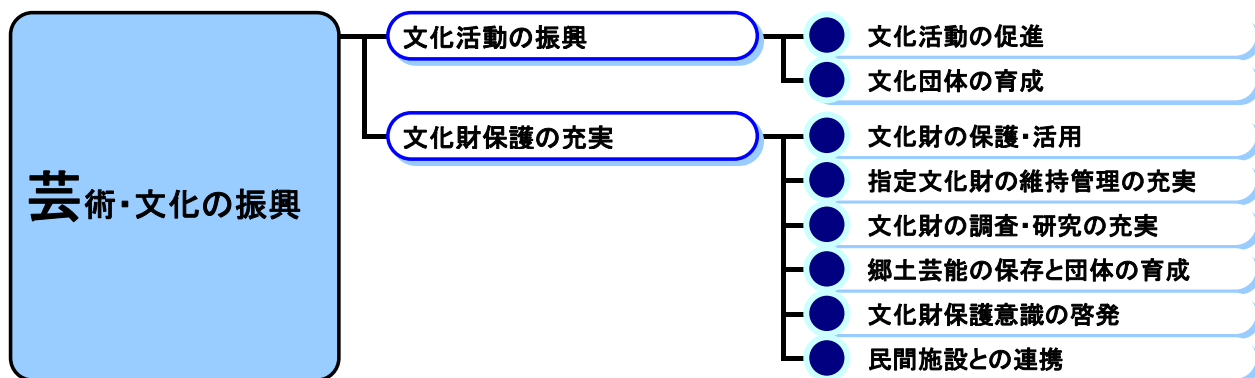
文化活動の振興については、例年11月3日の文化の日をはさんだ1週間を「川島町生涯学習ふれあいウィーク」として、中央文化展等の行事を開催しています。運営は川島町文化協会と加盟団体を中心に実施し、たくさんの作品の応募があり、大勢の入場者を集めています。引き続き、中央文化展のいっそうの充実を図るとともに、参加者を増やすため、積極的な情報提供や広報活動を推進する必要があります。

文化財保護の充実については、町内には国指定文化財である廣徳寺大御堂をはじめ、現在、21の指定有形・無形文化財が点在し、その保護・保存・管理に努めています。また、各地区で継承している伝統芸能を保護・育成するため、郷土芸能祭の開催や、一部団体への補助金交付等を行っています。今後は、文化財を積極的に保護・活用していくため、保存会や後継者の育成支援が必要となっています。さらに、情報提供の推進・周知公開の場として資料館・収蔵場所の整備検討も必要となっています。

◆施策の基本方針

歴史的な資源である文化財の保護と活用を進め、町民に公開することで郷土愛を育みます。また、文化活動の振興を通して、町民の豊かな人間形成や潤いのある生活の実現を図ります。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 文化活動の振興

(1) 文化活動の促進

さまざまな文化活動の発表の場として中央文化展等を開催し、活動意欲の増進を図るとともに、日常的な活動を支援するため、情報提供などの充実に努めます。

(2) 文化団体の育成

川島町文化協会の充実に図るとともに、その他の団体の育成に努めます。

2 文化財保護の充実

(1) 文化財の保護・活用

文化財の保護と活用を図るため、資料館の整備を検討します。

また、文化財保護意識の高揚を図り、学習者等を支援するため、文化財マップや案内板、解説資料の整備・充実に努めます。

(2) 指定文化財の維持管理の充実

文化財の所有者や管理者と連携を図り、貴重な文化財の適正な維持管理の充実に努めます。

指定文化財の状況

指定	種別	種類	名称	所有者または管理者	指定年月日
国	重要	建造物	廣徳寺大御堂	廣徳寺	S13.7.4
国	重要	絵画	紙本著色三十六歌仙切(頼基)佐竹本	財団法人遠山記念館	S25.8.29
国	重要	工芸品	秋野蒔絵手箱	財団法人遠山記念館	S34.12.18
国	重要	書跡	寸松庵色紙伝紀貫之筆	財団法人遠山記念館	S34.6.27
国	重要	書跡	源頼朝筆書状	財団法人遠山記念館	S34.12.18
県	有形	絵画	叔悦禅師頂相	養竹院(県立博物館に寄託)	S39.3.27
国	重要	絵画	絹本著色春蠶起鴉図	財団法人遠山記念館	S54.6.6
県	有形	古文書	道祖土家文書	道祖土武(県立文書館に寄託)	S43.3.29
県	有形	絵画	絹本着色太田資頼像	養竹院(県立博物館に寄託)	H11.3.19
県	有形	絵画	紙本着色達磨図信方印	養竹院(県立博物館に寄託)	H11.3.19
町	有形	工芸品	鰐口	薬師堂保存会	S36.1.25
町	有形	彫刻	薬師如来坐像	薬師堂保存会	S36.1.25
町	有形	彫刻	地藏菩薩立像	飯島新平	S36.1.25
町	有形	古文書	小美濃郷検地帳	長谷部清一	S36.1.25
町	有形	考古資料	石棺	川島町	S36.1.25
町	民俗	有形民俗文化財	道祖神	八幡神社	S36.1.25
町	民俗	無形民俗文化財	伊草獅子舞	伊草獅子舞保存会	S46.3.26
町	有形	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	西見寺	H1.10.26
町	有形	彫刻	木造聖観音坐像	正泉寺	H1.10.26
町	有形	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	金剛寺	H1.10.26
町	有形	歴史資料	算額	光西寺(川島町に寄託)	H10.9.10

(3) 文化財の調査・研究の充実

既存の文化財の調査・研究を行い、資料として整備するとともに、新たな文化財の調査・保護に努めます。

(4) 郷土芸能の保存と団体の育成

誇るべき郷土の伝統芸能を保存・継承するため、保存会等の育成・支援を図り、後継者の確保を推進します。

また、後世に伝えるため、画像や資料等の保存を図ります。

(5) 文化財保護意識の啓発

文化財に関する講座や教室などを通して、保護意識の高揚を図ります。

また、学校教育において地域の歴史や文化、自然などのふるさと教育を推進し、歴史や文化を大切にする意識の啓発を図ります。

(6) 民間施設との連携

本町の重要な文化財である廣徳寺大御堂（国の重要文化財）や遠山記念館（登録指定文化財）などとの連携を進め、文化財学習の推進を図ります。

◆町民一人ひとりの活動

- 地域の歴史に関心を持ち、次の世代に伝える
- 芸術・文化に親しむ習慣を持つ

◆まちづくり指標

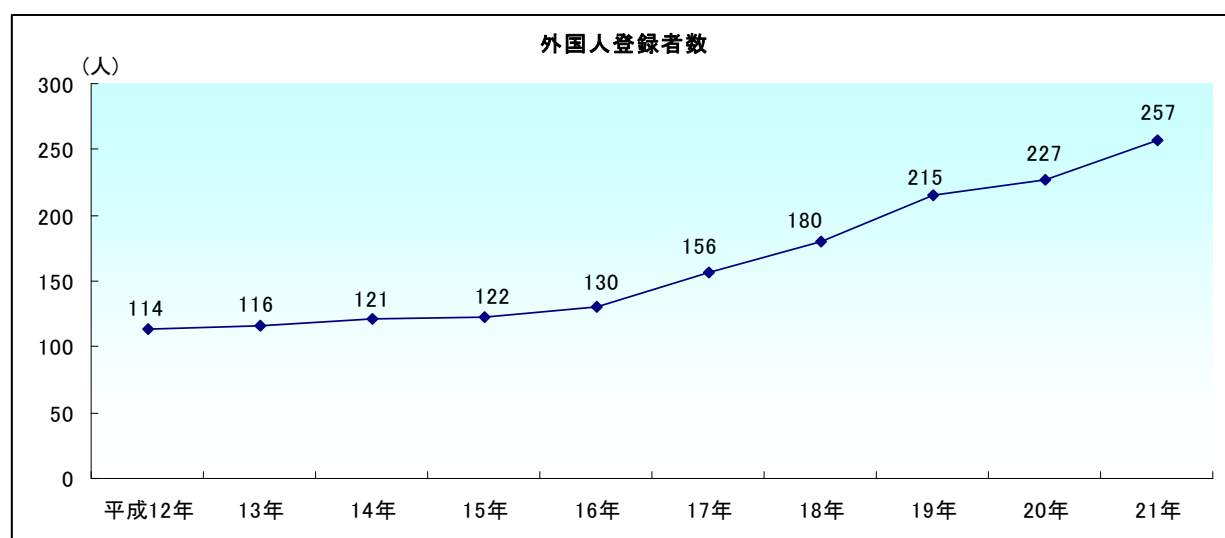
町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
町の文化活動に対する満足度(%)	11.7	25.0	39.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
公民館文化事業参加者数(人)	4,847	5,000	6,000

第6節 国際化の推進

◆現状と課題

国際交流の推進については、学校教育における外国語活動のみならず、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で、世界の平和と発展に貢献できる資質の向上に努めるとともに、中学2、3年生を対象として、夏休み期間中にオーストラリアへの派遣を実施しています。また、本町在住の外国人を対象にコミュニケーションガイドや生活ガイドの配布を行っています。今後は、コミュニケーション能力の基礎を育成するため、小学校における外国語活動の完全実施に向けて町全体での研修や各校における研究が必要となります。

外国人に親しまれるまちづくりについては、現状は国際交流クラブを中心とした交流活動と、ワンナイトステイ事業の受入、オーストラリア少年少女訪問団の受入等を行っています。今後は、川島町コミュニティセンターやふれあいセンターフラットピア川島、各地区の公民館等において、意識的に交流機会の場を設けるとともに、交流機会・イベント等の中心となり運営等を行うコーディネーター役を発掘・育成していく必要があります。

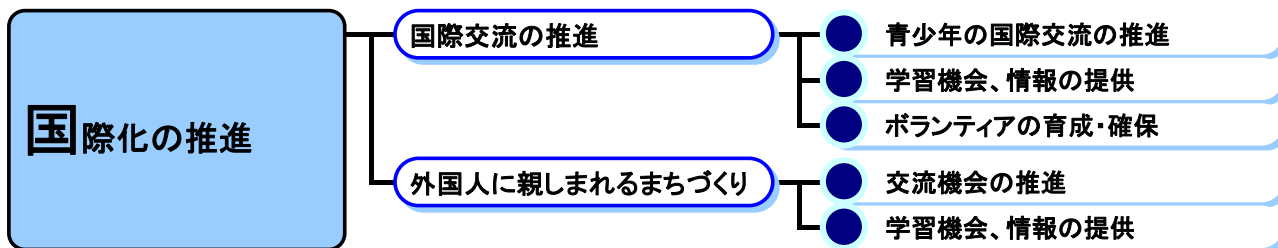


資料：町民生活課(各年9月末時点)

◆施策の基本方針

次世代を担う川島の子どもたちが、これからの時代にふさわしい国際感覚を養うべく、国際交流を推進します。また、町民の国際理解を深め、自主的な国際交流活動を促進します。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 国際交流の推進

(1) 青少年の国際交流の推進

青少年の国際交流を進めるため、中学生の海外派遣事業と海外児童の受入を実施します。

また、学校教育や社会教育などを通して、国際理解教育の推進を図ります。

(2) 学習機会、情報の提供

外国語講座や外国文化の紹介を進め、国際理解を進めます。

また、国際化に対応した情報提供の推進を図ります。

(3) ボランティアの育成・確保

国際交流の一環として行うホームステイ事業のホストファミリーの確保を進め、地域に根ざした交流活動の促進を図ります。

また、通訳ボランティアの育成を図り、コミュニケーションの促進に努めます。

2 外国人に親しまれるまちづくり

(1) 交流機会の推進

多くの国の文化を理解する場として、ワンナイトステイの受入など、交流機会の充実を図ります。

(2) 学習機会、情報の提供

外国人にも住みやすいまちづくりを進めるため、日本文化を理解する機会を充実させます。

また、生活に関する情報提供を図るため、身近な生活相談等を行うボランティア団体の活動を支援します。

◆町民一人ひとりの活動

- さまざまな国際交流活動に積極的に参加し、国際的な視野、感覚などを養う
- 国際社会に対応できる青少年の健全育成に努める

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
国際交流活動に対する満足度(%)	5.5	16.0	26.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
ワンナイトステイ受入実績数(人)	5	8	10

第⑥章

町民との協働でつくりあげる支え合いのまちづくり

【自治・コミュニティ】



第1節 自治・コミュニティの振興

◆現状と課題

地域社会の連帯感が薄らいでいる中、心のふれあう住みよい社会を築き上げることが求められます。本町では各地区に花いっぱい運動団体や防犯活動推進団体ができ、活発な活動をしています。今後もこうしたコミュニティ活動団体を育成するとともに、地域の連帯意識を醸成するような情報提供、講座、研修会等を実施していく必要があります。

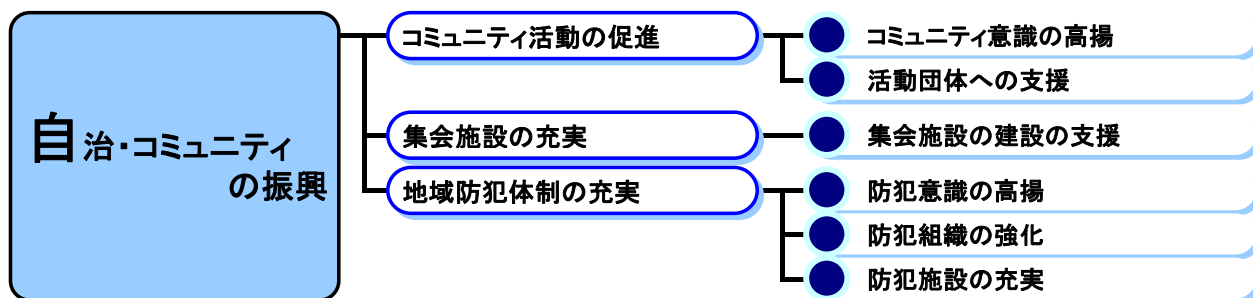
また、コミュニティ活動の拠点となる各地区の集会施設には、これまでも施設の建設に対して補助をしており、引き続き、地域の要望に基づき、支援を図っていく必要があります。

地域の防犯体制については、平成19年に制定した川島町防犯のまちづくり推進条例に基づき、自らの地域は自らが守るという考えから各地区に防犯活動団体の組織化を推進しています。しかし、町内の犯罪発生件数は増加する傾向にあるため、地域安全運動等を推進するなど、引き続き、防犯体制の充実を図る必要があります。また、防犯組織の強化を図るため、地域防犯推進委員や、こども110番の家協力者連絡会、川島見守り隊、地域防犯パトロール隊などの防犯推進団体の充実を図るとともに、交番署員の警備体制の強化を要請していく必要があります。

◆施策の基本方針

町民主体のまちづくりが行われる環境をめざし、コミュニティ意識の高揚を図るとともに、コミュニティ活動への支援を推進します。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 コミュニティ活動の促進

(1) コミュニティ意識の高揚

地域の連帯感を醸成し、コミュニティ活動の活性化を図るため、意識啓発を推進します。

このため、コミュニティづくりと自治意識の高揚に資するよう、コミュニティに関する情報提供や地域交流事業、講座・研修会などを開催します。

(2) 活動団体への支援

コミュニティ活動の全町的な組織である川島町コミュニティ推進協議会の活動の充実を図ります。

また、自治会活動の推進、コミュニティを単位とした花いっぱい運動などのまちづくり活動の促進を図ります。

2 集会施設の充実

(1) 集会施設の建設の支援

コミュニティ活動の拠点となる集会所などの建設についての支援の充実を図ります。

また、コミュニティ活動の場として、公共施設をはじめとしたその他の施設の利用促進を図ります。

3 地域防犯体制の充実

(1) 防犯意識の高揚

地域ぐるみの防犯活動を展開しながら、犯罪のないまちづくりを推進します。

このため、地域コミュニティの振興を図るとともに、コミュニティ単位の防犯体制の強化を促進します。また、自分たちの地域は自分たちで守るという意識の醸成に努めます。

(2) 防犯組織の強化

防犯組織の強化を図るため、地域防犯推進委員活動やこども110番の家協力者連絡会、川島見守り隊、自主防犯活動推進団体の充実をさらに図るとともに、交番・駐在所の警備体制の充実を要請します。

また、各組織と行政との連携の強化を図ります。

(3) 防犯施設の充実

安全なまちづくりを推進するため、防犯灯の整備充実を図るとともに、防犯標識などの設置を推進します。



◆町民一人ひとりの活動

- 地域コミュニティ等への関心を高め、住民活動へ参画する
- 地域の課題解決のための活動を積極的に企画し、広く参加を呼びかける
- 家庭や地域において、防犯について話し合い、情報の共有化を図る

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
地域におけるコミュニティ活動に対する満足度(%)	23.8	37.0	50.0
地域における防犯・防災体制に対する満足度(%)	13.1	25.0	37.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
コミュニティ活動推進団体の設立数(団体)	27	35	42

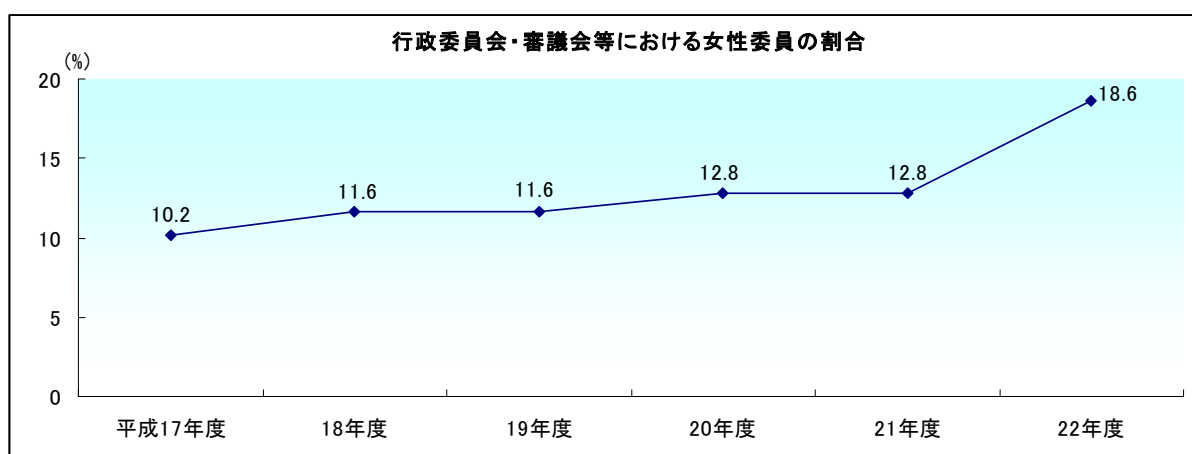
第2節 男女共同参画社会の形成

◆現状と課題

性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行は、近年、着実に変化してきているものの、依然として根強く残っているのが現状です。男女共同参画社会の実現のためには、女性も男性もあらゆる分野において個性や能力を発揮し、お互いをパートナーとして認め合えるよう、意識と行動を変えていく必要があります。また、各教育現場では各教科や領域などを通じて、男女平等の重要性、家庭生活や働く場における男女共同参画の大切さなどを計画的・継続的に指導していますが、男女共同参画を効果的に進めるため、家庭や地域との更なる連携を図ることが必要です。

女性の社会参画の促進については、女性の働きやすい環境を創出するため、男女雇用機会均等法の施行などにより、社会全体で行っていく仕組みづくりが進んでいますが、家庭生活や職業生活・地域活動との両立支援では、子育て・介護・家事労働や地域活動の多くを女性が担っている状況です。そのため、女性も男性もともに働きやすい職場環境の整備を進めていく必要があります。

また、行政委員会・審議会等への女性委員の登用については、平成22年度の目標値である20%に届いていないのが現状です。あらゆる分野における女性の参画を広げていくためにも、まちづくり等の政策・方針決定過程への女性の参画を促進していく必要があります。



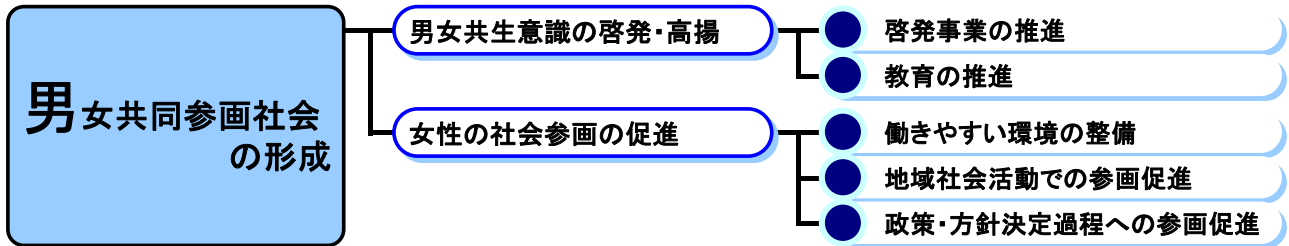
※行政委員会・審議会等とは、地方自治法第180条の5及び第202条の3の規定に基づくもの

資料：総務課

◆施策の基本方針

男女がともに人権を尊重し、責任を分かち合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画社会の形成を進めます。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 男女共生意識の啓発・高揚

(1) 啓発事業の推進

男女平等、男女共同参画の意識づくりを推進するため、各種啓発冊子やパンフレットを作成するとともに、講座、講演会を開催します。

(2) 教育の推進

学校教育での男女平等教育の推進を図ります。

また、社会教育と連携しながら、家庭や地域社会での意識の高揚を図ります。

2 女性の社会参画の促進

(1) 働きやすい環境の整備

男女がともに働きやすい環境づくりを進めるため、男女雇用機会均等法など各種法制度の周知・普及を図ります。

また、家庭生活と職業生活・地域活動との両立の重要性を啓発するとともに、両立しやすい職場環境の整備を促進します。

(2) 地域社会活動での参画促進

女性も男性もともにさまざまな地域活動に参画できるよう、意識啓発の推進と環境の整備を図ります。

(3) 政策・方針決定過程への参画促進

各種審議会委員等への登用や政策・方針の決定過程における女性の参画、管理職への登用を推進します。

◆町民一人ひとりの活動

- 男女共同参画意識を高める講演会や各種講座などに積極的に参加し、学習する
- 家庭・地域・職場のそれぞれにおいて、男女共同参画の意識を高める

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
男女共同参画社会の実現に向けた女性の参画に対する満足度(%)	9.0	23.0	37.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
行政委員会・審議会等における女性委員の割合(%)	18.6	30.0	40.0

第3節 人権の尊重

◆現状と課題

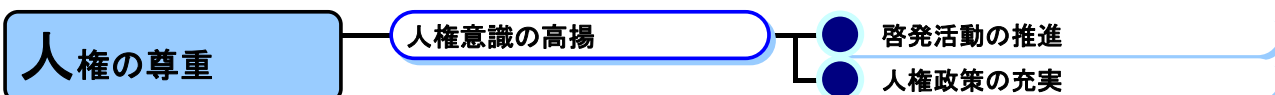
人権意識の高揚については、毎年、定期的に広報かわじまや啓発パンフレットの配布を行い、町民への啓発を図っていますが、依然として高齢者や障がい者、女性、外国人などへの不当な差別や同和問題などの人権侵害が存在しており、よりいっそう啓発活動を進める必要があります。また、インターネットの普及により、誰もが容易に情報を発信したり、インターネット上でコミュニケーションをとることが可能になった一方で、その匿名性を悪用し、差別的な書き込みやいわれのない誹謗中傷をするなど、新たな人権問題も出てきています。このため、今後もあらゆる機会を通じ、人権問題に関する教育・啓発を進める必要があります。

また、本町では、人権政策協議会や人権教育推進協議会を組織し、人権問題の解決に向けた協議を行うとともに、人権相談などの人権擁護活動を行っています。しかし、全国的にも児童や高齢者、障がい者に対する虐待などの問題が増加傾向にあり、さらなる人権擁護の必要性が高まっていることから、人権擁護活動の推進に向けた体制の充実に努める必要があります。

◆施策の基本方針

すべての町民が一人ひとりの多様性を認め合い、個人として尊重され、共に生きる社会の実現に努めます。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 人権意識の高揚

(1) 啓発活動の推進

人権意識の高揚を図るため、広報紙や啓発資料の配布、研修会や講演会の開催など、啓発活動を推進します。

(2) 人権政策の充実

人権政策を推進するため、さまざまな差別や人権侵害を解消する体制の充実に努めます。

また、人権啓発活動ネットワークの整備や相談体制の充実に努めます。

◆町民一人ひとりの活動

- 人権意識を高める研修会や講演会などに積極的に参加し、学習する
- 人権の問題は、他人事でなく自身の問題であることを認識するよう努める
- 自分が差別する人間にならないよう、常に人権を尊重し、思いやりを持って行動する

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
人権教育(研修会、講習会)の推進に対する満足度(%)	5.9	19.0	33.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
各種研修会等への参加者数(人)	1,100	1,500	2,000

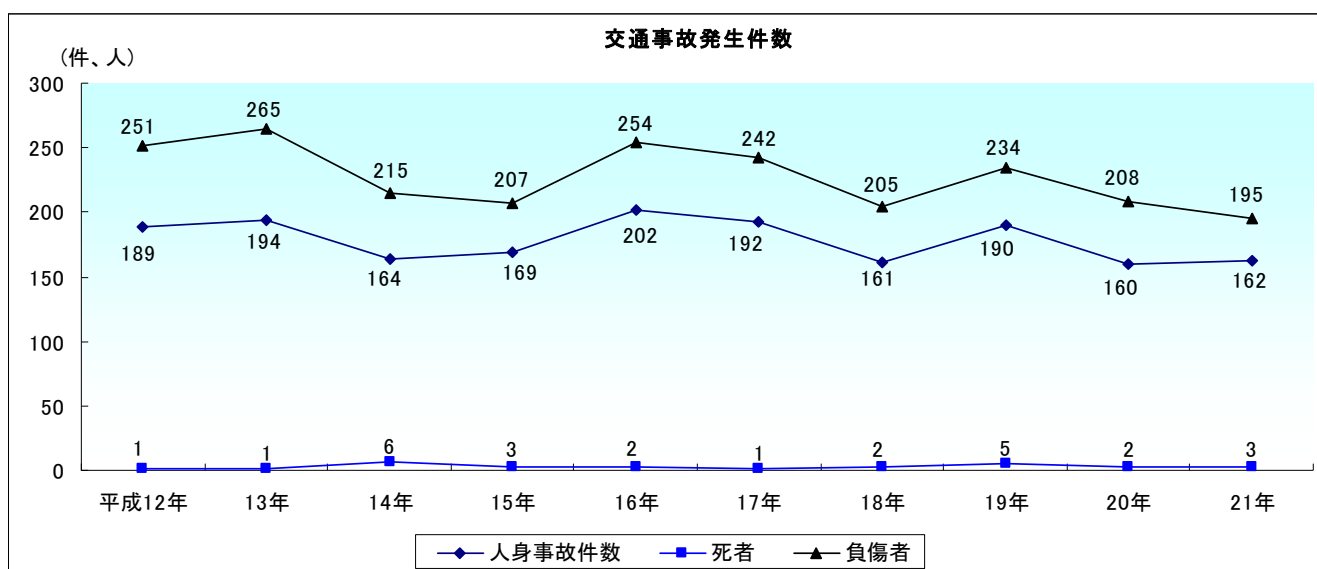
第4節 交通安全の推進

◆現状と課題

道路環境整備については、川島インターチェンジ開通に伴う通過車両の増加などにより、交通事故発生リスクが高まったため、思いやり運転の啓発、交通安全看板の設置や路面表示などの対応を継続して推進する必要があります。

高齢者を対象とした交通安全講習や幼稚園児・小学生を対象とした親子交通安全教室などを開催し、交通安全教育の推進を図っています。しかし、高齢者が被害に遭う交通事故件数が増加傾向にあるため、交通安全教室を実施するとともに、交通安全運動を推進することが求められます。

被害者の支援については、県が行う交通事故相談の利用を促進し、行政相談における対応を検討するとともに、県の相談窓口の充実を要請していく必要があります。

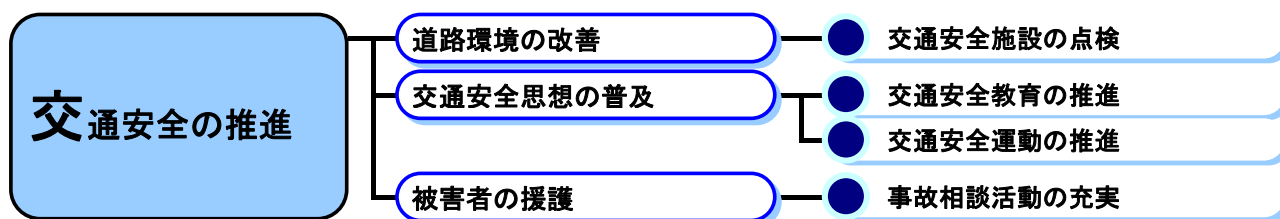


資料：東松山警察署

◆施策の基本方針

町内の交通事故を防止するため、交通安全施設の点検を推進するとともに、地域における交通安全運動を促進します。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 道路環境の改善

(1) 交通安全施設の点検

交通弱者である高齢者や児童・生徒などの安全確保を図るため、高齢者施設周辺や通学路などへの交通安全施設の点検を重点的に行います。

2 交通安全思想の普及

(1) 交通安全教育の推進

高齢者や若者の交通事故が多いことから、これらの年代を重点に交通安全教育を推進します。

また、交通指導員の活動を充実・強化するため、指導員の確保と育成を図ります。

(2) 交通安全運動の推進

町民総ぐるみの交通安全運動を展開するため、警察や関係機関と連携を図り、交通安全運動を推進します。

3 被害者の援護

(1) 事故相談活動の充実

県が行う交通事故相談のよりいっそうの充実を要請します。



◆町民一人ひとりの活動

- 日頃から交通安全運動に参加し、地域の交通安全意識の向上を図る
- 交通安全教室等へ積極的に参加する
- 交通安全意識を高め、駐車違反をしないなど交通マナーを守る

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
交通安全施設に対する満足度(%)	17.8	29.0	41.0
交通安全の取り組みに対する満足度(%)	16.0	30.0	43.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
交通事故発生件数(件)	162	130	100

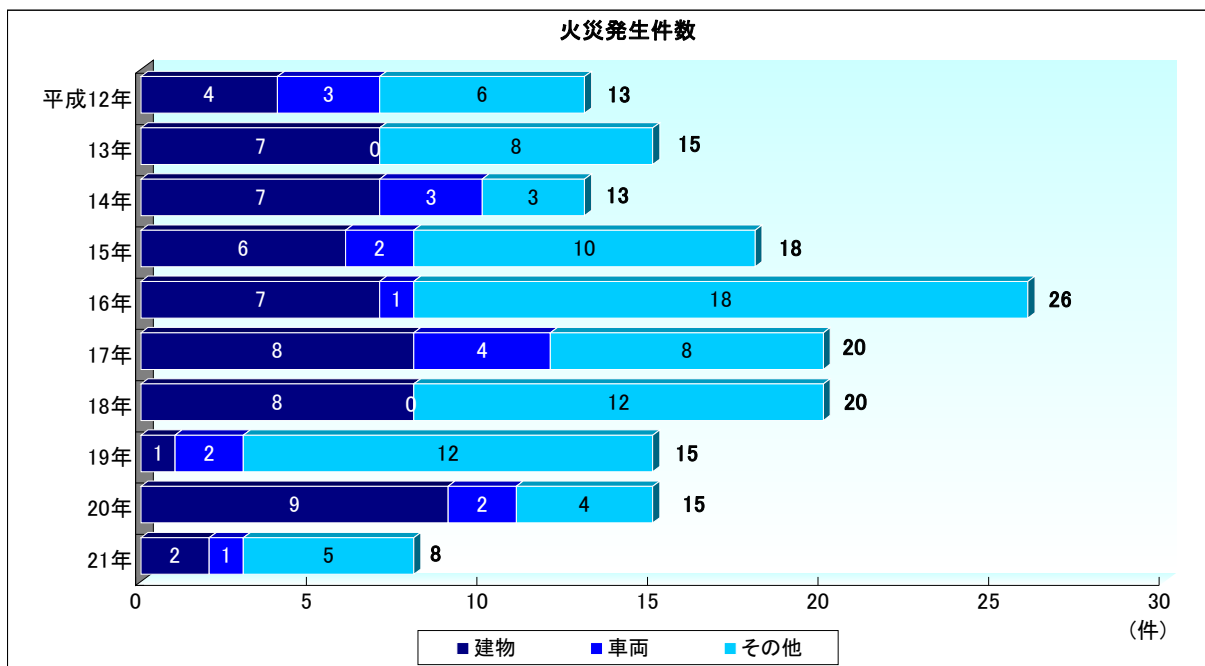
第5節 消防・防災体制の充実

◆現状と課題

自主防災については、各家庭に防火標語を配布し、火災予防の啓発を図っています。また、自警団長会議で火災予防や自警組織の重要性について啓発を図るとともに、運営費を補助することで組織の充実を推進しています。今後も、火災被害を未然に防ぐため、住民への啓発や自らの地域は自らが守るという意識のもとに、自主防災組織の充実を図る必要があります。

消防・救急体制については、川越市との一部事務組合を組織し川島消防署や川島町消防団において体制の整備を図っています。今後も女性を含めた消防団員のさらなる充実と医療機関との連携を図り、速やかに搬送できる救急体制の充実が必要となっています。

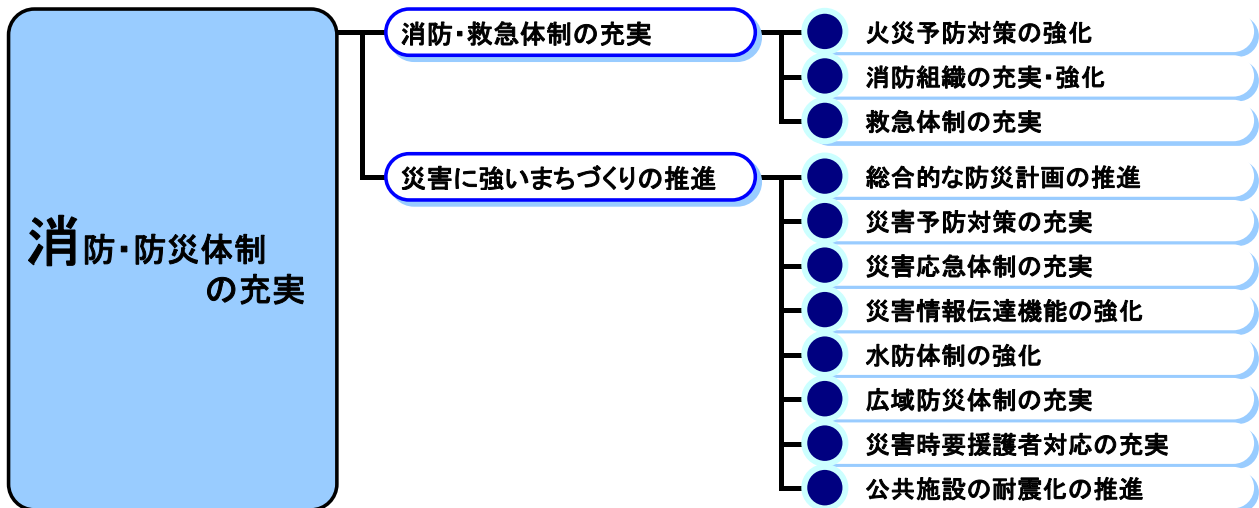
災害に強いまちづくりについては、「防災カード」の整備を図り、児童や高齢者・障がい者などの災害時要援護者に対する安全対策を推進しています。大規模な地震は、建物の倒壊や火災が同時・多発的に発生するため、その対策が課題であり、災害時に的確な対応がとれるよう、地域防災計画を随時、見直していく必要があります。また、防災行政無線を中心とした情報連絡体制の充実を図るとともに、災害備蓄品も計画的に整備する必要があります。



◆施策の基本方針

関係機関との連携により消防体制を強化するとともに、自らの地域は自らが守る自主防災組織の活性化を図り、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 消防・救急体制の充実

(1) 火災予防対策の強化

火災を未然に防止するとともに、万一発生した場合に的確な行動により初期消火などができるよう、防火意識の高揚に努めます。

(2) 消防組織の充実・強化

常備消防として、消防庁舎の充実や消防資機材の整備、消防職員の確保・育成などに努めます。

また、非常備消防として、消防団員の確保・育成、詰め所の整備などを推進します。

(3) 救急体制の充実

救急医療機関への搬送体制の充実を図るため、高規格救急車両の充実、救急隊員の資質の向上を図ります。

また、救急受入体制の充実のため、医療機関の充実を関係機関に要請します。

2 災害に強いまちづくりの推進

(1) 総合的な防災計画の推進

地域防災計画並びに国民保護計画を基本とした防災対策の総合的かつ計画的な推進を図ります。さらに、計画の定期的な見直しを行い、災害時に的確な対応がとれるよう危機管理対策の徹底を図ります。

また、防災関係機関との連絡調整体制の整備を図ります。

(2) 災害予防対策の充実

災害時の混乱を防ぐため、公共の防災体制の整備のみでなく、自主防災組織の充実を図るなど防災意識の高揚に努めます。

防災業務の実務の習熟と実践的能力のかん養に努めるとともに、総合防災訓練への参加を促進します。

また、災害に直面した場合、訓練の成果が発揮できるように防災活動に関する技術の習得を図ります。

(3) 災害応急体制の充実

大規模災害に備え、防災行政無線を中心とした効率的な情報連絡体制の充実を図るとともに、緊急時の連絡・避難体制を充実させるため、地域単位の組織づくりを図ります。

また、災害備蓄品の質・量の充実を図るとともに、防災倉庫の整備を推進します。

(4) 災害情報伝達機能の強化

住民へ災害情報をいち早く伝達するために、防災行政無線の再整備、機能拡充を図ります。整備にあたっては、より広域的な災害に対応できる体制づくりを行い、防災力の向上を図ります。

(5) 水防体制の強化

水防対策は四方を河川に囲まれた本町の主要な課題であり、毎年度策定する水防計画に基づき、水防団、自主防災組織などを中心とした水防演習の実施や排水対策の強化、水防資機材の確保など水防体制の充実を図ります。

(6) 広域防災体制の充実

災害時における相互応援協定に基づいて、比企広域市町村圏組合や川越都市圏まちづくり協議会を中心とした近隣市町村との協力関係を推進するとともに、大規模災害に対応するため、平成17年に相互応援協定を締結した栃木県芳賀町との連携に努め、より広域的な体制の強化を図ります。

(7) 災害時要援護者対応の充実

災害時に援護を必要とする住民を「防災カード」で把握するとともに、自らの地域は自らが守るという考えに基づいた、地域で支援する仕組みを構築し、災害時要援護者への対応を充実します。

(8) 公共施設の耐震化の推進

災害時などの有事に的確に対処するため、公共施設の耐震化について調査を行い、補強、修繕等を実施します。

◆町民一人ひとりの活動

- 火災などの発生時には、初期消火や救護活動を行い、地域で互いに助け合う
- 防災訓練、各種講習会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図る

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
消防・救急体制に対する満足度(%)	34.6	44.0	54.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
災害備蓄品の充足率(%)	40.0	80.0	100.0

*災害備蓄品の充足率＝川島町地域防災計画における地震被害想定に基づく最大避難者の主食等の備蓄数量を100とした場合の割合

第6節 消費者保護

◆現状と課題

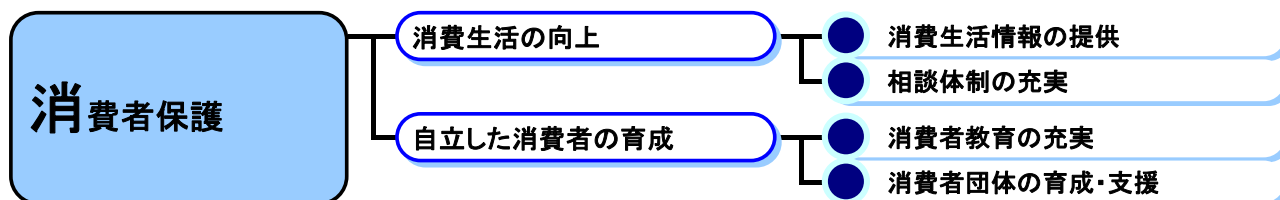
町民が安心して消費生活を送れるよう、啓発パンフレットなどを窓口に置くとともに、2か月に1度、消費生活相談Q&Aを広報かわじまに掲載し、消費生活情報の周知・啓発を図っています。また、毎週火曜日に消費生活アドバイザーによる消費生活相談窓口を開設し、相談に対応しています。一方で、県消費生活支援センターとの連携はできていますが、他の関係機関との連携ができていないため、幅広く消費生活の相談に対応できるよう、各関係機関との連携を構築していく必要があります。

また、本町には消費者団体として「川島町くらしの会」があり、自立した消費者を育成するため活動の支援を行っています。住民にとって、より身近に消費者団体の活動が町内で展開されるよう、新たな団体の組織・育成を進める必要があります。

◆施策の基本方針

町民が健全な消費生活を送ることができるよう相談体制の充実を図るほか、賢い消費者の育成を進めます。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 消費生活の向上

(1) 消費生活情報の提供

町民が安心して消費生活を送れるよう、啓発パンフレットなどを通じて情報の提供に努めます。

(2) 相談体制の充実

町で行っている消費生活相談の充実を図るため、県消費生活支援センターなどの関係機関との連携を強化します。

2 自立した消費者の育成

(1) 消費者教育の充実

消費者を育成するため、消費生活セミナーの開催など、消費者教育の充実を図ります。

(2) 消費者団体の育成・支援

各種消費者団体の活動を支援するとともに、新たな団体の組織化を支援します。

◆町民一人ひとりの活動

- 各種の消費生活に関する講座に積極的に参加する
- トラブルに巻き込まれないよう、正しい消費者知識を習得する

◆まちづくり指標

成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
消費者講座等の開催数(回)	0	2	4

第7章

町民に開かれた計画的なまちづくり

【行財政運営】



第1節 情報公開の推進

◆現状と課題

町民参加の環境づくりについては、区長会活動の中で、まちづくり学習の研修を実施し、まちづくりに対する意識を高めています。また、平成19年度に「町民コメント制度」を施行し、行政施策の立案過程などに参加できる機会の拡充を図っています。しかしながら、今後も町民と行政が協働して新しいまちづくりを進めていくためには、まちづくりのあり方を定める自治基本条例などの制定について検討する必要があります。

町民のまちづくりへの参加を促すには、まちの現状を知ってもらうことが必要です。そのため、積極的に情報を提供・公表し、より多くの情報に住民が触れることができる環境づくりが必要となります。

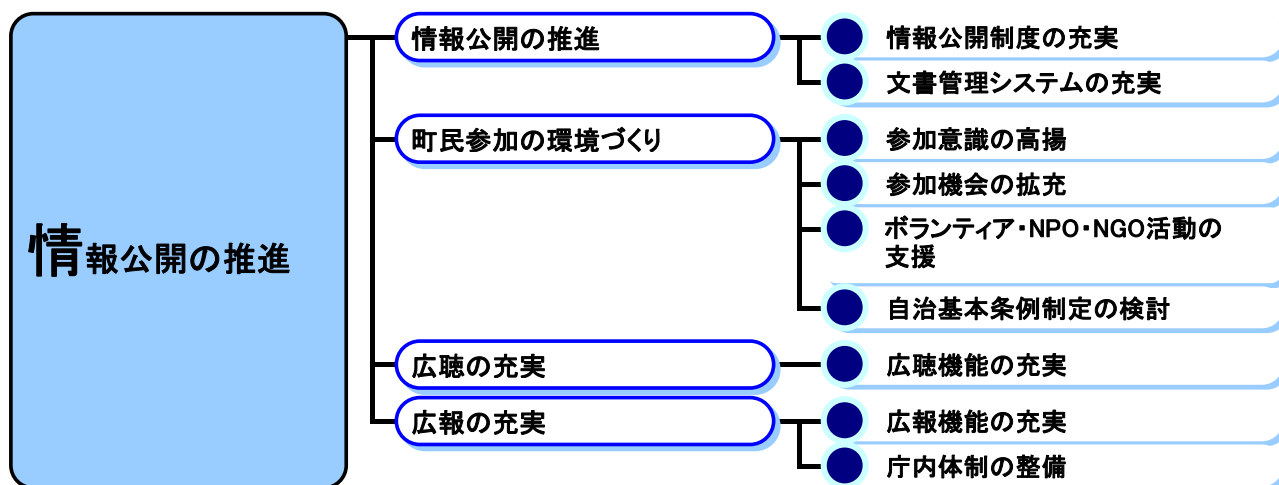
広聴の充実については、町民ニーズを把握し、町政を推進するための手段として、まちづくり懇談会の開催のほかに、3か年ごとに「町民意識調査」を実施しています。引き続き町民への広聴活動を充実させるとともに、新たな広聴機能の導入を検討する必要があります。

広報の充実については、住民に対する情報提供に関して、町ホームページを主体に検討していますが、各種の情報媒体を活用し効果的な広報機能を充実させる必要があります。

◆施策の基本方針

情報公開を推進するため、広聴・広報機能を充実させるとともに、まちの情報を共有できる環境にします。また、情報公開を推進することにより町民の参加機会を促進するとともに、協働のまちづくりを進めます。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 情報公開の推進

(1) 情報公開制度の充実

町民がまちづくりへ参加する第一歩として、また、透明で開かれた町政を推進するため、町が保有する行政情報の積極的な公開に努めるとともに、情報公開制度及び個人情報保護制度の充実を図ります。

(2) 文書管理システムの充実

文書事務は行政事務の基本であり、行政文書は町民の権利義務にも影響を与えるものであるため、ファイリングシステムを基本に正確で迅速な処理の充実を図ります。

2 町民参加の環境づくり

(1) 参加意識の高揚

町民参加によるまちづくりの意識の高揚を図るため、区長会活動におけるまちづくり学習の推進を図ります。

また、地域やネットワークによるまちづくり活動の促進を図ります。

(2) 参加機会の拡充

町民と協議した結果が計画に反映できるよう、政策立案過程への町民参加についてのルールづくりを図ります。

(3) ボランティア・NPO・NGO活動の支援

教育、福祉、環境、防災等のボランティア、NPO、NGO活動の自主性、主体性を尊重しながら、行政とパートナーシップを確立し積極的に活動を支援します。

(4) 自治基本条例制定の検討

協働のまちづくりを推進するため、「自治基本条例」等の制定に向けた検討を実施します。

3 広聴の充実

(1) 広聴機能の充実

これまで実施している広聴会や町ホームページ、広聴箱などによる広聴活動の充実を図るほか、町民ニーズを把握する新たな広聴機能の導入を検討します。

4 広報の充実

(1) 広報機能の充実

広報紙や町ホームページなど、さまざまな情報媒体の特長を活かした広報活動を行い、町民が町政への理解を深められるよう広報モニター制度等を活用し、広報機能の充実を図ります。

(2) 庁内体制の整備

行政情報の提供システムづくりの検討を進めます。特に、情報は必要としているときにそのタイミングで接することが重要であり、そのための仕組みを確立します。



◆町民一人ひとりの活動

- 行政情報を的確に把握し、地域活動、住民活動に積極的に参加する
- 行政運営について知識と関心を持ち、行政からのさまざまな情報をもとに町政に参画し、発言(提言)する

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
まちづくり懇談会など町民参加促進に対する満足度(%)	11.1	23.0	35.0
広報やホームページによる行政情報提供に対する満足度(%)	24.7	37.0	50.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
一般公募枠を設けている審議会・委員会の割合(%)	4.7	10.0	20.0

第2節 行政運営の推進

◆現状と課題

総合振興計画に基づいた施策、事業の内容については、予算と整合を図った実施計画を策定し、進行管理を行っています。また、第3次川島町行政改革大綱に基づき、簡素で効率的な行政運営として事務事業の抜本的な見直し、組織・機構の見直し、定員管理の適正化も進めています。しかし、本格的な地域主権時代を迎え、町民からは、効率的・効果的な町民サービスを提供するための行政運営の変革が求められます。

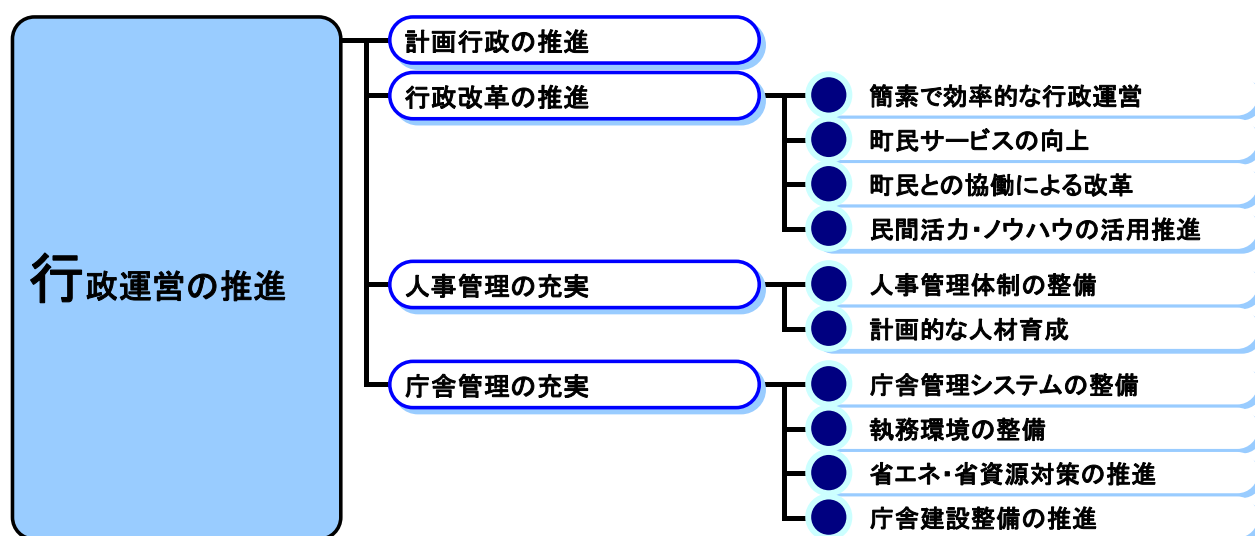
人事管理の充実については、職員の育成の一環として企業への研修・派遣などを行っており、県や広域で開催する研修にも派遣を行っています。今後はより効果的な研修を行うため、職場研修を充実するとともに、研修に関する基本的な方針を策定する必要があります。

庁舎管理の充実については、新たな庁舎を多目的に利用できる施設として位置づけ、建築を検討しています。また、川島町「エコの考え方」に基づき、省エネルギー対策にも取り組んでいます。しかし、省資源化対策に関しては率先した取り組みはないため、環境を大切にすまちとして、内容の検討を進める必要があります。

◆施策の基本方針

組織機構の簡素化や人事管理の適正化をはじめ、民間活力の利用や町民との協働の推進、管理経費の節減を進め、計画的かつ効率的な行政運営を推進します。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 計画行政の推進

総合振興計画を中心にした各種計画を基本に施策の推進を図ります。このため、実施計画などを通して計画を具体化するとともに、実施に向けた進行管理を進めます。

2 行政改革の推進

(1) 簡素で効率的な行政運営

行政の領域を改めて見直し、民間経営の専門的知識を積極的に取り入れ、事務事業の抜本的な整理統合を図ります。

また、新たに生じる行政課題に即時対応するため、組織機構の見直しを常に図りつつ、職員の意識改革と人材育成に努め、個々の政策形成能力の向上を図ります。

さらに、効率的な行政運営を行うため、外部評価を含んだ行政評価制度の導入を図ります。

(2) 町民サービスの向上

行政需要が多様化している現代では、時代の流れに即応したサービスの提供が必要となります。そのため、行政からの情報提供や公開を進めるとともに、町民の意見を聞く機会を広げ、利用者の立場に立ったサービスの向上に努めます。

(3) 町民との協働による改革

地方分権の推進等により、地方自治体の自己決定権が拡大される中で、個性的で魅力的なまちづくりを実現するためには、町民との協働がますます重要になってきます。そのため、町民が施策や事業に積極的に参画できる体制の整備を進めます。

(4) 民間活力・ノウハウの活用推進

民間企業が有している活力や仕事のノウハウを、有効かつ効率的に活用するために、競争原理によるコスト削減を目的とした指定管理者制度の適用や民間の資金・経営能力を活用するPFI*事業の導入を検討します。

3 人事管理の充実

(1) 人事管理体制の整備

人事考課制度を中心に、人材確保や人材育成、人材活用を進め、総合的な人事管理体制を整備します。

(2) 計画的な人材育成

少ない人員と財源で、より多くの専門的業務を処理し、より質の高いサービスを提供するため、人材育成基本方針に基づき計画的な人材育成を図ります。

4 庁舎管理の充実

(1) 庁舎管理システムの整備

利用者の利便性の向上と管理経費削減のため、庁舎など公共施設の計画的な維持管理を行います。

また、各種台帳整備を行い、庁舎管理システムの構築を図ります。

(2) 執務環境の整備

効率的な働きやすい執務環境の整備を進めます。

PFI…Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと

(3) 省エネ・省資源対策の推進

省エネルギー・省資源施策の展開を図るとともに、公用車についても低燃費・低公害車の導入を推進します。

(4) 庁舎建設整備の推進

現在の庁舎は、耐震基準を満たしていないため、大震災が発生した場合、倒壊の危険性が高く、防災拠点としての役割を担うことが困難です。このため、防災機能、来庁者の利便性、多目的利用などを考慮した庁舎をコミュニティセンター周辺に建設することとし、計画の推進並びに整備を図ります。

◆町民一人ひとりの活動

- 自分たちでできることと、行政でしかできないことを考える
- 行政サービスを向上させるために、行政に積極的に意見をあげる

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
町民サービスに対する満足度(%)	36.2	47.0	59.0
「行財政運営」全体に対する満足度(%)	16.7	31.0	46.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
行政改革の達成率(%)	68.0	80.0	100.0

第3節 財政運営の充実

◆現状と課題

現在は、中長期的な財政計画は策定していない状況ですが、計画的な財政運営を図るため、早急に中長期的な財政計画を策定する必要があります。

地方分権改革(三位一体の改革)による税源移譲の結果や、川島インターチェンジ周辺の開発に伴う新たな税収の確保などにより、歳入の根幹をなす町税の増収が見込まれ、町の財政の構造的な自立性は高まってきていますが、少子高齢社会の進行による生産年齢人口の大幅な減少等により、今後は、現状の財政規模を維持していくことの困難さが予想されます。

その一方で、町民ニーズの複雑・多様化に加えて、国及び県からの権限移譲により事務事業量は増加の傾向にあります。

今後は、さらに地方交付税をはじめとした地方行政をめぐる改革など、大きな環境の変化が予想されることから、従来にも増した効率的かつ効果的な財政運営が求められることとなります。

これらの課題を解決していくために、自主財源を拡大し、義務的経費の削減に努め、これまで以上に弾力的な財政構造をつくりあげていく必要があります。

財政指標の推移

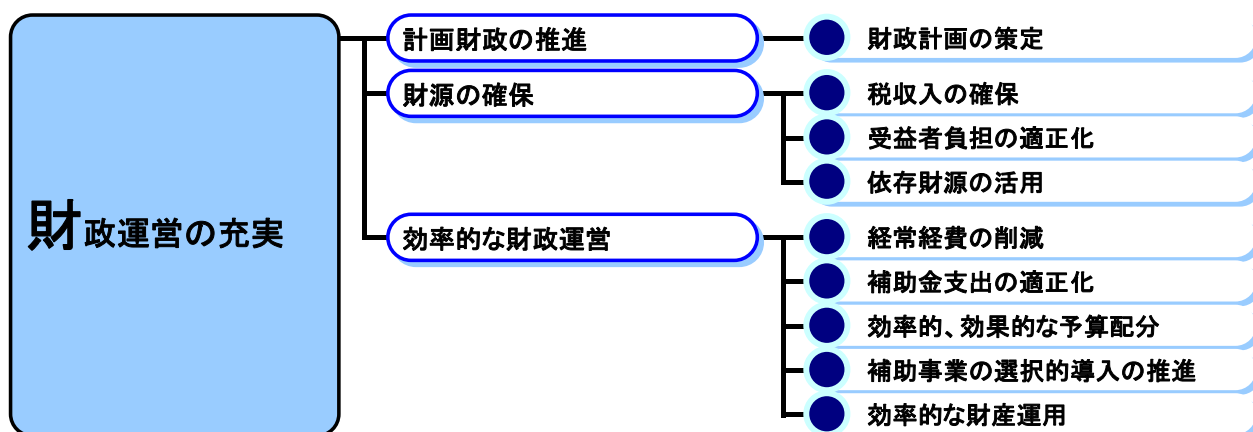
	財政力指数	実質収支比率(%)	公債費比率(%)	地方債現在高(千円)
平成12年度	0.52	5.4	10.6	5,660,207
平成13年度	0.52	4.4	10.3	6,095,228
平成14年度	0.54	5.2	10.4	6,746,185
平成15年度	0.58	6.8	9.4	6,843,235
平成16年度	0.63	6.5	9.7	6,661,156
平成17年度	0.66	4.6	11.9	6,654,196
平成18年度	0.69	7.3	11.6	6,527,867
平成19年度	0.71	5.7	10.9	6,503,568
平成20年度	0.76	6.1	10.3	6,301,818
平成21年度	0.77	5.8	8.9	6,256,134

資料：政策推進課

◆施策の基本方針

中長期的な財政見直しを行い、計画的な財政運営を図ります。また、財源の確保に努める一方、財源の有効活用と効果的配分を行うなど、効率的な財政運営に努めます。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 計画財政の推進

(1) 財政計画の策定

財源の確保とその活用を図り、健全財政を維持する計画的な財政運営を進めるため、総合振興計画に基づく、中・長期的な財政計画を策定し、毎年度見直しを行います。

2 財源の確保

(1) 税収入の確保

課税の公平適正な把握を図るとともに、徴収率の向上に努めます。

(2) 受益者負担の適正化

使用料や手数料、負担金などは、負担の公平化と財源の確保を図るため定期的な見直しを行い、コストに基づく適正な料金の設定に努めます。

(3) 依存財源の活用

補助制度や補助採択基準の動向を常に把握し補助事業の拡大を図り、国・県支出金を積極的に確保するとともに、補助基準額の適正化などを国・県に働きかけます。

建設事業については、地方交付税措置のある起債を有効活用し、後年度の財政負担を軽減します。

3 効率的な財政運営

(1) 経常経費の削減

事務事業の見直しと諸経費の節約、委託事業の適正化などにより、行政経費の節減を図ります。

(2) 補助金支出の適正化

従来の考え方を払拭した見直しを図るなど、補助金・負担金等の公益性を再検証し、団体等の統廃合や補助金・負担金自体の終期設定を定めるなど適正化に努めます。

(3) 効率的、効果的な予算配分

財務会計システムにより予算の執行状況を把握し、予算編成にあたっては、的確な歳入見通しを立て、限られた財源の中で、最大の効果が得られるよう予算配分を行います。

(4) 補助事業の選択的導入の推進

補助事業における超過負担の解消、補助要件の適正化などを国・県に要請していくとともに、事業の的確な導入を図ります。

(5) 効率的な財産運用

財産台帳の整備を行い、町有財産の適正な維持管理に努めるとともに、効率的な財産運用を図ります。

◆町民一人ひとりの活動

- 町の財政状況などについて関心を高める
- 町税等について、適正に申告し納付する

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
「行財政運営」全体に対する満足度(%)	16.7	31.0	46.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
財政力指数	0.746	0.800	0.850
経常収支比率(%)	89.0	87.0	85.0

第4節 電子自治体の推進

◆現状と課題

既存の電子システムは大きな問題はなく維持管理できていますが、より効率的なシステムの導入も計画的に進めており、事務処理上最適な条件を満たす機器の導入を検討しています。

町ホームページのリアルタイム*での情報提供については、遅れている部分があり、最新の情報を提供することが求められます。また、ICT技術を有効に活用し、効率的・効果的な行財政運営が行えるよう、職員の技術向上に取り組むことが必要です。

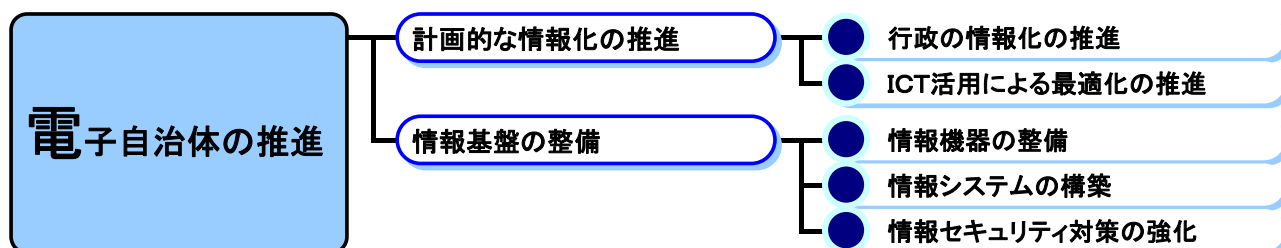
公共施設などの予約システムの整備については、第3次川島町行政改革大綱で検討を進めています。町民の便利で快適な生活をサポートするため、ネット上での公共施設予約、申請や届け出ができるシステムを早期に導入することが必要です。

セキュリティ対策に関しては、職員に対する指導を徹底するなどの対応で、これまでに情報が外に漏れるなどの事例は起きていません。今後はさらに、電子化の推進に併せて、個人情報取り扱いなど情報セキュリティ強化を進める必要があります。

◆施策の基本方針

ICTを活用し、庁内の事務の効率化・スピード化を図るとともに、電子申請システムなどを活用し、町民サービスの向上を図ります。また、情報化の進展に伴い、職員の情報セキュリティ対策を強化します。

◆施策の体系



リアルタイム…同時性

◆基本施策の展開

1 計画的な情報化の推進

(1) 行政の情報化の推進

行政情報の積極的な提供を推進するため、町ホームページを活用した情報提供や情報資産の提供を迅速に対応できるよう、情報化の推進を図ります。

(2) ICT活用による最適化の推進

情報機器の高度化に伴い、共有できる情報を的確に提供できるようにするため、職員研修を実施し、電算機器操作の向上をめざします。

2 情報基盤の整備

(1) 情報機器の整備

既存システムの維持管理を行うとともに、より効率的なシステムの導入や経費の削減を進めます。

(2) 情報システムの構築

町民がインターネットを利用し、申請や届け出ができる電子申請システムや納税システムの導入を検討し、利便性の向上を図ります。

(3) 情報セキュリティ対策の強化

インターネットを用いた行政サービスを安心して受けられるよう、個人情報をはじめとする情報資産のセキュリティ確保を図るための体制や、システムの整備・運用を進めます。

◆町民一人ひとりの活動

- 電子申請システムを有効活用する ○町民カードの登録をする

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
町民サービスに対する満足度(%)	36.2	47.0	59.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
電子申請・届け出数(簡易申請・施設予約含む)(件)	0	1,100	3,000

第5節 地方分権・関係市町との連携の推進

◆現状と課題

現在、国や県からの移譲対象事務として75事務中、58事務を受けており、移譲率77.3%の状況となっています。引き続き、移譲対象事務の対応を推進するため、職員の知識や技術習得などの能力向上を図り、行政サービスの向上や事務の効率化を実現させる必要があります。

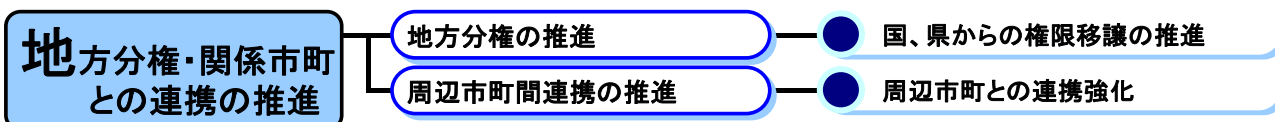
周辺市町との交流に関して、埼玉県川越都市圏まちづくり協議会をはじめ、比企広域市町村圏組合等のつながりを活かし、連携強化を図りつつ行政サービスの向上に努めています。

今後は、既存の広域行政による取り組みを推進しつつ、広域行政圏域の見直しや関係市町村との連携を図りながら、新たな広域行政のあり方を研究する必要があります。

◆施策の基本方針

国や県の権限移譲を推進し、まちの自立性を高めていく一方、周辺市町と連携をとり、効率的な事業の実施を推進します。また、時代の流れに応じた新たな連携のあり方について研究を進めます。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 地方分権の推進

(1) 国、県からの権限移譲の推進

自立した自治体として町独自のまちづくりを推進するため、国や県からの権限移譲を積極的に推進します。

2 周辺市町間連携の推進

(1) 周辺市町との連携強化

周辺市町との交流を深め、連携強化を図り、積極的に事業を実施することで、行政サービスを充実するとともに、行政事務の広域処理を進めます。

また、市町村合併についても関係市町との調整を図り推進します。

◆町民一人ひとりの活動

○周辺市町で行う交流イベントに参加する

◆まちづくり指標

町民の満足指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
周辺市町村との広域連携に対する満足度(%)	18.5	30.0	42.0
成果指標	現状値	前期目標(H27)	後期目標(H32)
移譲対象事務実施率(%)	77.3	80.0	82.5

資料編

(1)川島町総合振興計画審議会条例

昭和44年2月21日
条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、川島町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合振興計画に関し、必要な調査及び審議を行うため、川島町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町の議会の議員
 - (2) 町内の公共的団体等の役員及び職員
 - (3) 知識経験を有する者
- (会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 委員が属する部会は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

- 2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議をひらくことができない。
- 3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 川島村新市町村建設審議会条例(昭和32年川島村条例第1号)は、廃止する。

附 則(昭和46年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第16号)

この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(2) 諮問・答申

川政発第970号
平成22年9月3日

川島町総合振興計画審議会会長 様

川島町長 高田 康 男

第5次川島町総合振興計画（案）について（諮問）

このことについて、川島町総合振興計画審議会条例（昭和44年川島町条例第3号）第2条の規定に基づき、諮問します。

記

- 1 第5次川島町総合振興計画（案）について 別紙のとおり

平成22年11月16日

川島町長 高田康男 様

川島町総合振興計画審議会
会長 鈴木久雄

第5次川島町総合振興計画（案）について（答申）

平成22年9月3日付け川政発第970号により諮問のありました第5次川島町総合振興計画（案）について、川島町総合振興計画審議会条例の規定に基づき、慎重に検討審議を行った結果、下記のとおり答申します。

記

現在、町では、首都圏中央連絡自動車道の川島インターチェンジが開通し、新たな玄関口の完成、また、川島インター産業団地の完成等、新しい風が吹きはじめています。

しかしながら、まちづくりを取り巻く環境は年々厳しさを増し、人口の減少、少子高齢社会の到来、地球温暖化に対する環境問題、産業の空洞化、行政ニーズの多様化など、社会情勢は大きな変革の時期を迎えており、「成長」から「成熟」へ、「量的充実」から「質的充実」へ移行することが求められています。

本審議会は、以上の内容を踏まえ、今回諮問された「第5次川島町総合振興計画」（案）について検討した結果、「定住促進」、「交流・転入促進」、「生活基盤の充実」を柱とするリーディングプロジェクトを掲げ、現状の課題に対し、全庁的に取り組む姿勢や人口流出の抑制、若者が定住するための取組姿勢等が積極的に見られ、誰もが安心して住み続けたいと思えるまちづくりに対応した計画となっていることから、概ね妥当であると認めます。

また、基本構想・基本計画の推進にあたっては、厳しい財政状況を鑑み、常に創意工夫し各計画の実現に努めるとともに、まちづくり指標の進捗や町民の満足度を正確に把握するなど、適切な進行管理に努め、以下に記載する意見・要望に十分留意して実施してください。

（意見・要望）

- 1 リーディングプロジェクトに関しては、各施策の重点項目として捉えていることを踏まえ、的確に計画に反映し実施されたい。
- 2 地域医療、子育てに関しては、身近で気軽に診療が受けられるよう病院、医院等の誘致に努められたい。
- 3 川島インターチェンジ周辺については、町の拠点として計画的な土地利用に基づき適正な開発等の誘導を行い、町の活性化に努めていただきたい。
- 4 農業に関しては、農業支援センターなどの窓口を関係機関（町、農協、農業委員会等）で組織化の実現に努め、農地保全の取り組みとして農地集積などを推進し、意欲ある担い手農家や生産組織への利用の促進に努められたい。
- 5 商工業に関しては、既存事業所の減少、個人商店の廃業などが全国的にも問題となっていることから、今後は異業種間交流等を考慮した農商工の連携を図るとともに、町の交通体系を考慮して、主要幹線道路の整備及び高齢社会の到来に伴う買い物弱者等に対する対策を講じられたい。
- 6 就業の問題に関しては、就職相談窓口を設けるなど、企業とも連携して若者が町内企業に就職し、定住人口の増加につながるよう体制づくりに努められたい。
- 7 観光に関しては、人口減少の中、町が有する歴史・文化・産業を活かし、関係機関などが連携した観光PRを実施し、多くの人々が訪れにぎわいのあるまちづくりを進めていただきたい。

(3)第5次川島町総合振興計画審議会委員名簿

	氏名	役職	備考
1	鈴木久雄	議会議員	会長
2	飯野徹也	議会議員	
3	石川征郎	議会議員	
4	土屋祥吉	議会議員	
5	菊地敏昭	議会議員	
6	森田敏男	議会議員	
7	篠崎久子	教育委員長	
8	横川二三男	農業委員会会長兼都市計画審議会会長	副会長
9	松本幹雄	校長会代表	
10	鈴木泰左右	商工会会長	
11	利根川洋治	埼玉中央農業協同組合代表理事専務	
12	亀田緑	民生委員・児童委員協議会会長	
13	遠山洋	川島町区長会会長	
14	河邊誠造	三井精機工業(株)常務取締役本部長	
15	石丸佳都夫	敷島製パン(株)総務グループマネージャー	
16	飯島和夫	元埼玉県産業労働部長	

(敬称略)

(4)第5次川島町総合振興計画まちづくり協議会委員名簿

	氏名	役職	備考
1	渡 辺 正 巳	平成 21 年度川島町区長会副会長	
2	中 村 マ ス	平成 22 年度川島町区長会副会長	副会長
3	石 黒 和 廣	川島町消防団団長	
4	神 田 峰 男	川島町国民健康保険運営協議会会長	
5	道祖土 次 男	元県職員	
6	谷 嶋 春 子	川島町ボランティア子育て支援員	
7	杉 浦 裕 介	青少年相談員協議会委員	
8	小 池 俊 二	平成の森病院事務長	
9	矢 部 忠	シルバー人材センター事務局長	
10	遠 山 勝 元	認定農業者協議会会長	
11	小久保 典 雄	農業委員	
12	山 元 秀 春	商工会工業会会長	
13	宮 下 成 和	商工会職員	
14	野 口 忠 雄	川島町中山北部集落活動組織	
15	小久保 登	川島町都市計画審議会職務代理者	会長
16	富 田 三千彦	川島幼稚園園長	
17	高 橋 瑞	連合 P T A 副会長	
18	牛 村 貞 彦	社会教育委員	
19	芝 崎 孝 志	川島町体育指導委員協議会委員	
20	森 久 人	川島町スポーツ少年団指導者	
21	佐 藤 修	公募	
22	苗 村 芳 男	公募	
23	中 里 昇	公募	
24	小 高 和 夫	公募	
25	奥 井 義 昭	公募	

(敬称略)

(5)第5次川島町総合振興計画策定経過

年	月 日	内 容
平成 21 年	12 月 7 日	町民アンケート実施（12月7日～12月18日まで）
平成 22 年	2 月 5 日	第 1 回策定委員会開催
	2 月 17 日	第 1 回素案策定部会開催
	3 月 2 日	第 1 回素案策定部会第 1 分科会開催
	3 月 11 日	第 1 回素案策定部会第 2 分科会開催
	3 月 18 日	第 2 回素案策定部会第 1 分科会、第 2 回分科会開催
	3 月 30 日	第 2 回素案策定部会開催
	4 月 20 日	第 3 回素案策定部会開催
	5 月 7 日	第 2 回策定委員会開催
	5 月 11 日	第 3 回策定委員会開催
	5 月 20 日	第 4 回素案策定部会開催
	5 月 25 日	第 1 回まちづくり協議会開催
	6 月 1 日	第 5 回素案策定部会開催
	6 月 8 日	敷島製パン独身寮アンケート実施（6月8日～6月18日まで）
	6 月 15 日	第 2 回まちづくり協議会開催
	6 月 22 日	第 6 回素案策定部会開催
	6 月 29 日	分野別懇談会開催
	7 月 6 日	第 3 回まちづくり協議会開催
	7 月 12 日	川島町民コメント制度（ホームページ上によるパブリックコメント） 実施（7月12日～8月10日まで）
	7 月 15 日	第 4 回まちづくり協議会開催
	7 月 28 日	第 7 回素案策定部会開催
	8 月 11 日	第 4 回策定委員会開催
	8 月 23 日	第 5 回策定委員会開催
	8 月 27 日	第 6 回策定委員会開催
	9 月 1 日	第 5 回まちづくり協議会開催
	9 月 3 日	第 1 回総合振興計画審議会開催（諮問）
	10 月 4 日	第 2 回総合振興計画審議会開催
	10 月 25 日	第 3 回総合振興計画審議会開催
	11 月 5 日	第 4 回総合振興計画審議会開催
	11 月 12 日	第 5 回総合振興計画審議会開催
	11 月 16 日	第 5 次総合振興計画(答申)
11 月 26 日	第 7 回策定委員会開催	
12 月 7 日	基本構想議決	

第5次川島町総合振興計画

発行：平成23年3月

編集：川島町政策推進課

〒350-0192 埼玉県比企郡川島町大字平沼 1175

Tel 049 (299) 1752 Fax 049 (297) 6058

URL <http://www.town.kawajima.saitama.jp/>

